

第2部 政府關係機関

第1章 概説

第1節 政府関係機関の定義

第2部では、平成元年度から平成12年度の政府関係機関の制度について述べる。本論に入る前に政府関係機関の定義とその沿革について簡単に述べる。¹⁾

政府関係機関とは、特別の法律により設立された全額政府出資の法人であり、法律に基づいてその予算及び決算の国会への提出が義務づけられた機関である。²⁾ 政府関係機関の名称が公式に用いられたのは、昭和24年度予算からである。明治以来、政府が全額ないし一部出資して作られた特殊銀行、特殊会社は数多く存在していた。しかしながら、これらの法人の全収支が予算化されることはなく、それぞれの法律に基づいて個々に経理されていた。昭和24年4月に「公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律」（昭和24年法律第27号）が成立し、同法に基づいて全額政府出資の公団・金庫等の歳入歳出予算が「一般会計予算」、「特別会計予算」とともに「政府関係機関予算」として国会に提出されるようになった。³⁾

昭和24年度の『国の予算』によれば、これらの機関については「従来は、その人件費・事務費が交付金として一般会計又は特別会計予算に示され、或は出資金・交付金・補助金等が一般会計予算に示されるに過ぎず、その活動は明らかでなかった」が、「これらの諸機関の活動は我国の経済に極めて重要な関係をもち、又全額政府出資で公的性格が極めて強いので…中略…国の予算に準じて国会に提出され、款及び項に分けて議決されることとなった」とある。⁴⁾ その後、昭和25年度より新設の住宅金融公庫、昭和26年度より専売局特別会計の事業を承継した日本専売公社、政府の直営事業の国営鉄道事業、国営自動車事業を承継した日本国有鉄道、新設の日本輸出銀行（昭和27年4月より「日本輸出銀行」と改称。）が、昭和26年度より復興金融金庫の事業を承継した日本開発

銀行、昭和28年度より電気通信事業特別会計を承継した日本電信電話公社、新たに設立された中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫が政府関係機関予算に計上されるようになった。この間、昭和26年度末までに公団、委員会等はすべて廃止され、昭和28年度より3公社・特殊銀行・公庫の予算が政府関係機関予算として国会へ提出されるようになった。なお、予算・決算の国会への提出については、公社、銀行はそれぞれの個別法で、公庫は「公庫の予算及び決算に関する法律」(昭和26年法律第99号)で義務づけられた。

その後、昭和31年に北海道東北開発公庫、昭和32年に公営企業金融公庫、昭和33年に中小企業信用保険公庫、昭和35年に医療金融公庫、昭和42年に環境衛生金融公庫、昭和47年に沖縄振興開発金融公庫が順次設立された。そして、昭和62年度までに医療金融公庫の廃止、3公社の順次民営化を経て、平成元年時点の政府関係機関は、日本開発銀行(以下では、「開銀」と表記することがある。)、日本輸出入銀行(以下では、「輸銀」と表記することがある。)の2銀行と国民金融公庫(以下では、国民金融公庫及び後述の国民生活金融公庫を「国民公庫」と表記することがある。)、住宅金融公庫(以下では、「住宅公庫」と表記することがある。)、農林漁業金融公庫(以下では、「農林公庫」と表記することがある。)、中小企業金融公庫(以下では、「中小公庫」と表記することがある。)、北海道東北開発公庫(以下では、「北東公庫」と表記することがある。)、公営企業金融公庫(以下では、「公営公庫」と表記することがある。)、中小企業信用保険公庫(以下では、「中小保険公庫」と表記することがある。)、環境衛生金融公庫(以下では、「環衛公庫」と表記することがある。)、沖縄振興開発金融公庫(以下では、「沖縄公庫」と表記することがある。)の9公庫の計11機関となった。その後、平成11年7月に中小企業信用保険公庫と中小企業事業団が統合して中小企業総合事業団が発足し、同年10月には日本開発銀行と北海道東北開発公庫が合併して日本政策投資銀行(以下では、「政投銀」と表記することがある。))が、国民金融公庫と環境衛生金融公庫が合併して国民生活金融公庫がそれぞれ発足し、日本輸出入銀行と国際協力基金が合併して国際協力銀行が設立されたため、平成12年度末時点では、2銀行6公庫の計8機関となった。⁵⁾

〔注〕

- 1) 昭和63年度までの政府関係機関については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦

- から講和まで』第6巻「歳計(2)・政府関係機関・関税」(昭和59年、東洋経済新報社)、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成7年、東洋経済新報社)、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成14年、東洋経済新報社)を参照。
- 2) 平成元年度末時点で全額政府出資法人は48法人あり、うち日本道路公団など9公団、中小企業事業団など28事業団、日本たばこ産業株式会社はいずれも政府全額出資であるが政府関係機関には含まれない(「政府出資法人一覧(平成2年3月31日現在)」大蔵省『財政金融統計月報』第466号)。河野一之は、政府関係機関である公庫・銀行・公社と日本道路公団との間に「公的性格に大きな差異を見出すことは困難である」と断った上で、その理由として、「業務運営が、特に国の財政政策と密接な関係を持っていること、かつ、その業務の規模等は、資金源等からいって国の予算と関連して決めるのが適当であること、政府全額出資以外の法人の財務は、行政上の監督によって行って十分であり、これを予算の形によって国会が行うことは適当でないことといった理由のほか、この制度創設以来の沿革的事由によるもの」としている(河野一之『新版予算制度(第二版)』(平成15年、学陽書房)185ページ)。
 - 3) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第4巻「財政制度・財政機関」(昭和52年、東洋経済新報社)237ページ。なお、昭和24年度予算における「政府関係機関」は、価格調整公団、酒類配給公団、食糧配給公団、肥料配給公団、飼料配給公団、食料品配給公団、油糧配給公団、産業復興公団、配炭公団、鉱工品貿易公団、繊維貿易公団、石油配給公団、船舶公団の13公団、復興金融公庫、庶民金庫(昭和24年6月、「国民金融公庫」に改組。)、船舶運営会(昭和25年3月、「商船管理委員会」と改称。)、持株会社整理委員会、閉鎖機関整理委員会、証券処理調整協議会の計19機関である。
 - 4) 『国の予算』昭和24年度 365ページ。
 - 5) その後の政府関係機関の再編は以下のとおりである。平成16年7月、中小企業総合事業団が独立行政法人中小企業基盤整備機構に改組されたことに伴い、信用保険部門は分離されて中小企業金融公庫に移管された。住宅金融公庫は平成19年度末をもって廃止され、平成19年4月1日に発足した独立行政法人住宅金融支援機構に事業が承継された。国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行の国際金融部門は、「株式会社日本政策金融公庫法」(平成19年法律第57号)に基づいて平成20年10月に発足した株式会社日本政策金融公庫にそれぞれ業務が承継されて解散し、国際協力銀行の国際協力部門は独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門となった。日本政策投資銀行は、「株式会社日本政策投資銀行法」(平成19年法律第85号)に基づいて平成20年10月に株式会社日本政策投資銀行に改組された。公営企業金融公庫は、「地方公営企業等金融機構法」(平成19年法律第64号)に基づいて平成20年8月1日に設立された地方公営企業等金融機構に同年10月1日、一切の権利・義務を承継して廃止された。以上の再編を経て、平成21年度予算における政府関係機関は、沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門の3機関のみとなった(「平成21年度政府関係機関予算」)。

第2節 政府関係機関予算の推移

初めて政府関係機関予算が組まれた昭和24年度は収入1兆4470億円、支出1兆3180億円であった。その後、公団の解散により一時減少したが、3公社、銀行、公庫が設立され、予算化されたことにより、右肩上がりで増加していき、昭和60年度には収入13兆8940億円、支出13兆9520億円でピークとなった。3公社の民営化により、平成に入ってから予算規模は大きく縮小し、平成元年度から平成12年度までの収入支出は6兆～7兆円台で推移している。¹⁾

次に用途別分類についてみる。表2-1-1によれば、政府関係機関予算は、一般会計、特別会計と比べて「その他」の比率が高く、平成元年度以降は全体の95%以上を占めている。平成元年度以降における政府関係機関は金融機関のみであるため、「その他」の内訳は支払利息が太宗をなしている。政府関係機関の収入支出予算に計上されるのは利子や事務費等の損益項目のみであり、貸出し等の金融機関としての活動は予算には直接あらわれてこない。各銀行・公庫の動向は後で詳述するが、ここでは表2-1-2から政府関係機関の活動規模及び貸出金のシェアを確認しておく。この値には政府関係機関に含まれない商工組合中央金庫の数値が含まれていることに注意が必要である。高度成長初期の昭和30年におけるシェアは14%台とやや高いが、その後民間金融機関の資力の増加もあって漸減していき、昭和60年度には再び上昇して13%台となった。平成元年度は11.7%であったが、その後比率は漸増し、平成12年度には2割弱を占めるようになっていく。これは、後述するように、バブル崩壊後に民間金融機関の貸出しがおおむね低調となったのに対し、平成4年以降の数次にわたる経済対策において、住宅投資・中小企業金融等の分野で政府系金融機関の貸出しを拡充する措置がとられたことなどを反映したものである。経済対策ごとに具体的な内容は異なるが、(1) 社会資本の整備、(2) 減税、(3) 公共用地の先行取得、(4) 中小企業対策、(5) 住宅投資の促進、などが主要な項目であった。政府関係機関との対応関係を示せば、(1)は日本開発銀行、北海道東北開発公庫、(4)は中小企業金融公庫、国民金融公庫、(5)は住宅金融公庫、以上による融資枠の拡大や新たな融資制度の導入を通じて行われた。²⁾

〔注〕

- 1) 総務省統計局監修『新版日本長期統計総覧』第1巻（平成18年、日本統計協会）466-467ページ。
- 2) 平成4年3月31日の「経済対策」から平成7年9月の「経済対策一景気回復を確実にするために」までの一連の経済対策の全文は、経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」（平成9年3月）7-189ページに収録されている。また各経済対策の概要については、丸山純一「総合経済対策について」（『ファイナンス』平成4年10月号）、同「新総合経済対策」について」（『ファイナンス』平成5年5月号）、藤田博一「緊急経済対策について」（『ファイナンス』平成5年10月号）、同「総合経済対策について」（『ファイナンス』平成6年3月号）、宮崎成人「緊急円高・経済対策及び緊急円高・経済対策の具体化補強を図るための諸施策について」（『ファイナンス』平成7年8月号）、北浦修敏「経済対策について」（『ファイナンス』平成7年11月号）、「総合経済対策のポイントについて（平成10年4月24日 経済対策閣僚会議）」（『ファイナンス』平成10年5月号）、宮田照久「緊急経済対策について」（『ファイナンス』平成11年1月号）を参照。

表 2-1-1 政府関係機関の支出予算使途別分類（補正後）

（単位：十億円）

		昭和50年度	昭和60年度	平成元年度	平成6年度	平成12年度
人件費	職員給与	2,110	1,300	84	107	110
	その他の給与	114	489	8	13	15
	計	2,225	1,789	91	120	125
旅費	71	32	4	5	6	
物件費	2,082	1,059	60	80	60	
施設費	1,276	329	—	—	—	
補助費・委託費	519	802	93	106	102	
他会計へ繰入	3,190	1,709	—	—	—	
その他	3,209	7,587	5,057	7,239	7,259	
合計	12,571	13,307	5,306	7,550	7,553	

（注）単位未満四捨五入。

（出所）大蔵省（財務省）主計局調査課編『財政統計』各年度により作成。

表 2-1-2 金融機関貸出に占める政府関係金融機関比率

(単位：千億円)

	金融機関 の総貸出		構成比 (B) / (A)
	(A)	政府関係金 融機関分(B)	
昭和30年度	54	7	14.2%
昭和40年度	361	40	11.1%
昭和50年度	1,896	235	12.4%
昭和60年度	4,821	662	13.7%
平成元年度	7,269	851	11.7%
平成2年度	7,887	929	11.8%
平成3年度	8,235	1,001	12.2%
平成4年度	8,534	1,088	12.7%
平成5年度	8,717	1,208	13.9%
平成6年度	8,864	1,326	15.0%
平成7年度	8,981	1,331	14.8%
平成8年度	8,939	1,394	15.6%
平成9年度	9,064	1,434	15.8%
平成10年度	8,978	1,477	16.5%
平成11年度	8,857	1,625	18.3%
平成12年度	8,688	1,628	18.7%

(注) 元データは日本銀行調べ。商工組合中央金庫の数値を含む。

(出所) 大蔵省(財務省)『財政金融統計月報』「政府関係金融機関特集」各号により作成。

第3節 政府関係機関の財務

政府関係機関は、全額政府出資の法人であり、その資本金は一般会計、産業投資特別会計から出資されている。そして、金融機関としての貸付原資は資金運用部等からの借入金、政府保証の債券で調達しており、発生した利益金は一部を準備金に繰り入れた後、その残余は国庫に帰属し、損失が出る場合は一般会計から補給金を受け入れて補てんを行う。このように政府関係機関の活動は、一般会計、特別会計、財政投融资と密接な関係を持っている。¹⁾

まず出資金についてみる。平成元年度の各機関の出資金内訳を示した表 2-1-3によると、(1) 一般会計のみの出資、(2) 産業投資特別会計のみの出資、(3) 一般会計と産業投資特別会計の双方からの出資、の3つのタイプに分けられる。(1)のタイプは、国民金融公庫、環境衛生金融公庫の2機関である。また、(2)のタイプは、日本輸出入銀行、日本開発銀行、北海道東北開発公庫、公営企業金融公庫の4機関である。そして、(3)のタイプは、中小企業信用保険公庫、農林漁業金融公庫、住宅金融公庫、中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の5機関である。²⁾

銀行・公庫の決算で損益計算上の利益金が発生した場合は、翌年度の5月31日までに国庫納付することになっている。国庫納付金の帰属する会計は出資する会計の違いにより機関ごとに異なっている。日本開発銀行と日本輸出入銀行は、それぞれ「日本開発銀行の国庫納付金に関する政令」(昭和28年政令第77号)、「日本輸出入銀行の国庫納付金に関する政令」(昭和28年政令第76号)に基づいて産業投資特別会計産業投資勘定に帰属することが明記されている。また、公庫については、「公庫の国庫納付金に関する政令」(昭和26年政令第162号)で、環境衛生金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫は一般会計(同第3条第5項)、北海道東北開発公庫及び公営企業金融公庫は産業投資特別会計産業投資勘定(同第3条第3項)、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫は出資額に応じて按分した額をそれぞれ一般会計と産業投資特別会計に帰属させるものとしている。

次に財政投融资との関係についてみる。「資金運用部資金並びに簡易生命保

険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律」(昭和48年法律第7号)に基づいた予算をもって国会の議決を経た資金運用部資金及び簡保資金の運用、産業投資特別会計の出融資、政府保証債・政府保証借入金を一表に取りまとめたものが財政投融资資金計画とされることになった。³⁾ 上述の日本開発銀行をはじめとする6機関は産業投資特別会計より出資を受けている。また、住宅金融公庫、国民金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫、北海道東北開発公庫、沖縄振興開発金融公庫の6機関は資金運用部資金と簡保資金から、環境衛生金融公庫は資金運用部資金のみから貸付原資を調達している。なお、債券発行が可能な中小企業金融公庫、北海道東北開発公庫、公営企業金融公庫の起債に際しては政府保証が付された。⁴⁾

財政投融资計画・実績の推移を示した表 2-1-4によれば、政府関係機関は財政投融资計画のうち4割程度の比重を占めており、後述するように住宅金融公庫の比重が圧倒的に大きかった。当初計画と決算時の実績額を比較すると、平成元年度から平成6年度は、実績額が計画額を上回っており、特に経済対策が相次いで出された平成4年度及び平成5年度はその度合いが大きい。しかしながら、平成7年度以降は実績額が計画額を下回っている。このことは、市中金利の低下に伴って多くの機関で貸付金の期限前償還が増えたことにより、各機関の資金が潤沢となり、資金運用部からの借入額が減少したため、しばしば巨額の不用額を計上したことを反映している。

各公庫、銀行は、民間金融機関が融通することが困難な長期資金の供給を主たる目的としており、収支相償を法律上義務づけられない公庫においては収支が赤字となる場合が多く、補給金という形で一般会計から補てんを受けられる仕組みになっていた。表 2-1-5に示したように、昭和60年度以降、平成元年度を除いて一般会計からの補給金の額は5000億円～8000億円で推移していた。その中でも資金規模が大きく、融資利率が資金調達コストである財投金利を下回っていた住宅金融公庫に対する補給金が過半を占めている。

以上が平成元年度から平成12年度の政府関係機関の概要である。以下では、第2章で特殊銀行、第3章で公庫の収支動向と制度改正についてみた後、第4章で行政改革の一環としての政府関係機関の再編について確認する。

〔注〕

- 1) 平成元年度から平成12年度の特別会計制度については本巻の第1部「特別会計」を参照。一般会計、財政投融资については本シリーズ第2巻の「予算」、第5巻の「財政投融资」を参照されたい。
- 2) 産業投資特別会計は、「産業の開発及び貿易の振興のため」に政府の資金による出資・融資を行うためのものであり、公益性が高く、かつ収益が見込まれるが民間だけでは十分にリスクを負うことのできない分野を対象としている。なお、産業投資特別会計の制度と沿革については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成7年、東洋経済新報社）94-103ページ及び財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）147-154ページを参照。
- 3) 財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第5巻「国債・財政投融资」（平成16年、東洋経済新報社）295ページ。
- 4) 財政投融资資金計画の構成については、「年度別財政投融资資金計画及び実績」（大蔵省（財務省）『財政金融統計月報』『財政投融资特集』各号）を参照。政府保証債については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第8巻「財政投融资」（平成12年、東洋経済新報社）38-45ページを参照。

表 2-1-3 政府関係機関の出資金内訳（平成元年度末）

（単位：億円）

機関名	出資金	出資金の内訳	
		一般会計	産業投資特別会計
国民金融公庫	373	373	—
環境衛生金融公庫	10	10	—
日本輸出入銀行	9,673	—	9,673
日本開発銀行	2,339	—	2,339
北海道東北開発公庫	509	—	509
公営企業金融公庫	166	—	166
中小企業信用保険公庫	5,836	5,188	648
農林漁業金融公庫	1,682	564	1,118
住宅金融公庫	972	427	545
中小企業金融公庫	682	391	291
沖縄振興開発金融公庫	280	※250	30
合計	22,524	7,204	15,320

(注) 1. 単位未満切捨て。

2. ※印には設立時に政府出資されたとみなされた承継分215億5599万2000円が含まれている。

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』第466号「国有財産特集」36ページにより作成。

表 2-1-4 政府関係機関の財政投融资計画の推移

(単位：億円)

	政府関係機関		財政投融资計画に占める比率	
	当初計画	実績	当初計画	実績
平成元年度	129,733	141,262	40.2%	42.8%
平成2年度	137,887	150,397	39.9%	42.0%
平成3年度	151,531	155,565	41.2%	40.8%
平成4年度	161,329	177,561	39.5%	38.5%
平成5年度	179,034	222,439	39.1%	42.4%
平成6年度	206,425	230,484	43.1%	45.8%
平成7年度	222,402	146,282	46.2%	34.7%
平成8年度	212,725	188,780	43.3%	41.1%
平成9年度	208,878	171,152	40.7%	36.7%
平成10年度	209,268	193,835	41.9%	35.7%
平成11年度	244,031	187,544	46.1%	40.9%
平成12年度	228,453	144,939	52.3%	41.4%

(出所) 大蔵省(財務省)『財政金融統計月報』『財政投融资特集』各号により作成。

表 2-1-5 一般会計から政府関係機関への補助金・交付金の受入額(決算)

(単位：億円)

	受入額(a)	うち 住宅金融公庫(b)	(b)/(a)	受入機関数
昭和60年度	5,524	3,412	61.8%	7
昭和61年度	5,905	3,432	58.1%	7
昭和62年度	6,312	3,439	54.5%	8
昭和63年度	6,030	3,439	57.0%	8
平成元年度	11,782	9,532	80.9%	8
平成2年度	5,590	3,539	63.3%	7
平成3年度	5,503	3,739	67.9%	7
平成4年度	5,608	3,939	70.2%	7
平成5年度	5,641	4,045	71.7%	7
平成6年度	6,116	4,045	66.1%	7
平成7年度	7,321	4,197	57.3%	7
平成8年度	7,389	5,266	71.3%	8
平成9年度	6,756	4,400	65.1%	9
平成10年度	8,189	5,600	68.4%	9
平成11年度	8,291	6,210	74.9%	7
平成12年度	7,096	5,185	73.1%	7

(注) 単位未満切捨て。

(出所) 会計検査院編「決算統計」各版により作成。

第2章 特殊銀行

第1節 特殊銀行の概要

日本開発銀行は、「長期資金の供給を行うこと等により産業の開発及び経済社会の発展を促進するため、一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励することを目的とする」金融機関である（「日本開発銀行法」（昭和26年法律第108号）第1条）。同行の業務は国内資金の出資及び融資、外貨貸付、外貨保証の3つに大別される。昭和60年の「日本開発銀行法」改正により、出資機能の整備が図られ、出資対象事業は政令で定められることとなった。設立当初は、電力、海運、石炭、鉄鋼の基幹産業への融資に重点が置かれていたが、表 2-2-1に示したとおり、次第に資源エネルギー、都市開発、技術振興へ融資の比重が高まり、平成元年度以降は資源エネルギー、インフラ整備、地方開発、産業構造調整等の分野に業務を拡張している。¹⁾

日本輸出入銀行は、「金融上の援助を与えること等により本邦の外国との貿易を主とする経済の交流を促進するため、一般の金融機関が行う輸出入及び海外投資に関する金融等を補完し、又は奨励することを目的とする」金融機関である（「日本輸出入銀行法」（昭和25年法律第268号）第1条）。同行の業務は、国内貸付、対外直接貸付、出資、債務保証の4つに大別される。国内貸付には、輸出入金融（本邦業者、外国法人の輸出入に必要な資金の融資又は当該資金の融資を行った市中銀行に対する手形割引）、技術提供金融、海外投資金融、海外事業金融がある。対外直接貸付には、タイド・ローン、アンタイト・ローン、外国政府等に対する投資金融、リファイナンスがある。従来は船舶・プラントの輸出金融が中心であったが、図 2-2-1に示した金融目的別の融資承諾比率の推移をみると、輸出金融の占める割合が大幅に低下してきており、代わって直接借款（特にアンタイト・ローン）、輸入・投資金融が業務の中心となってきたことが確認できる。また、貸付先を国別にみると、表 2-2-2に示したようにア

ジアの比率が高まる傾向にあり、後述するアジア通貨危機への支援のため、平成10年度のアジア比率は特に高まった。²⁾

以上のような両行の業務の原資となったのは、政府の出資金、資金運用部からの借入金、政府保証の外債等であった。平成元年度以降で顕著だったのは、開銀への出資金の追加である。平成元年度末の出資金は、開銀2339億円、輸銀9673億円であった。表 2-2-3によれば、平成4年度以降、経済対策等への財政的な措置として開銀への出資金が毎年度追加され、平成11年9月末では、開銀6991億2500万円、輸銀9855億円となった。なお、輸銀については、もともと出資金額が大きかったため、微増にとどまった。

次に、収支動向を確認する。開銀の新規貸付けは、平成元年度から平成5年度まで対前年比6%以上伸び続け、特に平成3年度及び平成4年度は後述する政府の経済対策の実施もあり30%以上も伸び、平成5年度には年間出融資額が2兆7425億円でピークとなった。その後、新規貸付けは漸減したが、平成10年度には民間金融機関の貸し渋り対策の実施に伴い再び増加に転じている。一方、輸銀については、平成元年度から平成5年度までは、国際収支の不均衡拡大に対応する資金還流措置の一環として、アジア向けの融資が大幅に伸びたことや、円高の高進及びグローバルな企業経営戦略の進展等を背景とした日本企業の海外投資の活発化により、新規貸付けが増加した。その後、平成6年度から平成8年度は、資金需要の停滞に伴い新規貸付けの伸びが鈍化し、繰上償還も増加した。平成9年7月に発生したアジア通貨危機に対して大型の金融支援を行ったため、アントイド・ローン等が7381億円（融資実行額ベース）伸び、平成9年度、平成10年度は新規貸付けが大幅に増加した。³⁾

開銀の収支は基本的には貸付金利回りが調達コストを上回る順軌基調であるが、平成元年度から平成3年度は利鞘が縮小し、平成2年度は逆軌に転じている。この要因には貸付金利息と資金運用部からの借入金、外債等の支払利息の差が縮小したことが挙げられる。資金運用部の利率は平成2年度以降低下の一途をたどっており、これに伴って調達コストも低下したが、その一方で貸付利率がそれを上回るテンポで低下したため、結果として利鞘は大きく縮小した。輸銀の運用利回りは平成7年度まで一貫して逆軌であったが、金利の低下や採算管理の見直しの影響もあって平成8年度から順軌に転じている。⁴⁾

特殊銀行の利益金の処分及び国庫納付金については、「日本開発銀行法」第

36条及び「日本輸出入銀行法」第38条において、損益計算上の利益金が生じた際には「当該利益金の100分の20に相当する額」、「毎事業年度末における貸付金残高の1000分の3に相当する額（その額が当該利益金の額を超えるときは、当該利益金の額）」のいずれか多い額を準備金として積み立て、積立額を控除した額を翌事業年度の5月31日までに国庫に納付しなければならないとされている。平成元年度以降の開銀、輸銀の利益金処分の推移を表 2-2-4に示した。開銀では昭和26年度より絶え間なく国庫納付を行ってきたが、上述の利鞘縮小に伴う利益金の減少により、平成6年度の12億円を最後に平成7年度から平成10年度は国庫納付がゼロとなった。⁵⁾ 一方、輸銀は、昭和26年度から昭和30年度まで5年連続で国庫納付を行った後は昭和52年度まで国庫納付はゼロであったが、昭和57年度、昭和59年度と納付した後は、厚い自己資本が経営の安定に寄与したこともあり、平成元年度以降一貫して国庫納付を行っている。

〔注〕

- 1) 日本開発銀行の創業から合併までの沿革については、日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』（平成14年）を参照。
- 2) 日本輸出入銀行の創業から合併までの沿革については、国際協力銀行編『日本輸出入銀行史』（平成15年）を参照。
- 3) 会計検査院『平成12年度決算検査報告』826ページ。
- 4) 日本開発銀行の政府借入金は、昭和61年度より簡易生命保険特別会計から、また、昭和62年度より社会資本整備促進のための融資原資として産業投資特別会計からの借入れが開始されたが、いずれも融資目的を限定したものであった。
- 5) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』（平成14年、日本政策投資銀行）697-699ページ。

表 2-2-1 日本開発銀行の業種別出融資の推移

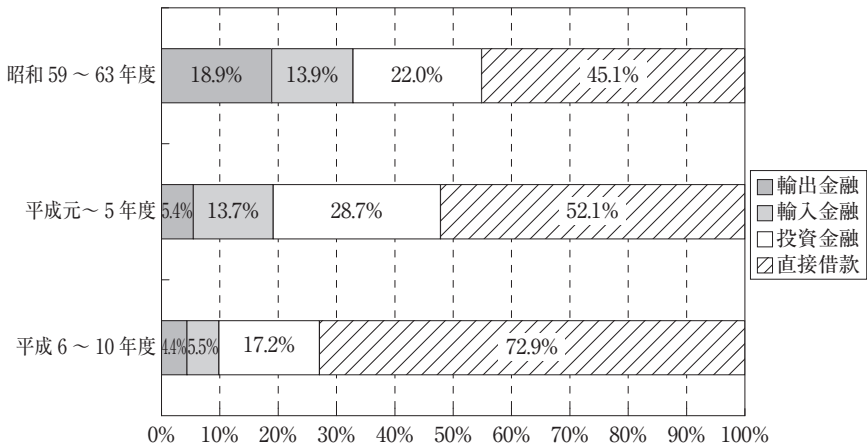
昭和59～63年度		平成元～5年度		平成6～10年度	
資源エネルギー	37.0%	資源エネルギー	29.7%	豊かな生活 創 造	64.1%
都市開発	16.5%	生活・都市基盤整備	23.1%	自立型地域 創 造	19.6%
技術振興	14.3%	基幹交通体系整備	15.0%	経 済 活 力 創 造	16.3%
地方開発	10.9%	情報・通信基盤整備	10.2%	合計	100.0%
その他	8.3%	地方開発	10.0%		
国民生活改善	6.9%	国際化・産業構造調整	5.5%		
海運・航空機	6.0%	産業技術振興	5.0%		
合計	100.0%	その他	1.6%		
		合計	100.0%		

(注) 1. 「社会資本整備促進」は含まない。

2. 小数点第2位以下を切り捨てているため、100.0%にならないことがある。

(出所) 大蔵省（財務省）『財政金融統計月報』『政府関係機関特集』各号により作成。

図 2-2-1 日本輸出入銀行の金融種別融資承諾比率の推移



(注) 小数点第2位以下を切り捨てているため、100.0%にならないことがある。

(出所) 大蔵省（財務省）『財政金融統計月報』『政府関係機関特集』各号により作成。

表 2-2-2 日本輸出入銀行の地域別承諾状況

(単位：百万円)

	平成元年度		平成5年度		平成10年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
アジア	186	463,324	160	518,251	477	2,352,955
大洋州	23	39,007	44	52,084	27	16,868
ヨーロッパ	67	178,815	139	259,842	35	367,730
中東	4	7,739	11	48,834	6	126,860
アフリカ	41	92,000	28	53,065	6	10,258
北米	164	399,401	85	208,064	83	331,713
中南米	47	497,610	26	74,041	44	326,886
国際機関等	2	15,700	2	13,500	—	—
その他	—	—	12	23,377	3	1,608
合計	534	1,693,596	507	1,251,057	681	3,534,879

(出所) 国際協力銀行編『日本輸出入銀行史』(平成15年、国際協力銀行) 385-386ページにより作成。

表 2-2-3 特殊銀行の出資金の追加額と平成11年9月末の出資残高

(単位：億円)

	日本開発銀行	日本輸出入銀行	備考
平成元年度	2,339	9,673	
平成4年度	53	97	補正予算
平成5年度	163	—	1次補正予算
	35	85	2次補正予算
	130	—	3次補正予算
平成6年度	250	—	2次補正予算
平成7年度	130	—	当初予算
	17	—	1次補正予算
	115	—	2次補正予算
平成8年度	90	—	当初予算
平成9年度	95	—	当初予算
平成10年度	115	—	当初予算
	243	—	1次補正予算
	3,121	—	3次補正予算
平成11年度	95	—	当初予算
平成11年9月末	6,991	9,855	

(注) 1. 単位未満切捨て。

2. 平成元年及び11年9月末の数値は出資残高。

(出所) 『国の予算』各年度により作成。

表 2-2-4 特殊銀行の利益金処分

(単位：億円)

	日本開発銀行			日本輸出入銀行		
	利益金	積立金	国庫納付金	利益金 (一般勘定)	積立金	国庫納付金
平成元年度	379	269	110	367	171	196
平成2年度	364	288	76	306	197	108
平成3年度	426	318	108	343	229	114
平成4年度	446	367	79	366	248	117
平成5年度	490	418	72	425	259	165
平成6年度	464	451	12	433	262	171
平成7年度	394	394	—	433	269	163
平成8年度	469	469	—	495	275	220
平成9年度	432	432	—	582	299	282
平成10年度	406	406	—	668	355	312
平成11年度	229	229	—	398	199	419
平成12年度	-141	—	—	818	409	409

(注) 平成11、12年度はそれぞれ日本政策投資銀行、国際協力銀行(国際金融等勘定)の利益金。

(出所) 大蔵省(財務省)主計局編『決算の説明』各年度により作成。

第2節 「日本開発銀行法」・「日本輸出入銀行法」の改正

平成元年度から平成11年10月までに「日本開発銀行法」は4度、「日本輸出入銀行法」は2度の改正がなされた。以下では、両法の改正の経緯とその概要について時系列順に確認する。

1 「日本開発銀行法」・「日本輸出入銀行法」の改正（平成元年6月）

（1） ECU 債の発行規定の追加

平成元年6月、「日本開発銀行法」及び「日本輸出入銀行法」は同時に改正された。両法の改正の趣旨は、累積債務問題の解決、地域経済の活性化・多極分散型国土の形成という緊要の課題に応えるため、民間金融の質的補完、奨励を行う観点から両銀行の機能を拡充することであった。¹⁾

両法に共通の改正点は、ECU（欧州通貨単位）債の発行に関する規定の追加である。開銀では、昭和35年の法改正により外債発行による資金調達が可能となり、主としてスイスフラン、ドイツマルク、ユーロドル建ての外債発行を行っていた。また、輸銀でも開銀に倣い、昭和51年の法改正で外債発行が可能となり、昭和57年から発行を開始した。ECUとは、欧州12か国の各通貨を一定の比率で組み合わせた複合通貨単位である。ECUは個々の構成通貨に比べて価値が安定しており、当初は欧州の中央銀行の準備通貨として使用されていたが、民間の国際貿易、国際金融取引の手段として用いられるようになっており、両特殊銀行とも ECU 債の発行を模索していた。そこで、外債発行について規定した「日本開発銀行法」第37条の2及び「日本輸出入銀行法」第39条の2の「外国通貨」に「2以上の国の通貨の価値を合成した計算単位で国際的に用いられるものを含む」というただし書を追加し、ECU建ての外債発行を可能にした。

（2） 「立ち上がり支援資金」貸付の追加と与信限度倍率の引上げ

「日本開発銀行法」の独自の改正点は、第18条改正による立ち上がり支援資

金貸付の追加と受信・与信倍率の引上げである。業務範囲は、「日本開発銀行法」第18条第1項に規定されており、開銀の融資する「開発資金」は設備資金と非設備資金に大別され、昭和60年の法改正で研究開発資金への融資制度が新たに導入されていた。地方における社会資本整備事業は、立ち上がり期の事業者の初期負担が大きく、民間金融のみでは適切な対応が困難な場合が多いことにかんがみて、「産業の開発及び経済社会の発展に寄与する設備」が「大蔵大臣の定める事業の用に供されるものである場合」には「当該設備の取得等に関連する当該事業に必要な資金」（立ち上がり資金）の融資が可能となった。

また、開銀の借入金及び債券発行額については、「日本開発銀行法」第18条の2第1項で自己資本を基準に限度が定められており、昭和47年6月の第9次改正で受信限度が自己資本の6倍から10倍に引き上げられて以来据え置かれていた。また、与信限度は、同条第2項において自己資本と第1項の規定による借入金及び債券発行額を超えないこととされており、受信限度倍率に連動していた（受信限度+1倍）。開銀の資本金は、「日本開発銀行法」第4条で「政府の産業投資特別会計からの出資金2339億7100万円」とされ、昭和30年10月以来据え置かれていた。準備金は、昭和56年の「財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」（昭和56年法律第39号）により「日本開発銀行法」第36条の法定準備金積立率が昭和56年度から昭和59年度の期限付きで1000分の7から1000分の5に引き下げられ、更に第10次改正で上述の1000分の3に引き下げられており、自己資本の充実は抑制される傾向にあった。しかしながら、この改正では開銀の増資は行われず、差し当たり地域活性化等の要請に対応するため、社会資本整備事業、地域開発事業等の分野での資金ニーズに的確に対応できるよう受信限度を10倍から11倍に引き上げ、与信限度もこれと連動して11倍から12倍に引き上げられた。

（3）業務の拡充と外資余裕金運用の弾力化

「日本輸出入銀行法」の独自の改正点は、第18条改正による出資業務の創設、保証業務の拡充、アントайд・ローンの拡充、そして第40条改正による外資余裕金運用の弾力化であった。「日本輸出入銀行法」第18条では日本輸出入銀行の業務範囲を規定しており、従来は貸付業務と保証業務に限定されていたが、第10号に「本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外国との経済交流を促進

するため、本邦外において事業を行う者（専ら海外投資を目的とする本邦法人で当該事業を行う者に対し出資するものを含む。）に対して、海外経済協力基金が「海外経済協力基金法」（昭和35年法律第173号）第20条第2号に規定する出資をすることとした場合を除き、大蔵大臣の認可を受けて、当該事業に必要な資金の出資をすること」という項目が追加され、新たに出資業務を行うことが可能となった。同じく第8号では、取得可能な債券を外国政府の発行する債券に限定していたが、貸付け範囲の拡大に併せて外国金融機関等が発行する公社債にまでその範囲を拡大した。

アンタイド・ローンとは、「日本輸出入銀行法」第18条第8項で「本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外国との経済交流を促進するため」、一定の貸付先に対して、「その本邦外において行う事業」、「当該外国への物資の輸入」又は「技術の受入れ」に必要な長期資金を貸し付けることができるとされていた。そして、その貸付先としては、「外国政府等」、「外国の銀行その他の金融機関」が認められていたが、新たに「大蔵大臣が定める外国法人」が追加され、民営化企業や第三セクター等の公共性・公益性の高い事業を行う法人が指定された。また、取得対象債券の範囲も貸付先の範囲拡大に併せて拡充された。保証業務については第18条第10項から第13項で規定されていたが、新たに第14項として「出資を受けた者がその行う事業に必要な長期資金の借入れをする場合において、当該長期資金に係る債務を保証」すること、及び「当該長期資金に係る債務を保証した者に対してその保証債務を保証」することが規定された。これによって輸銀が出資を受けた者の借入れを保証することが認められた。

以上の改正点を盛り込んだ「日本開発銀行法の一部を改正する法律案」及び「日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案」は、平成元年2月28日に閣議決定され、3月22日に国会に提出された。そして、6月9日に衆議院で可決、6月22日に参議院で可決・成立し、6月28日に「日本輸出入銀行法の一部を改正する法律」（平成元年法律第46号）が、「日本開発銀行法の一部を改正する法律」（平成元年法律第47号）が公布・施行された。²⁾

〔注〕

- 1) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』（平成14年、日本政策投資銀行）557-562ページ、国際協力銀行編『日本輸出入銀行史』（平成15年、国際協力銀行）223-227ページ、

大前忠「日本輸出入銀行法及び日本開発銀行法の改正について」（『ファイナンス』平成元年9月号）を参照。

- 2) 内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録（昭和64年・平成元年）」193-194ページ、参議院法制局「第114回国会制定法審議要録」138-142ページ。

2 「日本開発銀行法」の改正（平成3年4月、12月）

平成3年度には2度の「日本開発銀行法」の改正が行われ、資金調達・運用に関する規定が改正された。

（1）「地域基盤整備資金」貸付けとユーロ円債の発行規定追加

平成3年4月の改正の趣旨は、経済・金融を取り巻く環境の変化の中で、社会資本の整備を適切に進められるよう日本開発銀行の機能を整備することであった。開銀の融資は原則として設備の取得者に対して行われていたが、社会資本の整備に係る事業については、完成後に譲渡することを予定して整備を行う場合であっても融資が可能となるように、第18条第1項に「地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設若しくは整備に必要な資金」という文言が加えられた。また、外債発行については、前述の ECU 債に加え、ユーロ市場において円がドルに次ぐ規模となっていたことから、円建てでの発行を可能とするため、第37条の2に「又は外国を発行地とする本邦通貨をもって表示する債券（次条第3項を除き、以下「外貨債券等」という。）」という文言を加え、外国での円貨建債券の発行が可能となった。そして、社会資本整備を促進するため、「日本開発銀行法」附則第20項を改正し、従来 NTT 株式の売払収入を活用して行っていた無利子貸付制度が拡充された。¹⁾

以上の改正点を盛り込んだ「日本開発銀行法の一部を改正する法律案」は、平成3年2月14日に閣議決定され、21日に国会に提出された。そして4月11日に衆議院で可決、4月19日に参議院で可決・成立し、4月26日に「日本開発銀行法の一部を改正する法律」（平成3年法律第43号）が公布・施行された。²⁾

(2) 与信限度倍率の引上げ

平成3年12月の法改正の趣旨は、開銀に対する資金需要が旺盛で、当初の財政投融资計画を大幅に上回る状況にあり、弾力条項の発動により出融資額は現行限度額を超える見通しにあることから、平成元年の改正に続いて受信・与信限度倍率を引き上げることであった。貸出しの増加により、長期間にわたって資本金額が据え置かれてきた開銀の自己資本比率は8%台となり、開銀へは直接の適用はないものの、BIS規制に照らせば資本不足に陥ることも懸念されたため、自己資本の充実が急務とされていた。しかしながら、この時は景気対策による融資規模の拡大が最優先とされたため、増資は見送られ、第18条の2第1項の改正により受信限度倍率を自己資本の11倍から12倍に引き上げ、これと連動して与信限度倍率が12倍から13倍に引き上げられるにとどまった。³⁾

以上の改正点を盛り込んだ「日本開発銀行法の一部を改正する法律案」は、平成3年12月6日に閣議決定され、12月6日に国会に提出された。そして、11日に衆議院で可決、13日に参議院で可決・成立し、12月20日に「日本開発銀行法の一部を改正する法律」(平成3年法律第100号)が公布・施行された。⁴⁾

〔注〕

- 1) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』(平成14年、日本政策投資銀行)558、696ページ。
- 2) 内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録(平成3年)」204ページ、参議院法制局「第120回国会制定法審議要録」142-144ページ。
- 3) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』(平成14年、日本政策投資銀行)559ページ。
- 4) 内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録(平成3年)」204ページ、参議院法制局「第122回国会制定法審議要録」9-11、50ページ。

3 「日本輸出入銀行法」の改正(平成4年3月)

平成4年3月の「日本輸出入銀行法」改正の目的は、輸入の拡大及び開発途上国等の経済発展の促進に資するために輸銀の機能の拡充を行うことであり、具体的な改正点は、第18条の改正によるブリッジローン業務の創設、海外投資金融の拡充、輸入金融の対象品目拡大、第39条の2の改正によるユーロ円債の発行規定の追加であった。

ブリッジローンとは、多額の累積債務を抱える開発途上国が国際金融システムへの復帰が可能となるように、国際金融機関への延滞金などを解消するための資金を1年以内の短期のつなぎ融資として供与するものであり、第18条第9号として新たに加えられた。

また、従来はツー・ステップ・ローンの融資先は、外国政府、政府機関、地方公共団体に限定されていたが、第18条第6項を改正することにより、外国の民間銀行が融資先に加わり、日系100%の現地法人への転貸が可能となった。

輸入金融の対象は従来、第18条第4項において「国民経済の健全な発展のために必要な物資（設備を含む。）」とされていたが、日本の対外不均衡を緩和し、経済構造の更なる高度化と技術面での国際協力の推進を狙って、新たに「技術の受入れ」を対象に加えた。具体的には、ソフトウェアの輸入、宇宙ロケット打上げ実験の海外への委託等が想定されていた。

外貨債券の発行による資金調達を安定的かつ効率的に行うため、ユーロ市場においてドルに次ぐ規模となっていたユーロ円債が発行できるようになった。すなわち、外貨債券の発行については第39条の2で規定されていたが、発行できる外貨債券に新たにユーロ円債が加えられたのである。¹⁾

以上の改正を盛り込んだ「日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案」は、平成4年2月12日に閣議決定され、2月25日に国会に提出された。そして、3月26日に衆議院で可決、27日に参議院で可決・成立し、3月31日に「日本輸出入銀行法の一部を改正する法律」（平成4年法律第21号）が公布・施行された。²⁾

〔注〕

- 1) 国際協力銀行編『日本輸出入銀行史』（平成15年、国際協力銀行）225-227ページ。
- 2) 内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録（平成4年）」294ページ、参議院法制局「第123回国会制定法審議要録」68-70、384ページ。

4 日本開発銀行の増資規定の追加

平成4年12月の「日本開発銀行法」改正は、後述する同年8月の「総合経済対策」を受けて貸付け規模の拡大を図ることであった。まず、前年に引き続いて第18条の2第1項を改正し、受信限度倍率を自己資本の12倍から14倍へ、与

信限度倍率を同じく13倍から15倍へと引き上げた。そして、資本金について規定した第4条第3項に「政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、日本開発銀行に追加して出資することができる」という文言が追加され、第4項で「前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するもの」とされた。¹⁾

以上の改正を盛り込んだ「日本開発銀行法の一部を改正する法律案」は、平成4年10月29日に閣議決定された。10月30日に国会に提出され、12月1日に衆議院で可決、12月10日に参議院で可決・成立し、12月16日に「日本開発銀行法の一部を改正する法律」（平成4年法律第103号）が公布・施行された。²⁾ これ以後は増資をする際に「日本開発銀行法」の改正は不要となった。同年12月24日に53億円の追加出資を受けたのを嚆矢として、経済対策等に際しての低利融資による損益悪化を防ぐ目的で産業投資特別会計より毎年度追加出資が行われるようになった。³⁾

〔注〕

- 1) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』（平成14年、日本政策投資銀行）558-559ページ。
- 2) 内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録（平成4年）」294ページ、参議院法制局「第125回国会制定法審議要録」29-31、66ページ。
- 3) 産業投資特別会計からの出資の年月日は、日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』（平成14年、日本政策投資銀行）950-960ページを参照。

第3節 経済対策等による融資機能の拡充

平成4年3月の「緊急経済対策」を嚆矢とする一連の経済対策、その間の阪神・淡路大震災対策、貸し渋り対策により、特殊銀行、とりわけ日本開発銀行の融資枠・融資機能が拡充された。以下では、各経済対策等において特殊銀行により採られた措置について時系列順に確認する。なお、日本輸出入銀行の経済対策に基づくアジア支援については次節で述べる。

1 「緊急経済対策」(平成4年3月31日)

平成4年3月31日の「緊急経済対策」では、「省力化投資の促進」の一環として開銀と北東公庫に「労働力不足に対応しつつ民間設備投資の促進を図るため、労働時間の短縮に資する等の省力化設備投資を行う事業者等に対する融資制度」を創設することが盛り込まれた。¹⁾

これに対応して開銀では、5月1日より省力化設備投資促進融資の取扱いを開始した。7月末時点での融資実績は21件、123億円であり、平成4年度中に514億円の融資が行われた。²⁾

〔注〕

- 1) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」(平成9年3月)184ページ。
- 2) 同上、日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』(平成14年、日本政策投資銀行)674ページ。

2 「総合経済対策」(平成4年8月28日)

平成4年8月28日の「総合経済対策」では、「民間設備投資の促進」のための「政府関係金融機関の融資の活用等」として開銀と北東公庫合わせて、総額9000億円程度の貸付け枠の追加を行うとともに、省力化、省エネルギー、環境対策投資等のための融資制度を拡充することとされた。また、「輸入の促進」

のための政策金融の拡充策として、開銀の輸入体制整備融資の超低利化と輸銀の製品輸入金融の貸出金利の引下げが盛り込まれた。¹⁾

これを受けて開銀では、以下の措置がとられた。9月1日には前年に新設した省力化設備投資促進融資制度の金利を引き下げ、10月15日にはエネルギー有効利用融資制度、及びオゾン層保護対策設備導入促進融資制度の対象設備を追加し、12月には上述の法改正により与信限度倍率が引き上げられた。²⁾そして、これらの措置に対応するため、平成4年度補正予算で民間設備投資の促進に必要な資金として資金運用部資金を7000億円追加し、輸入体制整備融資の金利引下げに伴う損益の悪化を防ぐため、上述の法改正に基づき、12月24日に53億円が産業投資特別会計より出資された。³⁾

輸銀では、10月に製品輸入金融制度の特定品目の追加及び特定重点品目の指定が行われ、12月24日に輸入体制整備融資の利率を引き下げた。これらの措置による損益の悪化を防ぐために、平成4年度補正予算で産業投資特別会計より97億円が追加出資された。⁴⁾

〔注〕

- 1) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」（平成9年3月）153ページ。
- 2) 同上 166ページ。
- 3) 『国の予算』平成5年度 1072ページ。
- 4) 同上。

3 平成5年度の経済対策

平成5年度中には3度の経済対策が実施され、以下にみるように日本開発銀行の融資機能の拡充が図られた。

（1）「新総合経済対策」（平成5年4月13日）

平成5年4月13日の「新総合経済対策」では、「民間設備投資の促進」の一環として「政府関係金融機関の融資の活用等」を図るため、開銀、北東公庫等において総額5200億円の貸付け枠の追加等を行うとともに、省力化、事業転換等のリストラ関連投資、電気事業者の行う電線の地中化及び光ファイバーの敷設等のための融資制度の拡充が盛り込まれた。¹⁾

これを受けて開銀では、電線の地中化融資、運輸関係ターミナルの高齢化・情報化対応融資を超低利融資の対象とした。²⁾そして、平成5年度における開銀の貸付規模を拡大するため、平成5年度第1次補正予算で4037億円の資金運用部資金の追加、低利融資制度創設に伴う損益の悪化を防ぐために産業投資特別会計から163億円の追加出資が実施された。³⁾

(2) 「緊急経済対策」(平成5年9月16日)

平成5年9月16日の「緊急経済対策」では、「調和ある対外経済関係の形成」のための「輸入の促進」を図る目的で以下の2項目が盛り込まれた。⁴⁾

- ① 日本開発銀行等を対象に、輸入拡大に必要な設備投資や輸入拡大効果の大きい対日投資を融資対象とする「輸入促進基盤強化融資制度」を創設し低利融資を行うこと。
- ② 「構造調整に資する設備投資の促進」のための「政府系金融機関の融資の活用」の一環として、新分野への進出等のリストラクチャリングに取り組む意欲のある企業を幅広く支援するための相談窓口を日本開発銀行に設置すること。

これを受けて開銀では、9月に従来の「輸入体制整備融資」を「輸入促進基盤強化融資」と改称し、融資比率の引上げ、外資による輸入効果の高い設備投資などを対象に追加し、10月1日にリストラ投資支援センターを設置した。⁵⁾また、12月の平成5年度第2次補正予算で低利融資に伴う損益悪化を防ぐため、日本開発銀行に対して35億円の追加出資がなされた。⁶⁾

(3) 「総合経済対策」(平成6年2月8日)

平成6年2月8日の「総合経済対策」では、「新規産業創出の促進と発展への支援」のため、開銀の貸付け枠を1000億円程度追加し、新たに「産業構造調整を進めつつ中長期的発展基盤の強化を図るため、開発・生産体制の集約化を行うとともに、雇用の確保や下請関連企業の行う事業に特段の配慮を行っている企業による新技術開発及び新分野進出事業を支援する低利融資制度」及び「規制緩和措置の実施に伴い創出される新規事業への投資や既存事業への新規

参入投資を促進するための融資制度」を創設することが盛り込まれた。⁷⁾

これを受けて開銀では、2月8日に規制緩和分野投資促進融資制度を創設した。⁸⁾そして、2月の平成5年度第3次補正予算で低利融資による損益の悪化を防ぐため、産業投資特別会計から130億円の追加出資がなされた。⁹⁾

〔注〕

- 1) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」（平成9年3月）126ページ。
- 2) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』（平成14年、日本政策投資銀行）725ページ。
- 3) 『国の予算』平成5年度 1110ページ。
- 4) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」（平成9年3月）112-121ページ。
- 5) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』（平成14年、日本政策投資銀行）741ページ。
- 6) 『国の予算』平成6年度 1118-1119ページ。
- 7) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」（平成9年3月）95-96ページ。
- 8) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』（平成14年、日本政策投資銀行）951ページ。
- 9) 『国の予算』平成6年度 1147ページ。

4 阪神・淡路大震災における災害復旧融資の創設

平成7年1月17日の阪神・淡路大震災への対応として、発生から1か月後の2月17日に日本開発銀行に「阪神・淡路大震災災害復旧融資制度」が創設された。同行では従来、災害融資を行ってこなかったが、電力・ガス等のライフラインがこれまでに類例をみないほどの被害を被ったことを受けて新たに設置された。対象事業は、電気・ガスに加えて大規模小売店の店舗、製造業の岸壁・クレーン等に拡張され、最優遇金利を下回る超低利で融資が行われることとなり、また、融資期間、据置期間についても従来より延長された。2月24日には「被災市街地復興特別措置法」（平成7年法律第14号）による国の総合的な被災地支援の一環として「被災市街地復興整備特別融資」制度が創設され、防災に配慮した良好な都市機能のために行われる建築物整備事業への融資を開始した。¹⁾その後、5月15日には、4月の「緊急円高・経済対策」に従って復旧融資制度を拡充し、後背地の住宅や公共施設等の市民生活の安全性を確保するため、震災で破壊された民有港湾施設の復旧事業を超低利制度の融資対象に追加した。7月28日には復旧融資制度の適用期間を1年延長したが、翌年に更に1年再延長され、平成9年9月30日に電力、ガス、バス、通信等を除いて適用期

間が再延長された。同行の災害復旧貸付けは、平成11年7月31日までに計105件、1777億円に上った。²⁾

以上の災害復旧のための低利融資に伴う損益悪化を防ぐため、平成7年2月の平成6年度第2次補正予算、平成7年5月の平成7年度第1次補正予算において、産業投資特別会計よりそれぞれ250億円、17億円の出資が行われた。³⁾

〔注〕

- 1) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』（平成14年、日本政策投資銀行）726-727ページ。
- 2) 総理府阪神・淡路復興対策本部事務局編『阪神・淡路大震災復興誌』（平成12年、大蔵省印刷局）257-258ページ。
- 3) 『国の予算』平成7年度 1084、1116ページ。

5 平成7年度の経済対策

平成7年度には4月の「緊急円高・経済対策」及び9月の「経済対策一景気回復を確実にするために一」と2度にわたって経済対策が実施され、日本開発銀行及び日本輸出入銀行の融資機能の拡充が図られた。

(1) 「緊急円高・経済対策」（平成7年4月14日）

平成7年4月14日の「緊急円高・経済対策」では、「規制緩和の前倒し、輸入促進策等」の一環としての「輸入拡大のためのインセンティブ強化」のために「政府関係金融機関の輸入関連融資制度の拡充により、輸入拡大規模の大きい住宅、自動車等の輸入の拡大を図る」こと、「経済構造改革の推進」の一環としての「経済フロンティアの拡大」のために「特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法」（平成7年法律第61号）（いわゆる「事業革新法」）の活用が盛り込まれた。¹⁾

これを受けて開銀では、5月に輸入促進基盤強化融資の対象事業者に「その他輸入品を取り扱う者」を追加するとともに、対象事業へ「輸入関連サービスの提供」、「輸入関連の管理事務」を追加し、また、外資系企業が自動車及び同部品に係る投資を行った場合における「初の本格的投資」要件を緩和した。また、「産業構造改革促進」融資制度を「事業革新円滑化」融資制度に改称し、

新分野進出及び開発・生産体制集約化を拡充するとともに、保有する技術、人材等の経営資源の有効活用を行う経営資源活用事業を対象に追加した。²⁾

輸銀では、6月28日の日米自動車交渉の決着を受けて、自動車輸入促進のため、8月16日にゼネラル・モーターズとフォードに対する融資を決定した。これは貿易摩擦の緩和のため、両社が製造する乗用車の対日輸出に必要な設備投資・研究開発投資資金に充当されるもので、米ドル建てで実施された。³⁾

(2) 「経済対策」(平成7年9月20日)

平成7年9月20日の「経済対策」においては、「経済構造改革の一層の推進」のため、①「科学技術・情報通信の振興、教育、社会福祉施設等の整備等」、②「新規事業育成策」、③「輸入・対日投資の促進等」の各分野で開銀の融資機能の補強・拡充が盛り込まれた。まず、①では、「情報通信インフラ」の整備のため、純粋民間事業者による郵政省所管の民活法施設整備を促進するために「民活法」が改正され、開銀のNTT低利融資に対する利子補給金が通信・放送機構より受けられるようになった。また、②では、「新規事業育成支援のための低利融資制度の創設等、新規事業の創業期・立ち上がり期における資金調達を円滑化するための公的機関による支援策を拡充・強化する」とされた。また、③では、「日本貿易振興会(JETRO)の支援事業の実施によりFAZ〔輸入促進地域〕構想を推進するとともに、対日投資を促進するための低利融資制度を日本開発銀行等に創設する」とされた。⁴⁾

これらを受けて開銀では、新規事業育成支援融資の対象に新規性のあるサービスを提供する事業者を追加し、事業者に対してより一層のインセンティブを与えるために超低利融資を行った。そして、ハイテク関連事業に係る本格的対日投資に対する超低利融資制度(平成8年度まで)を新設した。⁵⁾

以上の低利融資に伴う損益の悪化を防ぐため、平成7年度第2次補正予算において産業投資特別会計より115億円が出資された。⁶⁾

〔注〕

- 1) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」(平成9年3月)69、72ページ。
- 2) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』(平成14年、日本政策投資銀行)672ページ。
- 3) 国際協力銀行編『日本輸出入銀行史』(平成15年、国際協力銀行)307ページ。
- 4) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」(平成9年3月)15-17ページ。

- 5) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』（平成14年、日本政策投資銀行）725ページ。
- 6) なお、このときの追加出資には「特定新規事業実施円滑化臨時措置法」（平成元年法律第59号）（通称「新規事業法」）の認定事業に対する産業基盤整備基金が行う債務保証業務に必要な資金も含まれている（『国の予算』平成8年度 1110ページ）。

6 「21世紀を切り開く緊急経済対策」（平成9年11月18日）

平成9年11月18日の「21世紀を切り開く緊急経済対策」では、「土地の取引活性化・有効活用」のための「都市の再構築を図るための施策」及び「輸入・対内直投促進のための支援」の一環として日本開発銀行の融資要件の緩和が盛り込まれた。その具体的内容は、都市の再構築については、都市中心市街地（商業地域内）における容積率の抜本的緩和のため、高度利用地区の建築物の整備への融資を拡充すること、土地の高度利用・市街地の活性化等を積極的に進めるため、民間都市開発事業者に対する長期低利融資を積極的に活用することであった。また、「輸入・対内直投促進のための支援」については、財政投融資を適切に活用することとされた。¹⁾

これを受けて開銀では、市街地再開発、市街地高度利用、特定民間都市開発事業、輸入・対内投資促進の各分野の融資要件の緩和を実施した。²⁾

〔注〕

- 1) 経済対策閣僚会議「21世紀を切り開く緊急経済対策」（平成9年11月18日）11-12、25ページ。
- 2) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』（平成14年、日本政策投資銀行）725ページ。

7 日本開発銀行の貸し渋り対策

（1）「金融環境対応融資制度」の導入

平成9年秋に、民間金融機関の貸し渋りが顕在化したことを受け、12月24日にその対策として「《経済構造の変革と創造のための行動計画》のフォローアップについて」が閣議決定された。その中の「国際的に魅力ある事業環境の創出」の一環として「金融システムの安定性確保に万全を期すとともに、民間金融機関の「貸し渋り」が懸念されていることから、健全な中小・中堅企業に

対して必要な資金が円滑に供給されるよう、財政投融資の適切な活用による政府系金融機関の融資の拡充、信用保証協会等の保証機能の活用等を図り、平成9年度における財政投融資の補正及び弾力条項の発動を含め、必要な資金の確保に努める」ことが盛り込まれた。¹⁾

これを受けて日本開発銀行では、貸し渋り対策として、同月「金融環境対応融資制度」を導入した。この融資制度は「設備投資円滑化資金」、「返済円滑化資金」、「設備投資付随資金」の3つから構成されていた。「設備投資円滑化資金」及び「設備投資付随資金」は金融システム不安の下で民間金融機関からの借入に困難をきたしている中堅企業への設備資金やそれに付随する非設備資金、「返済円滑化資金」はメインバンクの破綻等により資金調達に陥っている中堅企業に対して設備投資に係る返済資金をそれぞれ融資するものであった。²⁾ こうした中小企業、中堅企業の資金調達の円滑化を図る措置を行うため、12月の平成9年度補正予算において300億円の財政投融資が追加された。³⁾

(2) 「金融環境対応融資制度」の拡充

平成10年になると貸し渋りはますます深刻化していった。平成10年2月20日、前年に発生したアジア通貨危機に対する支援を主軸に据えた「東南アジア経済安定化等のための緊急対策について」が閣議決定され、「アジア経済の安定化のためには、我が国経済が力強い回復を遂げることが重要」であり、「アジア諸国及び我が国国内において貸し渋りが進行する中で企業の事業活動を支援する観点から、財政投融資の適切な活用を図ることが必要である」という観点から、国内の貸し渋り対策が盛り込まれた。その中で、「貸し渋り等により資金調達に支障をきたすおそれのある企業の事業活動を支援する観点から、日本開発銀行及び北海道東北開発公庫に融資制度を創設したところであるが、その融資対象の拡充を図る」こと、そして「その融資比率について、民間金融機関の協調融資に支障が生じる場合には、民業補完の基本的位置づけを踏まえつつ、融資の実行にあたり弾力的な対応を図る」とされ、そのための資金については財政投融資の弾力条項の発動により対応するとされた。⁴⁾

これを受けて開銀では、これまで中堅企業に限定されていた金融環境対応融資の対象を一部上場企業のうち社債格付けがAAA（トリプルA）でない企業にまで拡大した。そして、その資金として2月25日に財政投融資の弾力条項を発

動し、1500億円の財政投融资の追加を実施した。⁵⁾

4月24日には、前述の「総合経済対策」が出され、中堅企業金融対策の一環として開銀に対し「金融環境対応等保証制度」を導入することが盛り込まれた。⁶⁾ これを受けて開銀では、同制度を創設し、平成10年度第1次補正予算で産業投資特別会計より120億円の出資を行うこととされた。⁷⁾

その後、貸し渋りが一層激化したため、8月28日に「中小企業等貸し渋り対策大綱」が閣議決定され、その中で日本開発銀行及び北海道東北開発公庫の環境変化対応融資制度の拡充と相談窓口の拡充が盛り込まれた。⁸⁾ これを受けて開銀では、設備投資に付随して生じる在庫・原材料の手当てのための増加運転資金を新たに対象に加え、非設備資金融資を拡大した。⁹⁾

(3) 「日本開発銀行法」附則の改正

これまでの貸し渋り対策は、既往の「日本開発銀行法」の枠内での運用で行ってきた。しかしながら、経済状況の悪化に伴って政府・産業界からは「日本開発銀行法」を改正し運転資金も融資対象とすべきである、という要請もあった。8月20日、小渕恵三首相は金融機関の貸し渋り緩和のため、信用保証協会の中小企業に対する信用保証枠の拡大とともに、「日本開発銀行法」を国会開会中に改正し、民間企業への運転資金融資を行えるようにするなどの対策を大蔵省に検討するよう指示した。¹⁰⁾ 10月中には日本開発銀行の内部でも法改正に関する議論が行われた。¹¹⁾

平成10年11月16日の「緊急経済対策」の中で、「中堅企業向けの貸し渋り対策を抜本的に強化するため、日本開発銀行等の政府系金融機関において、代理貸しの導入、転貸資金融資の導入や融資比率の弾力化を含めた融資制度の拡充、保証料率下限の引下げ等による保証制度の強化を行うとともに、非不動産担保の活用を図る」こと、「今後見込まれる社債の大量償還に対応すべく融資機能等を活用するとともに、企業の資金需要に機動的に対応すべく長期運転資金の融資を本格化する」ことが盛り込まれた。¹²⁾

これを受けて「日本開発銀行法」を改正し、金融環境対応融資制度の更なる拡充を図ることとなり、改正は大野功統衆議院議員ら4名の議員立法による附則の改正として行うこととなった。この改正は、平成12年度末までの時限的措置とされ、附則第23項を「(「日本開発銀行法」)第18条第1項各号に掲げる業務

の他、銀行その他の金融機関による金融取引の調整その他の金融機関側の事由による当該金融機関からの借入れの減少等が生じていることによりその実施に支障を生じている産業の開発及び経済社会の発展に寄与する事業の円滑な遂行を図るために、次の業務を行うことができる」とし、長期運転資金、社債償還に必要な資金（長期開発・運転資金）、及び長期運転資金の返済資金を新たに対象とし、日本開発銀行はこれらに対して融資、債務保証、及び社債応募（長期運転資金については債権譲受可能）を行うことを可能とするものであった。

以上の「日本開発銀行法等の一部を改正する法律案」は、平成10年12月1日に国会に提出され、4日に衆議院で可決、11日に参議院で可決・成立し、12月15日に「日本開発銀行法等の一部を改正する法律」（平成10年法律第144号）が公布・施行された。¹³⁾

〔注〕

- 1) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』（平成14年、日本政策投資銀行）728ページ、内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録（平成9年）」25ページ。
- 2) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』（平成14年、日本政策投資銀行）728ページ。
- 3) 『国の予算』平成10年度 1069ページ。
- 4) 内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録（平成10年）」113-116ページ。
- 5) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』（平成14年、日本政策投資銀行）729ページ。
- 6) 同上。
- 7) 『国の予算』平成10年度 1107ページ。
- 8) 内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録（平成10年）」216-217ページ。
- 9) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』（平成14年、日本政策投資銀行）729ページ。
- 10) 「開銀が運転資金融資」（『日本経済新聞』平成10年8月20日夕刊）。
- 11) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』（平成14年、日本政策投資銀行）729ページ。
- 12) 経済対策閣僚会議「緊急経済対策」（平成10年11月16日）6ページ。
- 13) 参議院法制局「第144回国会制定法審議要録」1-4ページ。この時は併せて「北海道東北開発公庫法」、「沖縄振興開発金融公庫法」の改正も行われた。平成10年12月3日の衆議院大蔵委員会において大野功統議員は提案者を代表して以下のように趣旨を説明している。

「法律改正をしないとどうしてもできないことがある。それは何かといいますと、社債償還等の問題、それから長期運転資金であります。この二つは法律改正をして、今年末を控えて本当に運転資金等の需要がふえておる、こういうところを手当てしてあ

げましょう。特に平成十年度は社債の償還が大量に発生しております。こういうところもやっていきましょう、こういうことであります。

ただ、歴史の流れは行革、行政改革であります。行政改革の中で政府系金融機関の業務を拡大する方向であるわけでございますが、これはやはり我々政治家の決断だと思えます。政治家として、今現在の状況にかんがみて絶対断固戦っていかなくゃいけないのは、やはり信用収縮に対抗することではないでしょうか。そういう意味で、平成十三年の三月三十一日まで、こういう時限を切って、そしてまた議員立法として今回御審議をお願いしている次第でございます。」(「第144回国会衆議院大蔵委員会議録」第1号(平成10年12月3日)2-3ページ)。

8 平成10年度の経済対策

平成10年度には2度の大型の経済対策が実施された。平成10年4月24日の「総合経済対策」では、上述の貸し渋り対策に加えて、プロジェクトファイナンスの考え方にに基づき、PFI事業推進に資する融資制度を日本開発銀行等に創設することとされた。また、土地の整形・集約化と優良な都市の再開発等を進めるため、民間からの資金調達に対し、日本開発銀行や住宅金融公庫等の政府系金融機関による信用補完の充実を図ること、また、プロジェクトファイナンス的な手法により、日本開発銀行の融資等の活用を図るとともに、住宅金融公庫及び民間都市開発推進機構の融資、参加業務等の拡充を図ること、特定目的会社の発行する資産担保証券で優良な都市再開発事業等のプロジェクト性のあるもので保証を要するような場合、民間金融機関等が保証を付すことが困難であり、かつ、当該プロジェクトが社会的に意義が高く政策的に支援する必要があるものについて、日本開発銀行が保証を付すことを検討することが盛り込まれた。¹⁾

これを受けて日本開発銀行では、平成10年5月にPFI融資制度を創設した。²⁾ そのため、6月の平成10年度第1次補正予算で財政投融资計画を1003億円追加し、そのための原資として資金運用部からの借入金を880億円追加するとともに、産業投資特別会計より123億円の追加出資を行うこととし、前述の貸し渋り対策のための出資分と合わせて242億5000万円の出資が実施された。³⁾

同年11月16日の「緊急経済対策」では、上述のように貸し渋り対策が実施され、12月の平成10年度第2次補正予算で出資規模が1兆4101億円追加された。その原資の内訳は、資金運用部からの借入金金が1兆980億円、産業投資特別会

計からの出資金が3121億円であった。⁴⁾

〔注〕

- 1) 経済対策閣僚会議「総合経済対策」(平成10年4月24日) 5ページ。
- 2) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』(平成14年、日本政策投資銀行) 739ページ。
- 3) 『国の予算』平成10年度 1107-1108ページ。
- 4) 『国の予算』平成11年度 1055ページ。これは貸し渋り対策の推進に伴う与信リスクの増加及び与信限度の引上げに対応するとともに、新たな事業の創設を促進するため、産業基盤整備基金が行う債務保証事業等に必要な資金を確保するためである。

第4節 アジア通貨危機と日本輸出入銀行

1 日本輸出入銀行のアジア支援

1997年（平成9年）7月、タイの通貨「バーツ」の暴落は東アジア、東南アジアに伝播し、通貨危機に発展した。日本はアジア諸国に金融的な支援を実施したが、日本輸出入銀行はその中心的な役割を果たした。

平成12年3月までのアジア支援の実績を示した表 2-2-5によれば、支援総額は3兆5269億円であり、その内訳は投資金融等で1兆3719億円、アンタイド・ローン等が2兆1550億円であった。また、中堅・中小企業を含む日系企業への投資金融等による支援については、タイが相手国の第1位であり、次いでインドネシア、マレーシアの順に多く、韓国向けの案件は少なかった。通貨危機を受けて日本政府はタイ、インドネシア、韓国の3か国に対して、それぞれの国の通貨安定を支援するため、国際的な枠組みの中での二国間支援を行うことを発表した。このうち、タイに対しては、平成10年8月11日に輸銀の40億ドル相当円のアンタイド・ローンの供与が発表され、実施された。¹⁾

平成10年2月20日に、上述の「東南アジア経済安定化等のための緊急対策について」が閣議決定された。この緊急対策は、「経済困難に見舞われている東南アジア地域が潜在的な力を発揮して再び力強い経済成長を続けるよう」に、特に困難な状況にあるインドネシアに対する支援を重点としたものである。

その中で輸銀は、(1) アジア各国の現地民間企業活動支援のための投資金融の活用により、国内企業及び現地日系企業のアジアにおける投資を支援すること、(2) アジアの現地輸出関連企業の支援のためツー・ステップ・ローンを実施するため、現地公的機関に対する融資を行うこと、とされた。インドネシア対策としては、貿易金融の円滑化に対する支援として、日本輸出入銀行のツー・ステップ・ローンを早期に供与し、現地日系企業への同行の投資金融を適切に行うことが盛り込まれた。²⁾

これを受けて輸銀は、2月27日「アジア経済安定化のための投資金融実施要領」を制定した。この要領は、信用収縮問題に直面していた東南アジアの現地

日系企業の支援を目的としており、対象国は、原則としてタイ、インドネシアであり、他のASEAN加盟国及び韓国はケース・バイ・ケースで対応するとされ、貸出先は現地日系事業会社、資金の用途は当該日系企業の事業資金(1998年(平成10年)3、4月の資金需要が対象)であった。³⁾

これに対する措置として、2月25日に弾力条項により3000億円の財政投融資の追加がなされた。⁴⁾

〔注〕

- 1) 国際協力銀行編『日本輸出入銀行史』(平成15年、国際協力銀行)290ページ。
- 2) 内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録(平成10年)」113-116ページ。
- 3) 国際協力銀行編『日本輸出入銀行史』(平成15年、国際協力銀行)291ページ。
- 4) 「財投4700億円追加」(『日本経済新聞』平成10年2月26日朝刊)。

表 2-2-5 日本輸出入銀行のアジア支援の実績

(単位：億円)

	タイ	インドネシア	韓国	フィリピン	マレーシア	その他	合計
投資金融等	4,106	2,543	109	930	1,230	4,802	13,719
第1次	920	905	—	6	22	747	2,600
第2次	958	346	—	161	42	88	1,595
第3次	1,924	848	109	246	416	2,385	5,928
通常案件	304	444	—	517	750	1,582	3,596
アンタイドローン等	7,081	3,934	6,504	2,076	1,955	—	21,550
IMF パラレルローン	4,800	—	—	—	—	—	4,800
ツーステップローン	400	1,700	1,300	—	—	—	3,400
新宮澤構想	1,881	2,234	5,204	2,076	1,955	—	13,350
合計	11,187	6,477	6,613	3,006	3,185	4,802	35,269

(注) 第1次：平成10年2月20日付「東南アジア緊急支援策」に基づくアジア支援案件。

第2次：平成10年4月24日付「総合経済対策」に基づくアジア支援案件。

第3次：平成10年11月16日付「緊急経済対策」に基づくアジア支援案件。

(出所) 国際協力銀行編『日本輸出入銀行史』(平成15年、国際協力銀行)300ページ。

2 経済対策による日本輸出入銀行のアジア支援

(1) 「総合経済対策」(平成10年4月24日)

平成10年4月24日の「総合経済対策」では、「アジア支援策」が大きな柱の一つとなった。外貨不足等により、困難な状況にあるアジア諸国経済の早期安

定化に資するよう、貿易金融の円滑化等を支援するとともに、円借款の活用等により、社会的弱者等にも配慮しつつ経済構造改革を支援するため、日本輸出入銀行のツー・ステップ・ローンや投資金融及び輸入金融を活用することが盛り込まれた。¹⁾

これを受けて輸銀では、アジア諸国の貿易金融の円滑化を支援するため、5月27日に韓国輸出入銀行バンクローンの契約を、6月18日にはインドネシア向けアンタイド・ツーステップ・ローン（経済再建支援）の契約を調印した。²⁾そして、このための資金として、5月の平成10年度第1次補正予算で5900億円の財政投融资の追加を行った。³⁾

（2）「アジア通貨危機支援に関する新構想」（新宮澤構想）

平成10年10月、日本政府は「アジア通貨危機支援に関する新構想」（通称「新宮澤構想」）を発表した。同構想は、総額で300億ドル規模の資金支援スキームを用意するものであり、その内訳はアジア諸国の実体経済回復のための資金支援が150億ドル、これらの諸国が経済改革を推進していく過程で短期の資金需要が生じた場合の備えが150億ドルであった。対象分野は、民間企業債務などのリストラ策及び金融システムの安定化・健全化対策、景気対策、貸し渋り対策であった。輸銀はこの構想の中で、アジア諸国への融資の供与、アジア諸国が民間金融機関から行う借入れに対しての保証、アジア諸国が発行するソブリン債の保証を行うことが盛り込まれた。⁴⁾

輸銀はこの構想に従って、世界銀行などとの協調融資による金融セクター調整融資、現地製造業支援のための政府系金融機関に対するツー・ステップ・ローン、インフラ整備事業に対する資金協力などを各国の実情に応じて供与する方針をとった。なお、この時点の「日本輸出入銀行法」では民間金融機関からの借入れの場合しか保証できず、ソブリン債の引受けについては新宮澤構想においても「所要の法改正が必要」とされていた。この点は後述する「国際協力銀行法案」に盛り込まれ、国際協力銀行発足後に可能となった。⁵⁾

（3）「緊急経済対策」（平成10年11月16日）

平成10年11月16日の「緊急経済対策」では、「世界経済リスクへの対応」が柱となった。「アジア諸国の通貨危機等への対応」として通貨危機に見舞われ

ているアジア諸国の実体経済回復の努力を支援するため、先進諸国等との協調を図るとともに輸銀の融資を行うこと、「アジアの現地日系企業等に対する支援」として、日本輸出入銀行の資金支援の活用を図ることが盛り込まれた。⁶⁾

これを受けて輸銀では、平成10年12月14日に「緊急経済対策に基づくアジア支援策に関する投資金融実施要領」を制定した。⁷⁾ この融資を実施するため、12月の平成10年度第2次補正予算でアジア諸国の経済回復のために5700億円の財政投融资の追加を行った。⁸⁾

(4) 「アジアの民間資金活用構想」(新宮澤構想の第2ステージ)

平成11年5月15日、マレーシアで開催されたアジア太平洋経済協力会議(APEC)蔵相会議において宮澤喜一大蔵大臣より「アジアの民間資金活用構想」が発表された。この構想は前述の「新宮澤構想」をベースとし、アジア経済が新たな段階に入りつつあるとの認識に基づき、従来の直接的な公的資金協力は継続しつつも、当面総額2兆円程度の範囲内で民間資金の動員を支援する用意があることをうたっていた。輸銀はこの中で、「アジア諸国の国際金融・資本市場からの資金調達支援」のため、アジア諸国が民間金融機関から行う借入れに対する保証、アジア諸国が発行する公債に対する保証(平成11年10月1日から)、アジア諸国が発行する公債の取得(取得対象の拡大、取得比率の引上げ等を実施)、「アジアの民間企業向けエクイティー・ファンド等に対する支援」のため、アジアの民間企業を対象とするエクイティー・ファンドやデット・ファンド等に対して融資、出資、保証を行うことが期待された。⁹⁾

この構想を受けて輸銀では、民間金融機関側とアジア諸国側の双方に対する案件発掘の情報交換を開始し、具体的な案件に即して実施要領の検討を行った。¹⁰⁾

〔注〕

- 1) 経済対策閣僚会議「総合経済対策」(平成10年4月24日)18ページ。
- 2) 国際協力銀行編『日本輸出入銀行史』(平成15年、国際協力銀行)292、594ページ。
- 3) 『国の予算』平成10年度 1107ページ。
- 4) 「新宮澤構想」の概要は国際協力銀行編『日本輸出入銀行史』(平成15年、国際協力銀行)292ページ、岸本周平「新宮澤構想の使命とアジア通貨基金」(『ファイナンス』平成11年5月号)を参照。

なお、「新宮澤構想」の経緯及び日本輸出入銀行の役割について、後に宮澤喜一元首相は以下のように回想している。「あのときは、当初、アジア通貨基金（AMF＝アジア・マネタリー・ファンド）をつくらうという構想があって、日本もいろいろな案を持って歩きましたが、アメリカとぶつかったりして、結局実現しませんでした。しかし、日本にこれだけの外貨の蓄積があれば、アジアのために使えるんだという認識は、みんなが持っていたわけで、97年7月から98年のアジア通貨危機のときにも、「それなら使ったらいいじゃないか」という発想で打ち出したわけです。」

「(外貨と国内の財政赤字問題は) ある程度切り離して議論はできますね。日本輸出入銀行の金が使えますしね。外為の金も使えますしね。そういう意味で財政とは切り離して自由に使える部分がございますね。日本輸出入銀行というのは、非常にうまく使えるいい機構でしたね。」(五百旗頭真・伊藤元重・薬師寺克行編『90年代の証言 宮澤喜一 保守本流の軌跡』(平成18年、朝日新聞社) 81-82ページ)。

- 5) 国際協力銀行編『日本輸出入銀行史』(平成15年、国際協力銀行) 293ページ。
- 6) 経済対策閣僚会議「緊急経済対策」(平成10年11月16日) 13ページ。
- 7) 国際協力銀行編『日本輸出入銀行史』(平成15年、国際協力銀行) 292ページ。
- 8) 『国の予算』平成11年度 1055ページ。
- 9) 「アジアの民間資金活用構想」の全文及び概要については、土井俊範「アジア通貨危機と今後の課題」(『ファイナンス』平成11年10月号)を参照。
- 10) 国際協力銀行編『日本輸出入銀行史』(平成15年、国際協力銀行) 293ページ。

第3章 公庫

第1節 国民金融公庫・中小企業金融公庫・環境衛生金融公庫・中小企業信用保険公庫

本節では、国民金融公庫、中小企業金融公庫、環境衛生金融公庫、中小企業信用保険公庫の4公庫について論じる。この4公庫は、融資ないし保険の対象が中小企業に関係している点で共通しており、中小企業政策や経済対策等による措置も共通する点が多いため、以下でまとめて述べる。

1 各公庫の概要

(1) 国民金融公庫¹⁾

「国民金融公庫法」(昭和24年法律第49号)第1条によれば、国民金融公庫は、「庶民金庫及び恩給金庫の業務を承継し、銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とする国民大衆に対して、必要な事業資金の供給を行うことを目的とする」機関である。国民金融公庫の貸付制度は、平成元年度末時点で、① 中小企業者向けの普通貸付、② 恩給受給者向けの恩給担保貸付、③ 学生、生徒又はその親族者向けの教育資金貸付の3つから成っていた。普通貸付は更に、① 一般貸付、② 小企業等経営改善資金貸付(昭和48年度より実施)、③ 特別貸付、④ 記名国債担保貸付の4種類に区分される。

これらの業務の原資となるのは、全額政府出資の出資金と資金運用部からの借入金等である。出資金は全額一般会計から出資されており、表 2-3-1に示したように、平成元年度から平成7年度まで毎年度出資され、平成10年度にも出資された。特に平成4年度から平成7年度は経済対策等に伴い、出資額も増加した。また、表 2-3-2に示したように、財政投融资計画も増加傾向にあり、第

1章で述べたように、平成7年度以降は期限前償還の増加等により実績が計画を下回り、不用額を計上している。平成元年度から平成10年度の期間、国庫に納付すべき利益金は発生せず、表 2-3-3に示したとおり、毎年度一般会計から補給金を受け入れた。

(2) 中小企業金融公庫²⁾

「中小企業金融公庫法」(昭和28年法律第138号)第1条によれば、中小企業金融公庫は、「中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金であって、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする」機関である。中小企業金融公庫の平成元年度末時点での貸付制度は、中小企業者一般を対象とする一般貸付と近代化及び構造改善の促進並びに公害防止施設の整備等が必要とされる中小企業者に対して特別の貸付条件を設けた特別貸付に大別され、貸付金の用途は設備資金と長期運転資金に限定されていた。

なお、国民金融公庫、中小企業金融公庫の目的はいずれも中小企業者の長期資金を供給するという点では共通しているが、平成元年度の一般貸付の一貸付先当たりの融資限度額は国民金融公庫が3500万円、中小企業金融公庫が3億5000万円(いずれも既往貸付金残高を含む。)と10倍の差があり、後者の方が中小企業の中でも比較的事業規模の大きい企業を融資対象としているという違いがある。³⁾

これらの業務の原資は、全額政府出資の出資金、資金運用部等からの借入金及び出資金の30倍を発行限度とする中小企業債券である。出資金及び財政投融資のすう勢は表 2-3-1と表 2-3-2に示したように、国民金融公庫とほぼ同じであるが、公庫の経営基盤強化のため、平成2年度を除いて毎年度、産業投資特別会計から40億円以上の出資を受けた。平成元年度から平成12年度までの期間、国庫に納付すべき利益金は発生せず、表 2-3-3に示したとおり、毎年度一般会計から補給金を受け入れた。

(3) 環境衛生金融公庫⁴⁾

「環境衛生金融公庫法」(昭和42年法律第138号)第1条によれば、環境衛生金融公庫は、「公衆衛生の見地から国民の日常生活に密接な関係のある環境衛生関係の営業について、衛生水準を高め、及び近代化を促進するために必要な資

金であって、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通し、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする」機関である。環境衛生金融公庫の事業は、環境衛生関係営業者に対して設備資金又は運転資金の貸付けを行うことである。ここでいう「環境衛生関係営業者」とは、具体的には飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、浴場業又はクリーニング業者、及び環境衛生同業組合等の組合、理容師・美容師養成施設の開設者のことを指す。平成元年度時点での貸付けの種類は、① 一般設備貸付、② 振興事業設備貸付、③ 振興運転資金貸付、④ 特例貸付、⑤ 小企業等設備改善資金特別貸付、⑥ 消費税導入円滑化貸付の6種であった。

これらの業務の原資は、一般会計からの出資金と資金運用部等からの借入金であり、そのすう勢は表 2-3-1と表 2-3-2に示したように、国民金融公庫、中小企業金融公庫と同様である。なお、平成元年度から国民金融公庫との合併の前年に当たる平成10年度までに国庫に納付すべき利益金は発生せず、表 2-3-3に示したとおり、毎年度一般会計から補給金を受け入れた。

(4) 中小企業信用保険公庫⁵⁾

「中小企業信用保険公庫法」(昭和33年法律第93号)第1条によれば、中小企業信用保険公庫は、「中小企業者の債務の保証等につき保険を行うとともに、信用保証協会に対してその業務に必要な資金を融通することにより、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にすることを目的とする」機関である。中小企業信用保険公庫は昭和33年7月1日、中小企業信用保険特別会計(根拠法は「中小企業信用保険特別会計法」(昭和25年法律第265号))を承継して設立され、政府の出資金を原資とし、中小企業信用保険事業、融資事業、機械類信用保険事業の3事業が行われている。

中小企業信用保険事業は、「中小企業信用保険法」(昭和25年法律第264号)に基づいて行われる信用保証協会に対する再保険事業である。信用保証協会は、物的担保力、信用力の脆弱な中小企業者が金融機関から借入れを行うに際して、その借入債務を保証しているが、中小企業信用保険公庫は保険関係の成立した保証について、信用保証協会が中小企業者に代わって金融機関に弁済(代位弁済)した場合には、それを保険事故として一定割合(てん補率)の保険金を支

払うことになる。

次に、ここでいう融資事業とは、信用保証協会に対し、保証債務額の増大のために必要な原資となるべき資金（長期資金）及び保証債務の履行を円滑にするために必要な資金（短期資金）の貸付けを行うものである。長期資金貸付は普通長期資金貸付、特別長期資金貸付、中小企業体質強化資金助成制度（無利子）、特定地域中小企業特別融資制度に大別される。

また、機械類信用保険事業は、「機械類信用保険法」（昭和36年法律第156号）に基づく事業で、昭和59年10月1日に機械類信用保険特別会計（根拠法は「機械類信用保険特別会計法」（昭和36年法律第157号））を承継したものである。機械類に係る割賦販売契約及び購入資金借入保証契約並びにリース契約による取引につき信用保険を行い、中小企業の設備の近代化及び経営管理の合理化並びに機械工業及びソフトウェア業の振興に資することを目的とするものである。⁶⁾

これらの業務の原資は一般会計及び産業投資特別会計からの出資金であり、表 2-3-4に示したとおり、上記の事業に対応して平成9年度までは「中小企業信用保険準備基金」、「融資基金」、「機械類信用保険運営基金」の3つの基金に区分され、経理されていた。平成10年度には、破綻金融機関等関連特別保険等事業の創設に伴い、「破綻金融機関等関連特別保険等準備基金」が新設された。「中小企業信用保険準備基金」には、当初予算で平成元年度に195億円、平成2年度から平成9年度まで毎年度100億円、平成10年度に113億円、平成11年度（4月から6月）に157億円が出資され、「融資基金」には、当初予算で平成元年度に195億円、平成2年度に175億円、平成3年度から平成9年度までは毎年度95億円の出資がなされた。以下で確認するように、これに加えて経済対策等の資金的措置のため、補正予算で毎年度出資金が追加されたが、補正後の出資金の推移は表 2-3-4のとおりである。⁷⁾

〔注〕

- 1) 国民金融公庫の創業から平成11年6月までの沿革については、国民金融公庫編『国民金融公庫五十年史』（平成11年、国民金融公庫）を、平成11年7月から9月については国民生活金融公庫「第51事業年度業務報告書」を参照。
- 2) 中小企業金融公庫の創業から平成15年8月までの沿革については、中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫五十年史』（平成15年、中小企業金融公庫）を参照。
- 3) その後の国民金融公庫及び中小企業金融公庫の一般貸付の融資限度は、経済状況の

変化を受けて段階的に引き上げられた。平成3年4月11日にそれぞれ4000万円、4億円となり、平成7年4月1日に4800万円、4億8000万円となった（国民金融公庫編『国民金融公庫五十年史』（平成11年、国民金融公庫）684ページ、中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫五十年史』（平成15年、中小企業金融公庫）645ページ）。

- 4) 環境衛生金融公庫の創業から平成9年9月までの沿革については、環境衛生金融公庫編『環境衛生金融公庫三十年史』（平成10年、環境衛生金融公庫）を、平成9年度から平成11年度については環境衛生金融公庫「業務報告書」の各年度を参照。
- 5) 中小企業信用保険公庫の創業から平成11年の合併までの沿革については、中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫三十年史』（平成元年、中小企業信用保険公庫）及び中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』（平成12年、中小企業総合事業団）を参照。
- 6) 「機械類信用保険特別会計」については、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史一昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）を参照。
- 7) 中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』（平成12年、中小企業総合事業団）118-119、191-194ページ。なお、「機械類信用保険運営基金」は、昭和63年度に8億円追加されて以後、中小企業におけるコンピュータの2000年問題に対する情報化機器等貸与支援事業の実施に伴う平成10年度第3次補正予算の8億円の追加があるのみである。

表 2-3-1 各公庫の資本金の推移

(単位：億円)

	国民金融公庫		中小企業金融公庫			環境衛生金融公庫	
	新規 出資	年度末 累計	新規出資		年度末 累計	新規 出資	年度末 累計
			一般会計	産業投資 特別会計			
平成元年度	20	373	70	45	682	—	10
平成2年度	210	583	195	—	877	—	10
平成3年度	226	809	32	45	954	—	10
平成4年度	394	1,203	152	40	1,146	10	20
平成5年度	515	1,718	363	46	1,555	17	37
平成6年度	82	1,800	87	46	1,688	22	59
平成7年度	415	2,215	489	46	2,223	41	100
平成8年度	—	2,215	—	51	2,274	—	100
平成9年度	—	2,215	—	46	2,320	—	100
平成10年度	204	2,419	411	46	2,777	47	147
平成11年度	—	—	888	46	3,711	—	—
平成12年度	—	—	352	46	4,109	—	—

(注) 単位未満切捨て。

(出所) 国民金融公庫編『国民金融公庫五十年史』(平成11年、国民金融公庫) 611ページ、中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫五十年史』(平成15年、中小企業金融公庫) 631ページ、環境衛生金融公庫編『環境衛生金融公庫三十年史』(平成10年、環境衛生金融公庫) 463ページ、環境衛生金融公庫編「平成10年度業務報告書」2-3ページにより作成。

表 2-3-2 各公庫に対する財政投融资計画・実績の推移

(単位：億円)

	国民金融公庫					
	資金運用部資金		簡保資金		合計	
	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績
平成元年度	17,200	21,400	2,900	2,900	20,100	24,300
平成2年度	18,150	21,900	3,095	3,095	21,245	24,995
平成3年度	19,140	22,590	3,210	3,210	22,350	25,800
平成4年度	21,751	26,001	2,789	2,039	24,540	28,040
平成5年度	23,920	29,120	3,200	3,200	27,120	32,320
平成6年度	22,500	22,500	7,500	7,500	30,000	30,000
平成7年度	24,375	22,500	8,125	7,500	32,500	30,000
平成8年度	23,775	21,464	8,125	7,336	31,900	28,800
平成9年度	24,434	26,170	7,266	6,000	31,700	32,170
平成10年度	30,634	26,350	7,266	6,250	37,900	32,600

	環境衛生金融公庫			
	資金運用部資金		合計	
	当初計画	実績	当初計画	実績
平成元年度	1,976	1,976	1,976	1,976
平成2年度	2,158	2,348	2,158	2,348
平成3年度	2,366	2,541	2,366	2,541
平成4年度	2,833	3,333	2,833	3,333
平成5年度	3,258	3,598	3,258	3,598
平成6年度	3,602	3,602	3,602	3,602
平成7年度	3,857	2,460	3,857	2,460
平成8年度	3,615	3,048	3,615	3,048
平成9年度	3,410	3,116	3,410	3,116
平成10年度	4,000	3,240	4,000	3,240

表 2-3-2 (つづき)

	中小企業金融公庫					
	産業投資特別会計		資金運用部資金		簡保資金	
	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績
平成元年度	45	45	13,265	14,465	4,950	4,950
平成2年度	—	—	13,465	14,865	5,515	5,515
平成3年度	45	45	13,851	15,151	5,574	5,574
平成4年度	40	40	15,460	18,710	4,955	4,105
平成5年度	46	46	16,543	20,243	5,311	5,311
平成6年度	46	46	14,604	13,343	9,720	8,881
平成7年度	46	46	14,979	9,760	9,986	6,506
平成8年度	51	51	11,029	8,577	7,320	5,692
平成9年度	46	46	10,601	11,612	5,953	4,293
平成10年度	46	46	13,347	11,848	4,607	3,557
平成11年度	46	46	12,508	6,257	4,346	4,199
平成12年度	46	46	8,239	1,730	5,215	4,540

	政府保証債・ 政府保証借入金		合計	
	当初計画	実績	当初計画	実績
平成元年度	200	200	18,460	19,660
平成2年度	200	200	19,180	20,580
平成3年度	200	200	19,670	20,970
平成4年度	200	200	20,655	23,055
平成5年度	200	200	22,100	25,800
平成6年度	500	500	24,870	22,770
平成7年度	700	199	25,711	16,511
平成8年度	300	199	18,700	14,519
平成9年度	300	199	16,900	16,150
平成10年度	2,100	1,899	20,100	17,349
平成11年度	5,200	5,198	22,100	15,700
平成12年度	8,600	8,584	22,100	14,900

(出所) 大蔵省(財務省)『財政金融統計月報』『財政投融资特集』各号により作成。

表 2-3-3 一般会計からの補給金の推移

(単位：億円)

	国民金融 公庫	中小企業金融 公庫	環境衛生金融 公庫
平成元年度	381	272	44
平成2年度	305	285	40
平成3年度	145	129	59
平成4年度	95	124	64
平成5年度	175	126	67
平成6年度	538	280	66
平成7年度	906	967	90
平成8年度	534	391	67
平成9年度	710	439	58
平成10年度	759	640	49
平成11年度	565	546	—
平成12年度	509	604	—

(注) 単位未満切捨て。

(出所) 会計検査院編「決算統計」各版により作成。

表 2-3-4 一般会計及び産業投資特別会計からの出資金の推移

(単位：億円)

	新規出資				年度末累計
	中小企業信用 保険準備基金	融資基金	機械類 信用保険 運営基金	破綻金融機関等 関連特別保険等 準備基金	
平成元年度	195	215	—	—	5,836
平成2年度	100	235	—	—	6,171
平成3年度	136	203	—	—	7,015
平成4年度	100	418	—	—	8,282
平成5年度	100	1,077	—	—	9,459
平成6年度	146	195	—	—	9,800
平成7年度	335	810	—	—	10,945
平成8年度	100	95	—	—	11,140
平成9年度	182	95	—	—	11,417
平成10年度	3,298	—	8	720	15,443
平成11年度	157	—	—	—	15,600

(注) 1. 単位未満切捨て。計数は補正後ベース。

2. 平成11年度は6月末の数値。

(出所) 中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』(平成12年、中小企業総合事業団) 118、192ページにより作成。

2 平成元年度から平成3年度までの特別貸付制度

中小企業がその時々々の環境変化に対して適応できるよう、平成元年度以降、各公庫に相次いで特別貸付制度が創設された。

(1) 地域中小企業活性化貸付（ふるさと貸付）（平成元年5月）

竹下登内閣で出された「ふるさと創生事業」においては、地域内の内発的な活動を支援することが盛り込まれていた。平成元年5月29日、こうした方針に対応して、中小企業金融公庫に地域経済の活性化に資する新たな事業を行う中小企業者を支援し、地域経済の内発的成長を図るための地域中小企業活性化貸付（通称「ふるさと貸付」）が創設された。ふるさと貸付の対象は新事業を行うために必要な設備資金であった。そして、新事業の内容は特許・補助金交付事業関連、公的機関等の開発技術関連、地域関係法等関連等、国の技術政策や地域政策と金融面からの措置との相乗効果を狙ったものであり、貸付限度は5億2000万円（うち運転資金は1億9000万円）とされた。¹⁾

(2) 中小企業経営基盤強化資金貸付（平成2年3月）

平成元年4月の「消費税法」（昭和63年法律第108号）施行に合わせて、平成元年3月、国民金融公庫、中小企業金融公庫、環境衛生金融公庫に消費税導入円滑化資金貸付制度が創設された。施行から1年が経過し、消費税の価格転嫁は進展しつつあったものの、大企業と中小企業の格差は縮小しなかった。こうした状況を受け、平成2年3月、消費税導入円滑化資金貸付制度を拡張する形で国民公庫、中小公庫、環衛公庫に中小企業経営基盤強化資金貸付が創設された。²⁾

以上の措置に対応するため、平成元年度補正予算において、国民公庫、中小公庫に一般会計よりそれぞれ20億円、70億円の追加出資がなされた。³⁾

(3) 中小企業労働環境整備資金貸付（平成2年6月）

昭和63年の「経済5か年計画」において、完全週休2日制及び年間総労働時間1800時間の実現という目標が掲げられた。大企業では大半が既に週休2日制を実施していたが、中小企業ではいまだ定着していなかった。この方針を受け、

国民公庫、中小公庫に中小企業労働環境整備資金貸付が創設され、中小公庫は6月8日より、また、国民公庫は7月16日よりその取扱いを開始した。この制度の創設により、週所定労働時間を2年以内に2時間以上短縮する計画（時短計画）を有する中小企業が広く公庫の融資対象となり、資金の使途も生産コストの低減・省力化等の経営合理化に資すると判断される設備や人材確保関連設備にまで拡張された。貸付限度は、国民公庫が5200万円（運転資金は3500万円）、中小公庫が5億2000万円（運転資金は1億9000万円）であった。⁴⁾ また、同様の理由で、環衛公庫にも環境衛生関係業者を対象とする労働環境整備施設貸付が創設された。⁵⁾

（4） 中小流通業活性化資金貸付（平成3年1月）

平成2年5月の日米構造問題協議を受け、「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」（昭和48年法律第109号）（通称「大店法」）の運用が緩和され、改正計画が示されると、大型店の出店表明が相次ぎ、中小小売業を取り巻く経営環境が一段と厳しさを増すことが予想された。こうした状況を受けて、平成3年1月、「大型店にかかる規制緩和等へ積極的な対応を行う中小企業の体質強化を図る」ことを目的として、国民公庫、中小公庫に中小流通業活性化資金貸付が創設された。⁶⁾ また、同様の理由で、環衛公庫にも環境衛生業者を対象とする活性化貸付が創設された。⁷⁾

以上の措置に対応するため、平成2年度第1次補正予算において、国民公庫、中小公庫の平成2年度の貸付規模にそれぞれ380億円、170億円が追加された。そして、この追加に伴う資金所要額のほか、貸付期間の長期化等に伴う回収金等の減少による資金所要額を加え、それぞれ3060億円、1550億円の資金の追加を行うこととし、一般会計からそれぞれ160億円、150億円が新たに出资され、財政投融资がそれぞれ2900億円、1400億円追加された。⁸⁾

（5） 中小企業信用保険公庫の信用保険事業・融資事業の拡充

中小企業信用保険公庫の保険収支は、昭和60年度より実施された「保険収支改善3か年計画」の効果もあって改善され、中小企業信用保険準備基金の取崩しも昭和63年度以降行われなくなった。これに伴い、新規の出資金も減少傾向にあったが、平成4年末をもってワシントン条約によりタイマイの輸入が禁止

となり、原材料の調達が困難となるべつ甲産業事業者への損失補てんが行われることを踏まえて、平成3年12月の平成3年度補正予算において、一般会計より中小企業信用保険準備基金に36億円の追加出資がなされた。⁹⁾

特別貸付制度の導入に伴い、補正予算において一般会計から融資基金に追加出資された。平成元年度においては、平成2年3月、中小企業の人手不足問題の深刻化を受けて、緊急対策として中小企業人手不足対策緊急貸付が創設され、この措置に対応するため、平成元年度補正予算により20億円が追加された。¹⁰⁾

平成2年度には、平成3年1月に大店舗等の進出による影響を被る中小商業・サービス業者の事業転換・新分野進出の支援のための中小流通事業等転換等特別貸付が創設された。この措置に対応するため、平成2年度第1次補正予算において60億円が追加出資された。¹¹⁾

平成3年度においては、平成3年5月から活発化した雲仙岳の噴火活動の長期化に伴い、被災中小企業者の救済融資が実施された。また、平成4年1月、上述のべつ甲の輸入禁止等に伴い影響を受ける中小べつ甲業者の活路開拓を図るためのべつ甲産業事業転換等特別貸付、及び繊維産業に対する設備登録制度廃止の方針が決定されたことに伴い、影響を受ける中小繊維事業者及び産地組合の事業転換を図るため、中小繊維工業事業転換等特別貸付制度が創設された。以上の措置に対応するため、平成3年度補正予算において計108億円が追加出資された。¹²⁾

〔注〕

- 1) 中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫五十年史』（平成15年、中小企業金融公庫）329-332ページ。
- 2) 国民金融公庫編『国民金融公庫五十年史』（平成11年、国民金融公庫）335-338ページ、中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫五十年史』（平成15年、中小企業金融公庫）332-334ページ、環境衛生金融公庫編『環境衛生金融公庫三十年史』（平成10年、環境衛生金融公庫）257-259ページ。
- 3) 『国の予算』平成2年度 1078-1079ページ。
- 4) 国民金融公庫編『国民金融公庫五十年史』（平成11年、国民金融公庫）340-341ページ、中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫五十年史』（平成15年、中小企業金融公庫）334-335ページ。
- 5) 環境衛生金融公庫編『環境衛生金融公庫三十年史』（平成10年、環境衛生金融公庫）251-252ページ。
- 6) 国民金融公庫編『国民金融公庫五十年史』（平成11年、国民金融公庫）338-340ページ、

- 中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫五十年史』（平成15年、中小企業金融公庫）747ページ。
- 7) 環境衛生金融公庫編『環境衛生金融公庫三十年史』（平成10年、環境衛生金融公庫）259-260ページ。
 - 8) 『国の予算』平成3年度 1083-1084ページ。
 - 9) 中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』（平成12年、中小企業総合事業団）118ページ、『国の予算』平成4年度 1055ページ、『中小企業白書』平成5年版「平成5年度において講じようとする中小企業施策」78-79ページ。
 - 10) 『国の予算』平成2年度 1078ページ。
 - 11) 『国の予算』平成3年度 1060ページ。
 - 12) 中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』（平成12年、中小企業総合事業団）119ページ、『国の予算』平成4年度 1051、1054-1055ページ。

3 国民金融公庫の教育資金貸付制度

(1) 教育資金貸付制度への改編

国民金融公庫の進学資金貸付は、昭和53年度の創設以来、「国の進学ローン」として広く利用されてきた。しかしながら、高校・大学等における入学費用や在学中の生活費の高騰を受け、制度の一層の拡充が望まれるようになった。これに対応して進学資金貸付制度の大幅な見直しが行われ、平成3年9月、教育資金貸付（通称「国の教育ローン」）に大改編された。¹⁾

主な改正点は以下のとおりである。まず、融資対象者の所得制限が従来の910万円（事業所得者の場合710万円）から1010万円（事業所得者は800万円）に引き上げられた。また、教育機関の多様化に対応して融資対象校も拡充され、修業年限6か月以上の専修学校、各種学校（これらの認可を受けた予備校も含む）、職業訓練校、看護婦・保母養成施設等の「学校教育法」以外の法令に基づいて設置（又は指定・認定）された教育施設が新たに加えられた。資金の用途は、従来の入学時に必要になる資金（入学資金）に加えて、学校納付金（授業料）、住居に係る費用（家賃）、通学に要する交通費（定期代等）など、在学中に必要な資金にまで拡充され、融資限度は学生・生徒1人につき150万円とされた。なお、限られた原資を幅広い層に融資するため、また、日本育英会の奨学金制度が利用可能である点を考慮して、在学資金については50万円以内とされた。利用者の返済負担の軽減を図る観点から据置期間の見直しも行い、従来の

1年以内から在学期間以内（最長4年）とされた。また、在学資金の取扱いを開始することに伴い、従来11月から翌年4月までとされてきた申込み取扱期間の通年化が図られた。²⁾

（2）教育資金貸付制度の拡充

その後、教育資金貸付制度は、表 2-3-5に示したように順次拡充され、平成5年4月には融資期間の延長が実施された。平成2年11月以来、大学等の就学期限4年以上の学校に限り6年以内（4年未満の場合は5年）と改正されたが、通学する学校の修学年限に限らず一律8年以内となった。

また、平成6年12月には、公的年金制度への加入を資格要件とする新制度の取扱いが開始された。平成7年7月には、国際化の進展に対応して国内の高校・高等専門学校・大学・短期大学に相当する学校、又はこれらに準ずる海外の教育施設で修学年限が2年以上のものにまで融資対象校が拡充され、留学資金にも対応できるようになった。³⁾

〔注〕

- 1) 財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）351-353ページ。
- 2) 国民金融公庫編『国民金融公庫五十年史』（平成11年、国民金融公庫）496-501ページ。
- 3) 同上 502-508ページ。

表 2-3-5 教育貸付の融資限度

実施日	教育一般貸付	郵貯貸付	年金教育貸付
昭和63年11月1日	1進学者につき100万円	1進学者につき108万円	—
平成3年9月1日	学生・生徒1人につき150万円（うち在学資金50万円）	学生・生徒1人につき150万円（うち在学資金50万円）	—
平成4年4月10日	学生・生徒1人につき150万円	学生・生徒1人につき150万円	—
平成6年12月1日	〃	〃	厚生年金保険の被保険者 学生・生徒1人につき 100万円 国民年金の被保険者 同50万円
平成10年1月5日	学生・生徒1人につき200万円	学生・生徒1人につき200万円	〃

（出所）国民金融公庫編『国民金融公庫五十年史』（平成11年、国民金融公庫）686ページ。

4 「緊急経済対策」と公庫融資

平成4年3月の「緊急経済対策」には、「中小企業金融対策」として以下の7項目が盛り込まれた。¹⁾

- (1) 政府関係金融機関、信用保証協会に対し、中小企業者の実情に応じたきめ細かい貸付け及び保証等の運営を行うように指導するとともに、民間金融機関についても、中小企業金融の円滑化に配慮するよう要請する。
- (2) 労働力の確保が困難である中小企業の省力化投資については、国と都道府県等との協力により運営されている中小企業人手不足対策緊急貸付（中小企業体質強化資金助成制度）の金利の引下げを図る。

また、国民金融公庫、中小企業金融公庫等の労働環境整備貸付制度について、その貸付対象の拡大を行うとともに、制度の周知徹底等のため各都道府県毎に、都道府県、労働基準局、通商産業局、公庫、関係中小企業団体等をメンバーとする連絡協議会（仮称）を開催すること等により、制度の利用促進を図る。

こうした中小企業向け低利融資制度に加え、労働力不足対応設備リース事業（中小企業事業団）の積極的活用を図る。

- (3) 政府関係金融機関を通じた中小企業に対する円滑な資金供給を促進しているところであり、このため必要な国民金融公庫、環境衛生金融公庫に対する財政投融资計画を追加する（国民金融公庫500億円、環境衛生金融公庫175億円、3月26日に決定）。
- (4) 需要の激しい減少等がみられる業種に属する中小企業者の担保力・信用力の不足を補完するため、「中小企業信用保険法」に基づく倒産関連保証の対象業種を追加する。
- (5) 資金調達力が弱く、設備の選定等についても専門的知識、技術を有しない小規模企業者に対する設備近代化貸与の貸与損料（割賦手数料）及びリース料率の引下げを図る。
- (6) 地域における内需の振興のため、中小企業事業団の高度化融資に係る工場団地、卸団地の建設等を前倒して実施するとともに、その円滑な執行を図るため、都道府県においても必要な措置を講ずるよう要請する。
- (7) 地域的な要因により、売上げの減少等経営の安定に支障を生じている中小企業者に対する経営安定対策貸付の活用を図る。

これを受け、4月1日より国民公庫、中小公庫の労働環境整備貸付制度の貸付対象である中小企業者の範囲が、「時短実施後週所定内労働時間40時間以上48時間以下の中小企業者」から「時短実施後週所定内労働時間が48時間以下の中小企業者」に拡大された。²⁾

また、国民公庫、環境公庫の融資枠の拡大が図られ、予定どおり3月26日に弾力条項により国民公庫、環境公庫の財政投融资がそれぞれ500億円、175億円追加された。³⁾

〔注〕

- 1) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」（平成9年3月）179-180ページ。
- 2) 同上 184ページ。
- 3) 「国民公庫などに675億円、大蔵省、91年度財投に4500億円追加」（『日本経済新聞』平成4年3月27日朝刊）。

5 「総合経済対策」と公庫融資

平成4年8月の「総合経済対策」では、「中小企業対策等」として、「厳しい経営環境下において、中小企業に対する一層の金融の円滑化を図るとともに、中小企業の構造改革を促進するため」に、政府関係中小企業金融機関の活用が企図され、以下の措置が盛り込まれた。¹⁾

(1) 中小企業の経営安定対策

- ① 中小企業の資金調達を円滑化を図るため、国民金融公庫及び中小企業金融公庫等の貸付限度額に大幅な別枠を設けること等により貸付規模を拡大する。
- ② 中小企業の経営安定を図るために必要な低利資金を供給するため、緊急経営支援貸付制度を中小企業体質強化資金助成制度において創設する。
- ③ 小企業等の経営安定を図るため、国民金融公庫の小企業等経営改善資金融資制度（マル経制度）等の貸付限度額を引き上げる。

(2) 中小企業の構造改革のための設備投資促進等

- ① 時短促進のための省力化、環境対応、流通業対策等中小企業が必要とする構造改革を支援するため、政府関係中小企業金融機関及び中小企業体質強化資金助成制度を通じた低利資金の融資制度を設ける等の措置を講ずる。

- ② 中小企業の省力化、合理化関連等の設備投資を促進するため、中小企業の高度化、環境にも配慮したエネルギーの有効活用等に資する設備を、投資促進税制の対象に追加する。
- ③ 中小企業事業団の高度化融資事業を前倒して実施する。
- ④ 中小食料品小売業者等の流通の改善、農林漁業金融の円滑化等を図るため、農林漁業金融公庫の低利融資制度の延長等を行う。

これを受けて、各公庫に通常の一般貸付とは別枠の緊急特例限度貸付（中小企業信用保険公庫においては緊急経営支援貸付）、及び特定フロンの生産の全廃等に対応するための設備導入の促進を図ることを目的とした中小企業環境規制対応資金貸付が創設された。²⁾

これらの措置に対応するため、平成4年度補正予算において、国民公庫、中小公庫、環衛公庫の貸付規模をそれぞれ5170億円、3370億円、750億円追加することとした。国民公庫については、一般会計出資金144億円を含む自己資金等1670億円を見込み、資金運用部からの借入金3500億円が追加された。中小公庫については一般会計出資金152億円を含む自己資金等1870億円を見込み、財政投融资が1500億円追加された。環衛公庫については、新たに一般会計からの出資金10億円が追加され、自己資金等250億円を見込み、財政投融资500億円が追加された。そして、中小保険公庫については、緊急経営支援貸付及び環境対応事業転換等貸付の原資として融資基金に合計323億円の出資金が追加された。³⁾

〔注〕

- 1) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」（平成9年3月）154ページ。
- 2) 国民金融公庫編『国民金融公庫五十年史』（平成11年、国民金融公庫）448-450ページ、中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫五十年史』（平成15年、中小企業金融公庫）444-446ページ、環境衛生金融公庫編『環境衛生金融公庫三十年史』（平成10年、環境衛生金融公庫）306-311ページ、中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』（平成12年、中小企業総合事業団）100ページ。
- 3) 『国の予算』平成5年度 1049、1071-1072ページ。

6 平成5年度の経済対策と公庫融資

平成5年度には「新総合経済対策」、「緊急経済対策」、「総合経済対策」の3度の経済対策が行われ、以下でみるように、公庫の融資等が拡充され、それに伴う予算上の措置が講じられた。

(1) 「新総合経済対策」

平成5年4月の「新総合経済対策」においては、「厳しい経営環境に直面し、資金繰りが悪化している中小企業の金融の円滑化」のために以下の項目が盛り込まれた。¹⁾

① 中小企業等の資金調達の円滑化

- (i) 中小企業の政府関係中小企業金融機関等への資金需要の高まりに対応するため、国民金融公庫、中小企業金融公庫等の緊急特例限度貸付制度の限度額の倍増等を行うとともに、貸付規模を大幅に拡大する。
- (ii) 一時的な業況悪化により、資金繰りが悪化している中小企業の経営の安定を図るため、政府関係中小企業金融機関等に低利の中小企業運転資金特別貸付制度等を創設するとともに、緊急経営支援貸付制度の融資枠を拡大し、下請中小企業や円高等の影響を被っている中小企業に対する特別枠を創設する。
- (iii) 国民金融公庫、中小企業金融公庫等に対する中小企業の債務返済の負担の軽減等を図るため、返済資金緊急融資制度を創設するとともに、中小企業の実情に応じた返済猶予への配慮、担保徴求の弾力化を指導する。
- (iv) 中小農林漁業金融の円滑化を図るため、木材産業等高度化推進資金の貸付枠の拡充等を行う。

② 中小企業に対する信用保証の充実等

- (i) 担保不足等により、資金繰りが悪化している中小企業を支援するため、「中小企業信用保険法」の保険限度額が倍額となる特定業種の指定を弾力的に実施するとともに、政府関係中小企業金融機関等からの融資に対する信用保証協会の保証の弾力的活用を図る。
- (ii) 信用保証協会の保証付融資を拡大するため、中小企業信用保険公庫に対

し出資を行う。

- (iii) 小企業等の資金調達の円滑化を図るため、国民金融公庫にある無担保・無保証の小企業等経営改善資金貸付制度（マル経制度）の貸付枠の拡大等を行う。

これを受け、5月17日に国民公庫、中小公庫、環衛公庫の緊急特例限度貸付の融資限度が引き上げられた。そして、6月に返済資金緊急特別貸付及び中小企業運転資金支援特別貸付が創設された。²⁾ 中小企業信用保険公庫においては、平成4年度に創設された緊急経営支援貸付の拡充が図られた。³⁾

そして、これらの措置に対応するために、平成5年6月に成立した平成5年度第1次補正予算において、国民公庫、中小公庫、環衛公庫の貸付規模がそれぞれ7000億円、6500億円、300億円追加された。そのうち、国民公庫については、一般会計借入金63億円、一般会計出資金87億円を含む自己資金等2500億円を見込み、財政投融资4500億円を追加することとされた。中小公庫については、一般会計出資金143億円を含む自己資金等1500億円を見込み、財政投融资5000億円を追加することとされた。環衛公庫については、一般会計出資金4億円を含め自己資金等20億円を見込み、財政投融资280億円を追加することとされた。また、中小保険公庫の融資基金に343億円が追加された。⁴⁾

(2) 「緊急経済対策」

平成5年9月16日の「緊急経済対策」では、中小企業対策として以下の項目が盛り込まれた。⁵⁾

① 中小企業等の経営安定対策

- (i) 景気の低迷に加え、円高、冷夏等の影響により資金繰りが悪化している中小企業の一層の経営安定を図るため、政府関係中小企業金融機関等における運転資金支援特別貸付制度の要件緩和、貸付限度額の倍増及び貸付規模の追加を行う。
- (ii) 緊急経営支援貸付制度について、冷夏等の影響により厳しい経営環境に直面している中小企業を支援する仕組みを盛り込むとともに、貸付規模を追加する。
- (iii) 担保不足等により、資金繰りが悪化している中小企業を支援するため、

「中小企業信用保険法」の保険限度額が倍額となる特定業種の指定を一層弾力的に行う。

- (iv) 政府関係中小企業金融機関等及び信用保証協会を活用することにより、中小企業の金融の一層の円滑化を図るため、これらの機関に対し、景気的情勢を踏まえて貸付け、保証を行うよう指導する。
- (v) 円高、冷夏等の厳しい経営環境に直面している農業者等に対し、農業信用基金協会を通ずる保証付融資の拡大等資金融通の円滑化を図る。

② 中小企業の構造的な環境変化への対応の支援

中小企業が我が国経済の構造的な変化を克服しつつ活力を発揮できるよう、新分野進出、海外展開等中小企業のリストラ努力を支援することとし、このための法律案を早急に国会へ提出するとともに、次の措置をはじめとして各般の施策を講ずることにより、総合的な対策に早急に着手する。

- (i) 政府関係中小企業金融機関等において低利融資制度を創設する。
- (ii) 中小企業事業団の高度化融資制度を活用し、リストラ関連事業を実施する。
- (iii) 中小企業信用保険において別枠の設定等特例措置を創設する。
- (iv) 中小企業近代化資金等助成制度において償還期間の延長の特例措置を創設する。

これを受け、12月に前述の国民公庫、中小公庫、環衛公庫の運転資金支援特別貸付の融資限度が引き上げられ、新たに中小企業新分野進出等円滑化資金貸付が創設された。そして、中小保険公庫では緊急経営支援貸付制度が拡充された。⁶⁾

以上の実施に当たって、12月の平成5年度第2次補正予算において、国民公庫、中小公庫、環衛公庫の貸付規模がそれぞれ1150億円、1350億円、67億円追加され、そのために必要な資金として、一般会計からそれぞれ68億円、90億円、3億円の追加出資が行われ、中小保険公庫の融資基金に293億円追加された。⁷⁾

(3) 「総合経済対策」

平成6年2月8日の「総合経済対策」においては中小企業対策として以下の項目が盛り込まれた。⁸⁾

- ① 中小企業の構造的な経営環境の変化への対応の支援
 - (i) 企業家精神に富み将来成長の可能性がある中小企業の新事業展開を強力に支援するため、事業性を的確に評価するための審査体制の確立等を図りつつ、貸付けの一部を無担保で行う新事業育成貸付制度を中小企業金融公庫に創設する。
 - (ii) 厳しい経営環境の中で、人材を確保しつつ事業の拡大を行う中小企業を支援するため、国民金融公庫、中小企業金融公庫等に中小企業成長支援特別貸付制度を創設する。
 - (iii) 中小企業の新分野進出等の努力を一層支援するため、特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の適用範囲の拡充を図るとともに、全国各地において、新分野進出等に成功した事例についての研究会の開催等を行う。

また、同法に定める特定中小企業者等に対し、平成6年度税制改正において、設備投資減税、試験研究関連税制及び欠損金の繰戻し還付の特例措置を講ずる。
 - (iv) 低迷の続く中小企業の設備投資に対する継続的な支援を行うため、平成6年度税制改正において、中小企業機械投資促進税制及び高度省力化投資促進税制の適用期限を平成6年12月31日まで延長する。
- ② 中小企業等の経営安定対策
 - (i) 中小企業の資金繰りを一層支援するため、国民金融公庫、中小企業金融公庫等における運転資金支援特別貸付制度について、要件緩和、貸付規模の追加及び取扱い期間の延長を行うとともに、連鎖倒産防止の観点から貸付対象の拡充を行う。
 - (ii) 中小企業の一層の経営安定を図るため、緊急経営支援貸付制度の要件緩和、貸付規模の追加及び取扱い期間の延長を行う。
 - (iii) 国民金融公庫、中小企業金融公庫等に高金利の既往債務を有する中小企業の返済を円滑化するため、返済資金緊急特別貸付制度について、高金利部分の金利の支払いを一時的に繰り延べることができる措置の導入、取扱期間の延長等を行う。
 - (iv) 担保不足により資金繰りが悪化している中小企業や親会社の工場閉鎖等の影響を受ける下請中小企業を支援するため、「中小企業信用保険法」の保険限度額が倍額となる特定業種等の指定を弾力的に行うとともに、特定業種に属し支援の対象となる中小企業の認定要件の緩和を行う。
 - (v) 中小林業・漁業者等に対する金融の円滑化を図るため、木材産業等高度

化推進資金の貸付枠の拡充等を行う。

③ 中小流通業対策

- (i) 厳しい経営環境に直面している商店街の活性化を一層促進するため、中小企業事業団の高度化融資制度に、中小企業が商店街又はその隣接地域に公共的施設を含む個店集積体を作りこれを核として商店街の活性化を行う事業（商店街パティオ事業）を創設する。
- (ii) 販売促進を図るための人材確保を通じて中小流通業の発展基盤の一層の整備を行うため、国民金融公庫、中小企業金融公庫等における中小流通業発展基盤整備特別貸付について資金用途を追加する。

④ 地域中小企業対策

困難な状況にある地域中小企業の活性化を図るため、国と地方公共団体が協調して行う地域中小企業特別支援貸付制度を創設する。

⑤ 小規模企業対策等

- (i) 設備近代化資金貸付事業及び設備貸与事業における貸付・貸与の限度額を引き上げるほか、設備貸与事業について、対象となる業種、設備の拡充を行うとともに割賦損料、リース料率の引下げを行う。
- (ii) 小規模企業の活力を支援するため、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づき、商工会等が行う小規模事業者の事業の共同化等に寄与する施設の設置を円滑に推進することとし、全国各地において、商工会等を対象に当該施設設置に関する研究会の開催等を行う。
- (iii) 中小企業の機械設備の導入を促進するため、中小企業信用保険公庫における機械類信用保険制度の対象となる機械類の拡充を行う。

これを受け、2月24日に国民公庫、中小公庫、環衛公庫に中小企業成長支援資金貸付制度が創設された。⁹⁾そして、中小保険公庫の緊急経営支援貸付の拡充が実施された。¹⁰⁾以上の措置に対応するため、平成6年2月の平成5年度第3次補正予算において、一般会計から国民公庫、中小公庫にそれぞれ130億円、中小保険公庫の融資基金に346億円の出資がなされた。¹¹⁾

〔注〕

- 1) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」（平成9年3月）127-128ページ。
- 2) 国民金融公庫編『国民金融公庫五十年史』（平成11年、国民金融公庫）746ページ、中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫五十年史』（平成15年、中小企業金融公庫）748-749ページ、環境衛生金融公庫編『環境衛生金融公庫三十年史』（平成10年、環境

- 衛生金融公庫) 311-314ページ。
- 3) 中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』(平成12年、中小企業総合事業団) 100ページ。
 - 4) 『国の予算』平成5年度 1090、1109ページ。
 - 5) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」(平成9年3月) 115-116ページ。
 - 6) 国民金融公庫編『国民金融公庫五十年史』(平成11年、国民金融公庫) 440-441ページ、中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫五十年史』(平成15年、中小企業金融公庫) 452ページ、環境衛生金融公庫編『環境衛生金融公庫三十年史』(平成10年、環境衛生金融公庫) 494ページ、中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』(平成12年、中小企業総合事業団) 119ページ。
 - 7) 『国の予算』平成6年度 1095、1117-1118ページ。
 - 8) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」(平成9年3月) 87-90ページ。
 - 9) 国民金融公庫編『国民金融公庫五十年史』(平成11年、国民金融公庫) 746ページ、中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫五十年史』(平成15年、中小企業金融公庫) 453-454ページ、環境衛生金融公庫編『環境衛生金融公庫三十年史』(平成10年、環境衛生金融公庫) 314-315ページ。
 - 10) 中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』(平成12年、中小企業総合事業団) 119ページ。
 - 11) 『国の予算』平成6年度 1133ページ。

7 阪神・淡路大震災における被災中小企業支援対策

平成7年1月17日の阪神・淡路大震災は、阪神工業地帯を直撃し、同地の中小小工業者に多大な被害をもたらした。被災した中小企業の資金調達の円滑化を図るため、翌18日より表 2-3-6に示したように、国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫に一般の貸付けとは別枠の「災害復旧貸付制度」が創設された。そして、20日に「平成7年兵庫県南部地震に係る激甚災害指定及び中小企業者等に対する災害融資等に関する特別措置について」が閣議決定されたことを受け、災害復旧貸付についての特別措置が講じられた。対象者は、「激甚災害による被災都道府県(大阪府及び兵庫県)に事業所を有し、かつ① 激甚災害(直接被害及び間接被害)を受けた中小企業者、② 被災都道府県内の取引相手が被害を受けたことにより、間接被害を受けた被災都道府県外の中小企業者」とされ、金利を4.9%から4.45%に引き下げ、特に被害の大きいものについては3%とするものであった。¹⁾ 環境衛生金融公庫においても同様の措置がとられ、5月22日に災害貸付要綱が改正され、阪神・淡路大震災に係る

災害貸付の貸付限度額が特例的に6000万円とされた。²⁾

中小企業信用保険公庫においても以下の措置がとられた。信用保険事業においては、激甚災害指定に伴い特例措置が講じられた。融資制度においては、平成7年2月に兵庫県信用保証協会に対して早急に融資を実施し、平成7年度より普通長期資金貸付及び特別長期資金貸付の中に震災貸付が創設された。³⁾

以上の実施に当たって、平成6年度第2次補正予算及び平成7年5月に成立した平成7年度第1次補正予算において「災害関連融資関係経費」が生まれ、以下のように一般会計から各公庫への追加出資がなされた。平成6年度第2次補正予算においては、「阪神・淡路大震災による被災中小企業者等の経営安定及び事業再建のため、融資を実施する」ために、国民公庫、中小公庫、環衛公庫、中小保険公庫にそれぞれ82億円、87億円、22億円、146億円（中小企業信用保険準備基金46億円、融資基金100億円）が、平成7年度第1次補正予算においては、それぞれ141億円、81億円、28億円、373億円（中小企業信用保険準備基金91億円、融資基金282億円）が新たに出資された。⁴⁾

〔注〕

- 1) 総理府阪神・淡路復興対策本部事務局編『阪神・淡路大震災復興誌』（平成12年、大蔵省印刷局）239-240ページ。
- 2) 環境衛生金融公庫編『環境衛生金融公庫三十年史』（平成10年、環境衛生金融公庫）303-304ページ。
- 3) 中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』（平成12年、中小企業総合事業団）152-154、164-166ページ。
- 4) 『国の予算』平成7年度 1077、1099-1100ページ、中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』（平成12年、中小企業総合事業団）191-193ページ。

表 2-3-6 阪神・淡路大震災の災害復旧貸付

	中小企業金融公庫	国民金融公庫
貸付限度	別枠 1.5億円 (一般分 4億円)	別枠 3,000万円 (一般分 4,000万円)
貸付期間	運転資金 10年以内 (通常は5年) 設備資金 10年以内 (通常も10年)	運転資金 10年以内 (通常は5年) 設備資金 10年以内 (通常も10年)
据置期間	運転資金 2年以内 (通常は1年) 設備資金 2年以内 (通常は1年)	運転資金 2年以内 (通常は6か月) 設備資金 10年以内 (通常も6か月)
貸付利率	通常利率 (4.9%)	通常利率 (4.9%)

(注) 1. 平成7年1月18日現在。

2. 一般の貸付限度額については、震災対策とは別に平成7年4月1日に以下のとおり引き上げられた。

・中小企業金融公庫 4.0億円 ⇒ 4.8億円

・国民金融公庫 4,000万円 ⇒ 4,800万円

(出所) 総理府阪神・淡路復興対策本部事務局編『阪神・淡路大震災復興誌』(平成12年、大蔵省印刷局) 239ページ。

8 平成7年度の経済対策と公庫融資

平成7年度には、「緊急円高・経済対策」、「経済対策—景気回復を確実にするため—」の2度の経済対策が行われ、以下のような公庫の融資等の拡充とそれに伴う予算上の措置が講じられた。

(1) 「緊急円高・経済対策」

平成7年4月の「緊急円高・経済対策」においては、「急激な円高が進展する中、中小企業の経営基盤の安定及び強化を図るとともに、構造的な対策が必要な中小企業の新規事業分野開拓を支援する」ため、「中小企業の経営基盤の安定・強化対策」、「中小企業の構造改革対策」として以下の措置が盛り込まれた。¹⁾

① 中小企業の経営基盤の安定・強化対策

- (i) 円高による影響を受ける中小企業の運転資金調達への円滑化を図るための新たな低利融資制度を国民金融公庫、中小企業金融公庫等に設ける。
 - (ii) 緊急経営支援貸付制度（体質強化基金）の取扱期間の更なる延長を行う。
 - (iii) 中小企業信用保険について、円高による影響を大きく受ける中小企業を対象に、保険限度額が倍額となる特例保険制度を創設する。
 - (iv) 円高により経営が悪化している小企業等のため、国民金融公庫の小企業等経営改善資金融資制度（マル経制度）の貸付限度額を引き上げる。
 - (v) 円高をめぐる中小企業の経営上の悩みにきめ細かく対応する産地等緊急相談事業や、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等による緊急相談及び下請企業のための発注開拓の強化など中小企業経営の安定・強化のための所要の措置を講ずる。
- ② 中小企業の構造改革対策
- (i) 国民金融公庫、中小企業金融公庫等における中小企業新分野進出等円滑化貸付について貸付枠の追加、要件緩和及び特別貸付限度額の引き上げを行う。
 - (ii) 事業に新規性が認められる中小企業に対する融資制度（「新事業振興貸付制度（仮称）」を商工組合中央金庫に新たに設ける。
 - (iii) 「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」を4月14日付けで施行する。また、本法及び「特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法」が中小企業によって更に積極的に活用されるよう、事業開拓等に関する決め細やかな実地指導を行う「事業開拓コンサルティング事業（仮称）」を中小企業事業団に創設する。
 - (iv) 輸入実務及び輸入支援施策等につき知見を有するアドバイザーを中小企業事業団に設置することにより、中小流通業者等による輸入への取組を支援する。

これを受け、5月22日に国民公庫、中小公庫に中小企業国際経済環境変化対応等円滑化貸付が創設された。中小保険公庫においては、倒産関連特例の認定基準の緩和、緊急経営支援貸付の拡充が実施された。²⁾そして、これらの措置に対応するため、平成7年度第1次補正予算において、「円高対応中小企業等特別対策費」が生まれ、国民公庫、中小公庫、中小保険公庫に一般会計から新たに108億円、162億円、233億円（中小企業信用保険準備基金60億円、融資基金

173億円)が出資された。³⁾

(2) 「経済対策—景気回復を確実にするために—」

平成7年9月の「経済対策」においては、中小企業対策の一環として、中小企業等の経営基盤の安定・強化のために以下の項目が盛り込まれた。⁴⁾

- ・ 政府系金融機関等による運転資金の支援を拡充し、中小企業の資金繰りを円滑化する。
- ・ 政府系金融機関等に高金利の既往債務を有する中小企業等の債務者の返済の円滑化及び返済負担の軽減に資する措置を講ずる。
- ・ 中小企業信用保険の無担保保険、新事業開拓保険等の保険限度額の引き上げ等を行うこととし、次期臨時国会に所要の法案を提出する。また、無担保保証について、引受の促進等を図る。
- ・ 小規模企業向けの経営改善資金に係る融資（マル経制度）及び信用補完制度を拡充する。

これを受け、10月19日に国民公庫、中小公庫、環衛公庫に既往貸付金の利息減免措置のための返済資金緊急特別貸付及び中小企業事業展開支援特別貸付が創設された。また、5月に創設された国民公庫、中小金融公庫の中小企業国際経済環境変化対応等円滑化貸付が拡充され、「中小企業運転資金円滑化特別貸付」と改称された。⁵⁾ また、中小保険公庫においては、無担保保険、特別小口保険の保険限度額が引き上げられ、信用保証協会が無担保保険、特別小口保険に係る保証を積極的に行うための政府保証促進貸付が拡充された。⁶⁾

これらの措置に対応するため、平成7年度第2次補正予算で「中小企業等特別対策費」が生まれ、国民公庫、中小公庫、環衛公庫に一般会計からそれぞれ166億1400万円、246億500万円、13億5400万円が新たに出资され、220億9900万円、315億1600万円、23億3800万円が補給金として追加された。そして、中小保険公庫には344億円（中小企業信用保険準備基金84億円、融資基金260億円）が出资された。⁷⁾

〔注〕

1) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」（平成9年3月）70-71ページ。

- 2) 国民金融公庫編『国民金融公庫五十年史』（平成11年、国民金融公庫）436-437ページ、中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫五十年史』（平成15年、中小企業金融公庫）456ページ。
- 3) 『国の予算』平成7年度 1103ページ、中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』（平成12年、中小企業総合事業団）192-193ページ。
- 4) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」（平成9年3月）13ページ。
- 5) 国民金融公庫編『国民金融公庫五十年史』（平成11年、国民金融公庫）436-437、747ページ、中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫五十年史』（平成15年、中小企業金融公庫）454-456ページ。
- 6) 中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』（平成12年、中小企業総合事業団）191-193ページ。
- 7) 『国の予算』平成8年度 1086-1087、1108-1109ページ、中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』（平成12年、中小企業総合事業団）191-193ページ。

9 「21世紀を切りひらく緊急経済対策」

平成9年11月の「21世紀を切りひらく緊急経済対策」においては、「景気が足踏み状態にある中で、厳しい経営を強いられている中小企業への資金供給が円滑に行われるようにするとともに、中小企業の積極的な事業活動を支援するため」、中小企業への金融対策として以下の措置をとることとされた。¹⁾

- ・ 中小企業に対する金融措置については、既に、政府系金融機関における金利減免措置を平成10年10月18日まで延長したところであるが、バブル期の反省などを踏まえ民間金融機関において貸出に慎重さがみられる中、健全な事業を営む中小企業に対して、必要な資金の供給が阻害されることは適切ではない。このため政府系金融機関において、当該金利減免措置に加え、財政投融资を適切に活用しつつ、貸出・保証条件の緩和等を行うことにより、中小企業者の実情及びニーズに応じた資金対策に万全を期す。また、中小企業庁及び各通商産業局等において中小企業の実情を十分把握し、必要な対応を行うための体制を整備するとともに、都道府県に対しても、同様の体制整備を要請する。
- ・ 年末の金融繁忙期を控え、中小企業者の資金調達の円滑化を図るため、政府系金融機関の本店・支店及び信用保証協会に、本年11月30日までに、特別な相談窓口を設置し、貸出・保証手続きの迅速化、一定の条件の下での返済猶予など既往債務に対する適切な対応を図る。

また、国民金融公庫等の政府系金融機関において、代理店を拡充し、中小企業者への資金供給の円滑化を図る。

- ・ 政府系金融機関に、金融機関との取引が著しく変化し、運転資金の確保に困難が生じるなど、資金繰りに支障をきたす恐れのある中小企業者に対する別枠の融資制度（担保徴求特例を導入）を創設し、本年12月1日より実行する。（中小企業金融公庫：一般枠4億8000万円＋別枠1億5000万円。国民金融公庫：一般枠4800万円＋別枠3000万円。環境衛生金融公庫：一般枠4800万円＋別枠3000万円。）

なお、商工組合中央金庫においてもこれに準じた措置を講じる。

- ・ 中小企業金融公庫において、新規事業の創出、新たな事業展開等中小企業の経済構造改革を支援するための融資制度（別枠4億円）について、新事業育成関連資金に関し担保徴求特例を導入し、また、新分野進出関連資金を本融資制度の対象に追加し、本年12月1日より実行する。

なお、商工組合中央金庫においてもこれに準じた措置を講じる。

- ・ 国民金融公庫の小企業等経営改善資金（マル経）融資について、平成10年度末までの間、別枠措置を拡充し貸付限度額を1000万円とするとともに、新規開業者を貸付対象とする。
- ・ 担保不足等により資金繰りが悪化している中小企業を支援するため、特定業種の指定要件等を緩和し「中小企業信用保険法」の保険限度額が倍額（普通保険：2億円→4億円、無担保保険：3500万円→7000万円、特別小口保険：750万円→1500万円）となる対象業種について、小売関連業種、建設関連業種等を追加（現行指定18業種→44業種）するとともに、平成9年度末に期限の到来する保険料率の引き下げ措置を延長する。

これを受け、11月19日に国民金融公庫・中小企業金融公庫、環境衛生金融公庫の全店に中小企業特別相談窓口が設置され、12月より金融環境変化対応特別貸付が創設された。²⁾ 以上の措置に対応するため、平成10年2月の平成9年度補正予算において、国民公庫、中小公庫、環衛公庫の貸付規模がそれぞれ8750億円、4200億円、600億円追加されることとなり、一部を自己資本で賄った上で、財政投融资がそれぞれ6000億円、3000億円、540億円追加された。そして、金利変動等に伴う損益差損の補てんのため、国民公庫、中小公庫、環衛公庫にそれぞれ324億8200万円、211億300万円、8億7400万円の一般会計からの補給金が追加された。また、貸し渋り対策の実施に伴う保険引受けの増大に対応す

るため、中小保険公庫の中小企業信用保険準備基金に82億円の追加出資がなされた。³⁾

〔注〕

- 1) 経済対策閣僚会議「21世紀を切りひらく緊急経済対策」（平成9年11月18日）16-17ページ。
- 2) 国民金融公庫編『国民金融公庫五十年史』（平成11年）423-424ページ、中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫五十年史』（平成15年、中小企業金融公庫）469ページ。
- 3) 『国の予算』平成10年度 1047、1067-1069ページ、中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』（平成12年、中小企業総合事業団）192ページ。

10 平成10年度の経済対策と公庫融資

（1）「総合経済対策」（平成10年4月）

平成10年4月の「総合経済対策」においては、「中小企業等を支援していくことは、構造改革を強力に進めていく上でも重要」であり、「中小企業に対する必要な資金供給が妨げられることがないように、財政投融资の活用による中小企業への融資の拡充や、創造的中小企業の支援等を行うこととし、事業費2兆円を追加する。また、中堅企業等に対する資金供給の円滑化を図る」とされ、以下の5点が盛り込まれた。¹⁾

- ① 中小企業金融の対象を拡大するため、小売業・サービス業、卸売業の定義を見直し、資本金の上限額を引き上げることとし、所要の改正法案を提出するとともに、所要の措置を講ずる。
- ② 危機的状況にある中小企業の資金調達状況を踏まえ、政府系金融機関に新たな貸付制度を創設するとともに、これに伴う追加出資を行う。また、中小企業の事業展開を支援するため、政府系金融機関に新たな貸付制度を創設する。更に、マル経融資〔小規模事業者経営改善資金融資〕の貸付規模の追加及び貸付返済期間延長を行う。
- ③ 中小企業の弾力的な信用保証を十分に確保するため、中小企業信用保険公庫の準備基金及び信用保証協会基金補助金の積み増しを行う。なお、金融機関の自己資本比率の計算上、信用保証協会の保証付融資については、リスクウェイトを10%とする措置を講じたところであり、今後、金融機関における

中小企業向け融資への適切な対応が期待される。

- ④ 地域の実情に即して中小企業等の資金調達に支障が生じないように、地方公共団体に対して、単独施策として、信用保証協会の経営基盤の強化を図りつつ、5000億円の融資枠を追加するよう要請する。
- ⑤ 農林漁業者・木材産業等の資金調達の円滑化を図るため、農林漁業・木材産業等に係る信用保証の充実を図るとともに、農林公共事業等による木材利用の推進を図る。

これを受けて中小企業の定義の見直しが行われた。「中小企業基本法」(昭和38年法律第154号)における中小企業の定義は昭和48年以降見直されておらず、経済情勢の変化に対応できていないという指摘が度々なされていた。5月11日、「中小企業信用保険法」をはじめとする「中小企業金融公庫法」、「環境衛生金融公庫法」、「中小企業倒産防止共済法」の4法を改正する法律案が衆議院に提出された。5月13日の衆議院緊急経済対策に関する特別委員会において、平成10年4月に導入された早期是正措置による貸し渋りの深刻化と金融機関の取引先選別化による資金調達難が予想され、中小企業者の範囲が長い間改定されていないことから、「特に卸売業、小売業及びサービス業に関する資本金基準が実態に比べて低くなり、本来であれば中小企業として扱われるべき企業が金融支援を受けられなくなっていることが問題」となっており、中小企業の定義を表 2-3-7のように改め、中小企業の範囲を拡大することが説明された。この法案は、5月22日に衆議院で原案通り可決、5月29日に参議院で可決・成立し、6月5日に制定・公布された。²⁾

また、国民公庫、中小公庫、環衛公庫に中小企業事業展開支援資金特別貸付、中小企業運転資金円滑化資金特別貸付が創設された。³⁾そして、以上の措置に対応するため、平成10年度第1次補正予算において「中小企業等特別対策費」が生まれ、「中小企業等の経営基盤の安定・強化等を図るとともに、中小企業の構造改革の推進に資するために、融資及び信用補完の充実を図るなどに必要な経費」として、国民公庫、中小公庫、環衛公庫に一般会計からそれぞれ96億円、239億円、35億円の追加出資が行われた。中小保険公庫に対しては、対象中小企業者の範囲拡大に伴う160億円、信用補完の充実に伴う252億円の計412億円が同公庫の中小企業信用保険準備基金に出資された。そして、国民公庫、

中小公庫には257億7800万円、237億9400万円の補給金が追加された。⁴⁾

(2) 「中小企業等貸し渋り対策大綱」における中小企業金融対策

民間金融機関における不良債権処理が一層厳しくなる可能性があり、中小企業の資金調達は一層困難となることが予想された。こうした状況に対応するため、平成10年8月28日に「中小企業等貸し渋り対策大綱」が閣議決定された。その中で、政府関係機関の中小企業金融については以下の措置が盛り込まれた。⁵⁾

① 信用補完制度の拡充

- (i) 民間金融機関から貸し渋りを受けた中小企業者に対し積極的な保証を実行すべく、保証要件を緩和し、かつ、保証料率が引き下げられた特別の保証制度を10月1日を目途に創設する。

当該特別保証制度の運用に当たっては、臨時異例の措置として、各信用保証協会に経理を区分した特別の会計を設け、基本財産として新たに必要となる所要資金については、国から全額補助する。

併せて、保険料率の引き下げを図り、また、中小企業信用保険公庫の財務基盤の強化を図る。

- (ii) 今臨時国会に「中小企業信用保険法」の改正法案を提出し、無担保保険及び特別小口保険の保険限度額を引き上げる。

無担保保険 現行3500万円→5000万円

特別小口保険 現行750万円→1000万円

- (iii) 保険限度額が倍額となる特定業種を追加する。

② 政府系金融機関の融資制度の拡大

- (i) 以下に掲げる中小企業貸し渋り関連等の特別融資制度の拡充等を図るため、財政投融资の適切な活用を含め、必要な資金量の確保に努める。また、引き続き、返済猶予の弾力化等既往債務に対する適切な措置を図る。

- ・ 金融機関の破綻・貸し渋りで資金調達に支障を来すおそれのある中小企業の事業活動を支援するための金融環境変化対応融資制度
- ・ 売上減少等で資金繰りが困難な中小企業に対する融資額の50%まで担保徴求を免除する運転資金融資制度
- ・ 無担保・無保証人融資（マル経）制度

- ・ 雇用増により事業拡大を図る中小企業に対する低利融資制度
 - (ii) 金融機関の破綻・貸し渋りにより資金調達に支障を来すおそれのある中堅企業等の事業活動を支援するために創設している日本開発銀行及び北海道東北開発公庫の金融環境変化対応融資制度の拡充等を図るため、財政投融資の適切な活用を含め、必要な資金量の確保に努めるとともに、併せて相談窓口の拡充を図る。
- ③ 政府系金融機関の金利減免措置の延長
- 政府系中小企業金融機関に対して中小企業者が有する5%超の債務について、5%超の部分について金利を減免する措置の期限が本年10月18日に到来するところ、本措置を更に1年間延長する。

これを受け、国民公庫、中小公庫、環衛公庫では利息減免措置等を実施した。そして、貸し渋りの影響を受けている中小企業者に対する資金供給の安定化を図るため、10月1日に中小企業金融安定化特別保証制度が創設された。この制度は、① 貸し渋り又は取引金融機関の破綻、合併等により資金調達に支障を生じていることについて市町村長等の認定を受けた中小企業については、破産状態にあるなどの一定の場合を除き、原則として保証を承諾すること（いわゆる「ネガティブリスト方式」を採用）、② 無担保保証における第三者保証人の徴求免除等の保証要件の緩和、を制度の柱としていた。取扱期間は、平成10年10月1日から平成12年3月末までの1年半で、保証規模は20兆円とされた。⁶⁾

(3) 「緊急経済対策」における中小企業金融対策

8月の「貸し渋り対策大綱」に加えて、11月の「緊急経済対策」においては、通貨・金融危機に見舞われたアジアの日系企業の支援のため、前述の日本輸出入銀行と並んで「アジア経済で重要な役割を果たす現地日系企業が現下の経済危機を克服できるよう、本年12月1日から中小企業金融公庫・国民金融公庫による本邦親企業経由の現地子会社向け融資制度を創設するとともに、商工組合中央金庫においても、これに準じた措置を講じる」こととされた。⁷⁾ そして、「金融システムの安定化・信用収縮対策」の一環として以下の措置が盛り込まれた。⁸⁾

いわゆる貸し渋り・融資回収等による信用収縮を防ぎ、中小・中堅企業等に対する信用供与が確保されるよう、先般閣議決定された「中小企業等貸し渋り対策大綱」に盛り込まれた信用保証協会及び中小企業信用保険公庫による信用保証制度の拡充、政府系金融機関の融資制度の拡充等の施策を強力に推進する。

これに加え、中堅企業等向けの貸し渋り対策を抜本的に強化するため、日本開発銀行等の政府系金融機関において、代理貸しの導入、転貸資金融資の導入や融資比率の弾力化を含めた融資制度の拡充、保証料率下限の引下げ等による保証制度の強化を行うとともに、非不動産担保の活用を図る。更に、今後見込まれる社債の大量償還に対応すべく融資機能等を活用するとともに、企業の資金需要に機動的に対応すべく長期運転資金の融資を本格化する。このため、平成10年度における財政投融资の補正及び弾力条項の発動を含め、所要の資金量の確保に努めることとする。

また、破綻金融機関の貸出先の中堅企業向け対策として、信用保証協会及び中小企業信用保険公庫による新たな信用保証制度の導入を行うこととする。

以上の施策により、事業規模5.9兆円程度を追加する。これにより、資金規模ベースでは、「中小企業等貸し渋り対策大綱」で特に確保した中小企業に対する20兆円の信用保証規模と並んで、新たに中堅企業等への融資・債務保証について、従来の資金量に加えて、7兆円を上回る規模の資金量を確保する。

さらに、中小企業等への貸し渋りに対する監視体制を強化するため、金融取引に関する金融機関と利用者との苦情相談窓口の周知等を行い、その活用を図るとともに、各都道府県単位で、金融機関の融資動向に関する情報交換会を開催する。

また、農林漁業者、木材産業等の資金調達のための施策を推進する。

なお、北海道等において、厳しい経営状況に置かれている中小企業の支援や中堅企業等への貸し渋り対策の一層の強化を図る観点から、北海道東北開発公庫における中小企業向け既往債権の金利の減免、信用保証協会の保証の活用を新たに行うとともに、財政投融资を適切に活用し、融資及び債務保証を充実する。

これを受け、国民公庫、中小公庫に海外経済環境変化対応特別貸付が創設された。⁹⁾ また、金融機関の破綻に対応した「新たな信用保証制度」が議員立法の形で準備され、12月14日に国会に提出された。同法案は、12月8日に衆議院、翌9日に参議院において可決され、12月18日に「破綻金融機関等の融資先であ

る中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」(平成10年法律第151号)が公布され、24日に施行された。¹⁰⁾

この制度の対象は、資本の額又は出資の総額が5億円未満の会社のうち、破綻金融機関等と取引を行っていたことにより、銀行その他の金融機関との金融取引に支障が生じていることについて、都道府県知事の認可を受けた中堅事業者の事業経営に必要な運転資金及び設備資金であり、取扱期間は平成10年12月24日から平成13年3月31日までとされた。中小企業信用保険公庫では、同法に基づいて破綻金融機関等関連特別保険等業務を行うこととなり、当該業務に係る経理は既存の基金とは区分し、新たに「破綻金融機関等関連特別保険等準備基金」が創設された。¹¹⁾

以上の一連の措置に対応するため、平成10年12月に成立した平成10年第3次補正予算において「信用収縮対策等金融特別対策費」が生まれ、一般会計から国民公庫、中小公庫、環衛公庫、中小保険公庫にそれぞれ108億円、172億円、12億円、3493億円(中小企業信用保険準備基金2773億円、破綻金融機関等関連特別保険等準備基金720億円)が新たに出資された。なお、中小企業信用保険準備基金2773億円の内訳は、金融安定化特別保証に係る保険特例措置の創設に伴う1803億円、一般分の保険収支悪化による損失額の補てん970億円であった。また、国民公庫、中小公庫には信用収縮対策等の一層の推進を図るため、106億900万円、167億8600万円の補給金がそれぞれ追加された。¹²⁾

〔注〕

- 1) 経済対策閣僚会議「総合経済対策」(平成10年4月24日)11-12ページ。
- 2) 参議院法制局「第142回国会制定法審議要録」312-314、453ページ。なお、この間の5月27日の参議院経済活性化及び中小企業対策に関する特別委員会においては以下の附帯決議がなされ、これらの点については平成11年度に検討されることとなった。
「政府は、現下の厳しい経済情勢にかんがみ、中小企業の経営を安定化させるため以下の点を実現するべきである。
一、「中小企業基本法」等における中小企業の範囲の見直し、中小企業予算、税制のあり方等について中小企業の活性化の観点から早急に再検討すること。
二、中小企業金融については、引き続き中小企業金融公庫等制度金融面からの支援措置を講じていくとともに、審査体制の整備、信用保証制度の充実に努めること。
なお、中小企業による社債発行等直接金融の円滑化策についても検討すること。」
- 3) 国民金融公庫「平成10年度業務報告書」3ページ、環境衛生金融公庫「平成10年度業務報告書」3ページ、中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫五十年史』(平成15年、

- 中小企業金融公庫) 471-472ページ。
- 4) 『国の予算』平成10年度 1089ページ、中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』(平成12年、中小企業総合事業団) 192ページ。
 - 5) 内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録(平成10年)」216-217ページ。
 - 6) 中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』(平成12年、中小企業総合事業団) 136-142ページ。
 - 7) 経済対策閣僚会議「緊急経済対策」(平成10年11月16日) 13ページ。
 - 8) 同上 5-6ページ。
 - 9) 国民金融公庫「平成10年度業務報告書」2ページ、中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫五十年史』(平成15年、中小企業金融公庫) 472ページ。
 - 10) 参議院法制局「第144回国会制定法審議要録」24-25、40ページ。
 - 11) 中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』(平成12年、中小企業総合事業団) 147-149ページ。
 - 12) 『国の予算』平成11年度 1025-1026、1052-1053ページ、中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』(平成12年、中小企業総合事業団) 192ページ。

表 2-3-7 中小企業の定義の見直し

	改正前	平成10年6月改正	平成11年12月改正
製造業等	資本金1億円以下又は 従業員300人以下	同左	資本金3億円以下又は 従業員300人以下
鉱業	資本金1億円以下又は 従業員1000人以下	同左	資本金3億円以下又は 従業員300人以下
卸売業	資本金3千万円以下又は 従業員100人以下	資本金7千万円以下又は 従業員100人以下	資本金1億円以下又は 従業員100人以下
小売業	資本金1千万円以下又は 従業員50人以下	資本金5千万円以下又は 従業員50人以下	同左
サービス業	資本金1千万円以下又は 従業員50人以下	資本金5千万円以下又は 従業員50人以下	資本金5千万円以下又は 従業員100人以下

(出所) 中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫五十年史』(平成15年、中小企業総合事業団) 569ページ。

第2節 住宅金融公庫

1 公庫の概要¹⁾

「住宅金融公庫法」(昭和25年法律第156号)第1条によれば、住宅金融公庫の目的は、(1)「国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設及び購入(住宅の用に供する土地又は借地権の取得及び土地の造成を含む。)に必要な資金で、銀行その他一般の金融機関が融通することが困難とするものを融通すること」、(2)「『産業労働者住宅資金融通法』(昭和28年法律第63号)に基き産業労働者住宅の建設に必要な資金を融通すること」(産業労働者住宅建設資金融資)、(3)「『住宅融資保険法』(昭和30年法律第63号)に基き金融機関の住宅建設等に必要な資金の貸付につき保険を行うこと」(住宅融資保険)、(4)「相当の住宅部分を有する建築物で土地の合理的利用及び災害の防止に寄与するものの建設に必要な資金で、銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通すること」(中高層耐火建築物融資)、以上の4点である。

これらの業務の原資は、全額政府出資の出資金、回収金、資金運用部等からの借入金、住宅宅地債券(昭和57年度より発行開始)である。出資金は972億円で、昭和42年度から平成9年度まで変化がなく、その内訳は、一般会計出資金322億円、産業投資特別会計出資金545億円、見返資金交付金100億円、住宅融資保険基金5億円である。

第1章で述べたとおり、住宅金融公庫の財政投融资計画額は政府関係機関の中で最大であり、表2-3-8で示したように、平成元年度から平成12年度までは5兆円から10兆円で推移している。後述する経済対策等の実施に伴い、事業計画が追加されたため、平成5年度、平成6年度は実績額が計画額を大幅に上回った。しかしながら、後述するように市中金利の低下による民間住宅ローンへの借換え等によって多額の任意繰上償還が発生したため、平成7年度以降は財投借入金の不用が生じた。²⁾

〔注〕

- 1) 住宅金融公庫の創業から平成12年6月までの沿革については、住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』（平成12年、住宅金融普及協会）、住宅金融公庫編『住宅金融公庫50年史 資料編』（平成12年、住宅金融普及協会）を、平成12年度については住宅金融公庫編『住宅金融公庫年報 平成13年版』（平成13年、日本住宅普及協会）を参照。
- 2) 住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』（平成12年、住宅金融普及協会）178-179ページ。

表 2-3-8 住宅金融公庫の財政投融資計画の推移

(単位：億円)

	資金運用部資金		簡保資金		政府保証債・ 政府保証借入金		合計	
	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績
平成元年度	50,048	55,090	885	885	—	—	50,933	55,975
平成2年度	54,758	57,840	1,172	1,171	—	—	55,930	59,011
平成3年度	62,674	54,629	1,356	1,333	—	—	64,030	55,962
平成4年度	63,844	67,784	941	861	—	—	64,785	68,645
平成5年度	67,820	98,655	1,235	1,152	—	—	69,055	99,807
平成6年度	83,580	115,490	6,052	5,922	—	—	89,632	121,412
平成7年度	99,894	46,901	6,395	2,802	—	—	106,289	49,703
平成8年度	102,703	95,370	6,395	5,835	—	—	109,098	101,205
平成9年度	103,276	61,842	3,197	1,882	—	—	106,473	63,724
平成10年度	96,844	60,909	2,339	1,471	—	—	99,183	62,380
平成11年度	98,748	74,065	2,428	1,820	—	—	101,176	75,885
平成12年度	95,378	58,192	2,493	1,520	6,000	6,000	103,871	65,712

(出所) 大蔵省(財務省)『財政金融統計月報』『財政投融資特集』各号により作成。

2 特別損失金の一括償却と特別損失制度の延長

住宅金融公庫の融資基準金利は、政策的に財投金利よりも低位に設定されていたため、基本的に収益面では逆鞘であった。その損失を補てんするため、毎年度一般会計から補給金を受け入れており、昭和50年代から昭和60年代前半にかけて財投金利が上昇した際に補給金は急増した。こうした状況に対処するため、表 2-3-9 に示したように、住宅金融公庫においては昭和57年度より特別損失制度が設けられ、補給金の一部を繰り延べる特例措置が実施された(第1次特例措置)。

昭和58年8月に閣議決定された「1980年代経済社会の展望と指針」において、

昭和65年（平成2年）度までに特例公債依存体質から脱却することが目標として設定されたことを受けて、昭和60年度の法改正により平成2年度まで特別損失制度は延長されることになった（第2次特例措置）。¹⁾

平成元年当時、特例公債依存体質からの脱却の目標年である平成2年を目前にしていたが、財政再建努力の過程で講じざるを得なかった特例的歳出削減措置（補給金・繰延べ）の処理を図ることが急務とされた。こうした状況を受け、平成元年度補正予算において、一般会計より5163億円の交付金を受け入れ、特別損失制度に基づいて繰り延べられていた昭和63年度までの特別損失金の一括解消を行った（表 2-3-10）。

また、過去の高金利の影響等により、補給金が当分の間高水準で続くことが予想されたことから、補給金の平準化を図るため、平成2年3月に「公庫法」が改正され、特別損失制度が延長された。

その後、市中金利の変動、経済対策、任意繰上償還等による損益の悪化を受け、表 2-3-10に示したように補給金が漸増傾向にあったため、表 2-3-9に示したように特別損失制度は平成7年度及び平成9年度に延長された。²⁾

〔注〕

- 1) 住宅金融公庫編『住宅金融公庫四十年史』（平成2年、住宅金融公庫）252-256ページ。
- 2) 住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』（平成12年、住宅金融普及協会）162-163、166ページ、『国の予算』平成2年度 1085、1103ページ。

表 2-3-9 住宅金融公庫の特別損失制度

根拠法規	特別損失計上年度	特別損失限度額	補てん年度
①	昭和57～59年度	昭和56年度末までの借入金 利息で6.5%超の部分。	昭和60～平成3年度 (※平成元年度一括償却)
②	昭和60～63年度	昭和59年度末までの借入金 利息で6.5%超の部分。	平成3～12年度 (※平成元年度一括償却)
③	平成2～6年度	昭和59年度末までの借入金 利息で6.5%超の部分。	平成3～12年度
④	平成7～11年度	平成6年度末までの借入金 利息で6.5%超の部分。	平成8～17年度
⑤	平成9～13年度	平成7、8年度の任意繰上 償還による損失分で6年度 額超相当分。	平成10～19年度

(注)

- ① 「住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律」(昭和57年法律第34号)。
 ② 「住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律」(昭和60年法律第28号)。
 ③ 「住宅金融公庫法の一部を改正する法律」(平成2年法律第4号)。
 ④ 「住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律」(平成7年法律第37号)。
 ⑤ 「住宅金融公庫法等の一部を改正する法律」(平成9年法律第26号)。

(出所) 住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』(平成12年、住宅金融普及協会) 162ページ。

表 2-3-10 住宅金融公庫の特別損失金と一般会計からの受入

(単位：億円)

	特別損失金		一般会計より受入		
	当年度	累計	補給金	交付金	合計
昭和63年度	1,147	5,631	2,971	468	3,439
平成元年度	—	5,163	4,368	5,163	9,532
平成2年度	931	931	3,539	—	3,539
平成3年度	1,189	2,120	3,739	—	3,739
平成4年度	670	2,790	3,939	—	3,939
平成5年度	238	3,028	4,045	—	4,045
平成6年度	389	3,417	4,045	—	4,045
平成7年度	1,098	4,515	4,197	—	4,197
平成8年度	983	5,498	4,893	373	5,266
平成9年度	2,077	7,202	3,908	492	4,400
平成10年度	1,573	8,283	3,380	2,220	5,600
平成11年度	1,402	7,465	3,376	2,834	6,210
平成12年度	321	4,952	3,647	1,538	5,185

(注) 単位未満切捨て。

(出所) 会計検査院編「決算統計」各版により作成。

3 第6期住宅建設5箇年計画（平成3年度～平成7年度）

平成2年6月28日に出された「日米構造問題協議最終報告」において、国内の投資を促進し、貯蓄と投資の不均衡を縮小するとともに、欧米諸国に比べて立ち遅れている社会資本の整備を着実に推進していくことが盛り込まれた。¹⁾

また、同日には「公共投資基本計画」が閣議了解され、昭和56年度から平成2年度までの10年間の公共投資実績見込額（約263兆円）を大幅に拡充し、平成3年度から平成12年度までの10年間におおむね430兆円の公共投資を行うことが目標とされ、住宅については昭和63年度に1戸当たり89.3m²だった平均床面積をおおむね平成12年を目途に100m²程度とすることとした。²⁾

これらの趣旨に沿って、平成2年度末で終了する第5期住宅建設5箇年計画の後継として平成3年3月8日に第6期住宅建設5箇年計画が閣議決定された。平成3年度から平成7年度までを期間とし、「良質な住宅ストック及び良好な住環境の形成を図ること」、「地域活性化等に資する良好な居住環境の形成を図ること」が基本目標とされた。第6期5箇年計画における総住宅建設戸数は730万戸であり、うち公的資金によるものが370万戸、更にその中で住宅金融公庫の融資により建設する住宅は全体の3割強に当たる244万戸とされた。³⁾

〔注〕

- 1) 日米構造問題協議最終報告は、日米構造問題研究会編『日米構造問題協議最終報告』（平成2年、財経詳報社）に全文収録されている。
- 2) 住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』（平成12年、住宅金融普及協会）64-65ページ、内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名目録（平成2年）」71-74ページ。
- 3) 内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名目録（平成3年）」180-192ページ。

4 平成3年度～平成6年度の経済対策と公庫融資

（1）「緊急経済対策」・「総合経済対策」

平成4年3月の「緊急経済対策」においては、住宅投資促進の一環として以下の措置が盛り込まれた。¹⁾

- ① 持家取得の促進を図るため、住宅金融公庫等の融資について、平成4年度予算により、次のような融資制度の拡充をし、その積極的活用を図る。
- ② 住宅金融公庫等の貸付の促進を図るため、個人建設住宅等の申込期間の拡大及び高層住宅、建売住宅の年度上期の常時受付けを実施する。
- ③ 公共賃貸住宅の建替えを促進するため、「公共賃貸住宅建替10箇年戦略」の早期策定を図る。
- ④ 住宅リフォームを促進するため、住宅金融公庫等の住宅改良融資（住宅の増改築、キッチンシステム等の取替・新設工事等への融資）の積極的活用を図るとともに、増改築等リフォームに係る相談体制の充実・強化、地方公共団体との連携によるリフォームに重点を置いた住宅フェア等の開催を推進する。

これを受けて住宅金融公庫では、マイホーム新築等について融資限度額の20～30万円の引上げ、特別加算額の100万円引上げ、東京圏における大都市加算額の100万円引上げ、マイホーム新築の第1回受付期間の延長、マンション・建売住宅の上半期常時受付けを実施した。²⁾

また、同年8月の「総合経済対策」においては、宅地の円滑な供給を図りつつ、住宅建設を促進するため、年金福祉事業団等とともに住宅金融公庫の住宅融資制度に以下のような措置が盛り込まれた。³⁾

- ① 貸付枠1万戸の追加を行うとともに、申込受付期間を拡大する。
- ② 個人住宅の建設、購入を促進するため、特別割増貸付けの貸付額を増額する（200万円）。
- ③ 良質な住宅ストックの形成を促進するため、貸付対象となる住宅の面積上限を引き上げる（現行220m²を240m²に改定）とともに、大型住宅の貸付限度額を増額する（100万円）。
- ④ 優良分譲住宅等の購入を促進するため、貸付対象となる竣工後経過期間を延長する（現行2年を3年に延長）。
- ⑤ 中古住宅市場を活性化するため、中古住宅に対する融資制度を拡充する（金利の基準金利への引下げ、償還期間の延長、特別割増貸付けの200万円増額）。
- ⑥ 良質な民間賃貸住宅の建設を促進するため、特別割増貸付けの貸付額を増額する（180万円）。

- ⑦ 住宅の改良を促進するため、特別割増貸付けの貸付額を増額する（100万円）とともに、マンション管理組合に対する債務保証限度額を引き上げる（現行50万円を100万円に改定）。
- ⑧ 駐車場整備を促進するため、住宅建設に伴う駐車場設置に係る融資制度を拡充する（戸建住宅を駐車場割増貸付けの対象に追加する等）。
- ⑨ 宅地供給を促進するため、宅地造成に対する融資制度を拡充する（現行融資率5～8割を8～9割に改定）。

これを受け、住宅金融公庫では、事業計画の追加等の措置を実施した。そして、これらの措置に対応するため、9月25日に弾力条項により財政投融资が4000億円追加された。⁴⁾

（2）平成5年度の経済対策

平成5年度には3度の経済対策が策定され、住宅金融公庫の事業計画はその都度追加された。平成5年4月の「総合経済対策」においては、「住宅建設の促進を図るため、住宅金融公庫及び年金福祉事業団の住宅融資制度の拡充を行い、事業規模1兆8000億円を追加する」こと、そして「住宅投資については、宅地の円滑な供給を図りつつ、住宅の建設やリフォームを促進するため」に住宅金融公庫の融資を以下のように拡充することが盛り込まれた。⁵⁾

- ① 貸付枠を5万戸追加し、60万戸とする。
- ② 良質な住宅ストックの形成を図りつつ住宅の建設、購入を促進するため、一定規模以上の住宅を対象とし、基準貸付額を増額する（100万円～300万円）。
- ③ 個人住宅の建設、購入を促進するため、特別割増貸付けの貸付額を増額する（100万円）。
- ④ 住宅のリフォームを促進するため、住宅改良に係る特別割増貸付けの貸付額を増額する（300万円）。
- ⑤ 宅地供給を促進するため、宅地造成に対する融資制度を拡充する（住宅用地取得資金の融資率現行0～3割を5～8割に改定等）。
- ⑥ 個人の住宅建設と併せて宅地の取得を促進するため個人住宅建設の土地費に係る特別割増貸付けの貸付額を増額する（500万円）とともに、区画整理済地における住宅建設の建設費に係る特別割増貸付けを創設する（100万円）。

- ⑦ 優良分譲住宅等の建設を促進するため、建設資金に係る貸付額を増額する（500万円）とともに、償還期間を延長する（現行6か月を2年に改定）。
- ⑧ 貸付金利全般を引き下げるとともに、申込受付期間を延長する。

これを受け、住宅金融公庫の事業計画の追加等が実施された。そして、以上の措置に対応するため、平成5年度第1次補正予算において財政投融资8500億円が追加された。⁶⁾

同年9月の「緊急経済対策」においては、住宅投資の促進のため、「住宅金融公庫の融資について、事業規模2兆5000億円を追加」し、「これにより、貸付枠を10万戸追加し、70万戸（当初貸付枠比15万戸増）とする」ことが盛り込まれた。これらの措置に対応するため、10月21日に弾力条項により財政投融资2兆2000億円が追加された。⁷⁾

平成6年2月の「総合経済対策」においては、公共投資等の拡大のため、「住宅建設の促進を図るため、住宅金融公庫の事業規模1兆2000億円を追加する」こと、住宅投資の促進のために「住宅金融公庫の融資について、貸付枠を7万戸追加し、77万戸（当初貸付枠比22万戸増）とする」ことが盛り込まれた。⁸⁾ これらの措置に対応するため、2月10日に弾力条項により財政投融资1500億円が追加された。⁹⁾

〔注〕

- 1) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」（平成9年3月）178-179ページ。
- 2) 住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』（平成12年、住宅金融普及協会）86ページ。
- 3) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」（平成9年3月）151-152ページ。
- 4) 住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』（平成12年、住宅金融普及協会）86ページ。
- 5) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」（平成9年3月）124-125ページ。
- 6) 『国の予算』平成5年度 1106ページ。
- 7) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」（平成9年3月）113-114ページ、住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』（平成12年、住宅金融普及協会）87ページ。
- 8) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」（平成9年3月）82ページ。
- 9) 住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』（平成12年、住宅金融普及協会）87ページ。

5 民間住宅ローン金利の低下と繰上償還の増加

昭和58年4月27日に大蔵省が発出した「変動金利制住宅ローンの取扱いについて」（蔵銀第954号）によって民間金融機関の住宅ローン金利は規制されてきた。この通達は、各金融機関が長期プライムレートを基準金利とする変動金利制住宅ローンを初めて導入するに当たり、金利設定に際し、長期プライムレートに加算を行う場合にはその加算率が過大とならないよう要請するものであった。¹⁾

平成6年3月29日に閣議決定された「対外経済改革要綱」の中で、「金融サービスについて、金利の自由化や金融派生商品を含め、業務、商品等の関係規制の見直しを進める」との方針が示されたことを受け、大蔵省の中で具体的な検討が行われ、6月28日に「金融分野における規制の緩和について」が公表された。その中で、住宅ローンについては、住宅ローンの分野における金融機関相互間の競争を促進し、金利設定・商品性の多様化による利用者の利便の向上を図る観点から、「住宅ローンについての現行通達を廃止し、住宅ローンの金利及び商品性が自由であることの明確化を図る」こととされ、「平成6年内実施予定」とされた。²⁾

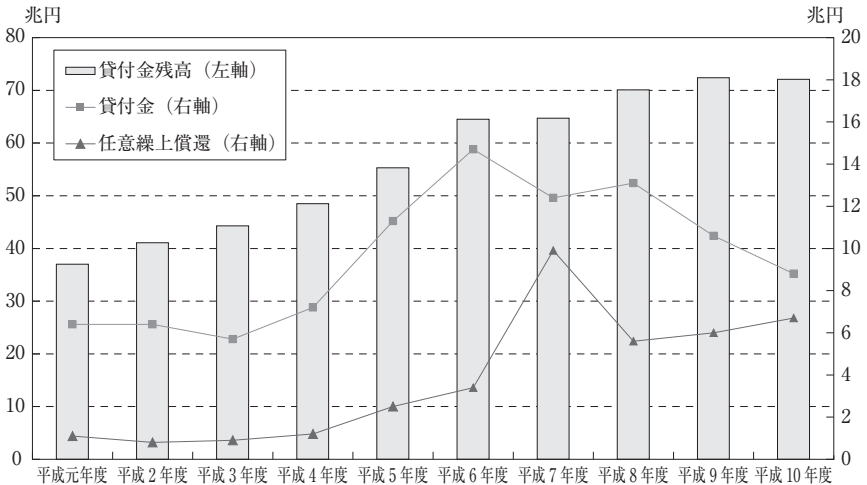
以上の方針に従って、7月29日に大蔵省は銀行局長通達「住宅ローンの取扱いについて」を発出し、昭和58年の通達を廃止した。これに伴い、民間金融機関は、「固定金利期間選択型住宅ローン」や「変動金利型住宅ローン（短期プライムレート連動）」等の新商品を発売した。³⁾

これらは長期プライムレートを基準とする金利より低く設定できたため、変動金利型住宅ローンは平成7年には住宅金融公庫の基準金利を下回るようになった。そのため、公庫融資の繰上償還を行い、民間金融機関の住宅ローンに借換えを行う人が増加したため、民間金融機関の新規住宅融資額は急増した。住宅金融公庫の貸付金残高、新規貸付金、任意繰上償還額を示した図 2-3-1によれば、平成4年度から平成6年度は上述の経済対策等を受けて新規貸付金が増加したが、平成7年度には減少し、同年の任意繰上償還額は10兆円に達した。⁴⁾

〔注〕

- 1) 「変動金利制住宅ローンの取扱いについて」(蔵銀第954号) (『銀行局現行通達集(昭和58年度版)』(昭和58年、金融財政事情研究会) 58-59ページ)。
- 2) 可部哲生「金融・保険分野における規制緩和について」(『金融』第568号 10-17ページ)。
- 3) 「大蔵省、住宅ローンの金利および商品性が自由であることを明確化」(『金融』第570号 49ページ)。
- 4) 住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』(平成12年、住宅金融普及協会) 165-166ページ。

図 2-3-1 住宅金融公庫の貸付金・任意繰上償還の推移 (実績)



(出所) 住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』(平成12年、住宅金融普及協会) 165ページ。

6 阪神・淡路大震災における民間住宅の再建支援

平成7年1月の阪神・淡路大震災による住宅の被害は、兵庫県を中心に全壊が約10万5000棟、半壊が約14万4000棟に上った。住宅金融公庫においては、個人の自力による住宅の再建・取得を強力に支援するため、従来の災害復興住宅融資制度の拡充・改善により、以下のような被災者救済の措置が図られた。¹⁾

まず、基本融資額の引上げと特例加算額の新設が図られ、融資限度額が大幅に増額された。また、返済時における初期負担を軽減するため、元本部分の返済に対する据置期間が従来の3年から5年に延長された。そして、3月6日より住宅の被害を伴わない宅地に生じた擁壁の損壊等の補修工事についても低利融資を行う災害復興宅地融資制度の受付けが開始された。なお、同年8月からは住宅の被害が伴う場合にも融資可能となった。²⁾ 以上の措置に対応するため、平成7年度第1次補正予算において、災害復興住宅等資金貸付に関わる貸付計画額が7076億円追加され、このために必要な資金として財政投融资5206億円が追加された。³⁾

〔注〕

- 1) 総理府阪神・淡路復興対策本部事務局編『阪神・淡路大震災復興誌』（平成12年、大蔵省印刷局）72ページ、住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』（平成12年、住宅金融普及協会）91ページ。
- 2) 住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』（平成12年、住宅金融普及協会）95ページ。
- 3) 『国の予算』平成7年度 1116ページ。

7 第7期住宅建設5箇年計画（平成8年度～平成12年度）

平成7年6月16日の住宅宅地審議会の答申「21世紀に向けた住宅・宅地政策の基本的体系について」の趣旨に沿って、平成8年3月15日に平成8年度から平成12年度までを期間とする「第7期住宅建設5箇年計画」が閣議決定された。¹⁾

この計画においては、「人生80年時代において、国民一人一人がそれぞれの人生設計にかなった住まい方を選択し、実現できるよう、21世紀初頭に向け、国民の住生活の質の向上を目指した住宅政策を積極的に推進する」ことが目標

として掲げられた。そして、具体的には、計画の最終年度である平成12年度を目途に住宅1戸当たりの平均床面積を約100m²とすることを目標に良質な住宅ストックの形成に努めるものとされた。

第7期5箇年計画の総住宅建設戸数は第6期計画と同じく730万戸であり、うち公的資金によるものが360万戸、更にその中で住宅金融公庫の融資により建設する住宅は全体の3割強に当たる232万5000戸とされた。²⁾

なお、第7期5箇年計画は、平成9年6月3日に閣議決定された「財政構造改革の推進について」において見直しを図ることとされた。これを受け、平成10年1月30日の閣議決定において、「公的資金による住宅建設の量」が改良住宅等を含む公営住宅が22万戸から20万2000戸、住宅・都市整備公団が建設する住宅が12万戸から10万5000戸、公的助成民間住宅が16万戸から12万戸、その他の住宅が37万戸から35万戸へとそれぞれ変更された。そして、新たに高齢者向け優良賃貸住宅等が1万8000戸追加され、住宅金融公庫の融資により建設する住宅は据え置かれたことから、合計352万5000戸となった。³⁾

〔注〕

- 1) 住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』（平成12年、住宅金融普及協会）65ページ。
- 2) 内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録（平成8年）」354-357ページ。
- 3) 内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録（平成10年）」234-235ページ。

8 平成7年度及び平成9年度の経済対策等と公庫融資

（1）「経済対策」（平成7年9月）

平成7年9月の「経済対策」においては、住宅投資の促進のため「住宅金融公庫の融資制度を拡充するとともに、事業規模5200億円を追加する。これにより、貸付枠を3万戸追加し、66万戸とする」ことが盛り込まれた。¹⁾

これを受け、住宅金融公庫においては、5200億円の事業計画の追加が実施されたが、自己資金による対応が可能であったため、財政投融资の追加は行われなかった。²⁾ しかしながら、貸付金の増加に伴う業務委託費の増加等の理由により、平成7年度第2次補正予算において、一般会計から補給金24億円が追加

された。³⁾

(2) 「21世紀を切りひらく緊急経済対策」(平成9年11月)

平成9年11月に決定された「21世紀を切りひらく緊急経済対策」においては、「郊外型住宅等の取得促進」の一環として以下の措置が盛り込まれた。⁴⁾

- ・ 郊外型住宅、退職後の本格居住のために先行的に確保する住宅等の多様な住宅ニーズに対応し投資を促進するため、財政投融資を適切に活用しつつ、臨時的措置として、現在居住している住宅のほかに取得する住宅に対する住宅金融公庫融資の拡充（地域限定要件の撤廃及び面積要件の緩和）を図る。

また「積極的な土地・住宅の供給」の一環として以下の措置が盛り込まれた。

- ・ 住宅金融公庫の融資について、財政投融資を適切に活用し、臨時的措置としての特別割増融資額の引上げ（800万円→1000万円）、返済能力の十分な者に対する融資限度割合（現行80%）の撤廃を図る。
- ・ 住宅投資を促進するため、財政投融資を適切に活用し、臨時的に、マイホーム新築等貸付の受付期間を長期化（原則2週間→4週間程度）するとともに、バリアフリー化、断熱構造化のための住宅改良貸付の受付期間を通年化する。

これを受け、住宅金融公庫においては、① 特別加算額の臨時的引上げ（800万円→1000万円）、② 住まいひろがり特別融資の実施（田園住宅、親孝行ローンの拡充）、③ 返済能力の十分な者に対する融資限度額割合（80%）の撤廃、④ 受付期間の長期化（原則2週間→4週間）、⑤ 住宅改良の受付期間の通年化、以上の5点が実施された。⁵⁾

〔注〕

- 1) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」（平成9年3月）11ページ。
- 2) 住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』（平成12年、住宅金融普及協会）152ページ。
- 3) 『国の予算』平成8年度 1087、1108ページ。
- 4) 経済対策閣僚会議「21世紀を切りひらく緊急経済対策」（平成9年11月18日）13-14ページ。
- 5) 住宅金融公庫編『住宅金融公庫50年史（資料編）』（平成12年、住宅金融普及協会）

21ページ。

9 平成10年度の経済対策等と公庫融資

(1) 「総合経済対策」(平成10年4月)

平成10年4月の「総合経済対策」においては、「21世紀を見据えた社会資本の整備等」の一環として、「ファミリー向け賃貸住宅、木造住宅等に対する住宅金融公庫の融資条件の改善等」を通じた住宅投資の促進を図ること。また、「土地・債権の流動化と土地の有効利用」の一環として都市再開発等に対する信用補完の充実のための住宅金融公庫の保険業務の拡充(3500億円程度の事業の追加)が盛り込まれた。¹⁾

これを受け、住宅金融公庫においては、①優良分譲住宅建設資金の土地費の先行融資、②民間賃貸住宅融資の拡充(敷地規模要件の緩和、融資額の引上げ)、③地方公共団体施策住宅に係る「木造住宅振興型」の創設、④新築住宅の竣工要件の緩和、⑤住宅融資保険事業の拡充(事業者向けローンに対する付保限度額の引上げ等)等が実施された。²⁾

以上の措置に対応するため、平成10年度第1次補正予算において、事業計画が2360億円追加された(財投借入金は追加されず)。そして、住宅融資保険事業の拡充に伴う財務基盤の安定化のために一般会計から150億円の追加出資が実施された。この出資は昭和42年度以来であり、住宅融資保険基金に充当され、同基金の総額は155億円となった。³⁾

(2) 「住宅金融公庫等の融資に関し緊急に講ずべき対策について」(平成10年10月)・「緊急経済対策」(平成10年11月)

平成10年度の住宅投資を巡る環境は厳しく、「景気の低迷が深刻化する中で、内需の柱である住宅投資の促進を図ることが緊急の課題となっている」ことから、平成10年10月23日、「住宅金融公庫等の融資に関し緊急に講ずべき対策について」が閣議決定された。住宅金融公庫融資についての初の単独の対策であり、住宅融資制度については、以下の措置が盛り込まれた。⁴⁾

① 貸付金利の引下げ

貸付金利全般を引き下げる（基準金利2.55%→2.0%）。平成10年度の第3回受付期間に当該貸付金利を適用する。

なお、貸付金利は2.0%を下限とするとともに、財投金利が上げられた場合は連動して引き上げる。

② 融資額の大幅な増額

(i) 基準金利等が適用される融資額を平成11年度末までの間、大幅に増額する。
75m²超の分譲マンションの場合

三大都市圏 1000万円／戸

その他の地域 500万円／戸

(ii) 政策誘導型の住宅改良融資について、融資額を大幅に引き上げる（1000万円／戸）。

③ 融資限度割合を超えて融資を受けることができる者の拡大

融資限度割合（80%）を超えて融資を受けるために必要な収入要件について、本人以外の者の収入合算を認める。

三大都市圏 本人年収500万円以上→世帯年収500万円以上
（ただし、本人年収400万円以上）

地方圏 本人年収400万円以上→世帯年収400万円以上
（ただし、本人年収300万円以上）

④ 中古住宅融資の拡充

築後経過年数要件を緩和する。

⑤ 都市居住再生のための融資の拡充

良好な居住環境を創出しつつ、住宅の共同建て替え等を行うプロジェクトに対し、次の措置を講ずる。

(i) 規模要件等の緩和

(ii) 調査設計計画費、土地又は借地権の取得費、補償費等を融資対象に追加するとともに、早期かつ円滑に資金交付

(iii) 融資額の引上げ

⑥ 受付期間の大幅な延長と今回の拡充に係る措置の早期実施

平成10年度の第3回受付期間を大幅に延長するとともに、上記②から⑤の措置を当該受付期間から実施する。

また、「勤務先の倒産等により、住宅金融公庫等の融資に係る返済が困難な者」に対する措置として、以下が盛り込まれた。

① 住宅ローン返済相談体制の強化

公庫支店及びすべての受託金融機関における主要店舗に住宅ローン返済相談所を設置するとともに、適切に広報を行い、積極的に住宅ローン返済相談を行う。

② 貸付条件の大幅な変更

住宅ローン返済相談の結果も踏まえ、勤務先の倒産等により返済が著しく困難な者について、家計の実情に応じ、償還期間を最長10年間延長することにより、毎月の返済負担を軽減する。

また、必要に応じ、3年間の据置期間の設定、基準金利等適用期間の3年延長、据置期間における金利の引下げ（据置期間における金利の引下げは、基準金利又は中間金利が適用される貸付金について行い、引下げ後の金利は5%を下回らないものとする。）など更なる貸付条件の変更を併せて行い、収入が回復するまでの間の返済負担を大幅に軽減する。

なお、これらの貸付条件の大幅な変更については、「住宅金融公庫法」第22条の規定に基づき住宅金融公庫が対象者、措置内容等を定めるところによるものとする。

③ 住宅の一時賃貸の取扱いの弾力化

勤務先の倒産等により住宅ローンの返済が著しく困難な者が住宅を一時的に賃貸し、賃料収入を返済に充てることができるよう、取扱いを弾力化する。

緊急対策の後、11月16日に経済対策閣僚会議は「緊急経済対策」を決定した。その中の「生活空間活性化策」の一環として、住宅投資の促進を図るために以下の措置が盛り込まれた。⁵⁾

低水準が続いている住宅投資の現状に鑑み、経済波及効果の大きい住宅投資に関して、住宅市場の活性化と良質な住宅ストック形成の支援を図る。

住宅金融公庫等の融資について、貸付金利の大幅な引き下げ、基準金利等の適用される融資額の大幅拡充、既存ストックの有効活用、流通の促進、住宅ローン返済困難者対策等を着実に実施することにより、事業規模1.2兆円程度を追加する。

以上の緊急対策を受け、住宅金融公庫においては、直ちに必要な債務者に対する個別の返済相談体制が強化され、住宅ローンの返済困難者に対する特例措置等が実施された。⁶⁾そして、一連の措置に対応するため、平成10年12月に成立した平成10年度第3次補正予算において、事業計画が3113億円追加された(財投借入金は追加せず)。そして、「住宅市場の活性化対策等の一層の推進を図るため、住宅金融公庫が行う貸付金利の引下げ及び融資の拡充等に必要な経費」として一般会計より400億円が追加出資された。出資金は、住宅ローン返済困難者対策の金利引下げ等により後年度に発生する損失の負担を軽減するための公庫の財務基盤の強化が目的であり、内訳は住宅ローン返済困難者対策が260億円、都市居住再生融資の創設が140億円であった。

また、住宅ローン返済困難者対策の実施に伴い補給金30億円が追加され、融資金利の引下げ等の実施による後年度の影響を軽減するために交付金1470億円を受け入れた。⁷⁾

〔注〕

- 1) 経済対策閣僚会議「総合経済対策」(平成10年4月24日)5、17ページ。
- 2) 住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』(平成12年、住宅金融普及協会)157-158ページ。
- 3) 『国の予算』平成10年度1104ページ、住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』(平成12年、住宅金融普及協会)51ページ。
- 4) 内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録(平成10年)」264-266ページ。
- 5) 経済対策閣僚会議「緊急経済対策」(平成10年11月16日)9-10ページ。
- 6) 住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』(平成12年、住宅金融普及協会)131ページ。
- 7) 『国の予算』平成11年度1032ページ、住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』(平成12年、住宅金融普及協会)168ページ。

第3節 農林漁業金融公庫

1 公庫の概要¹⁾

平成元年度時点の「農林漁業金融公庫法」(昭和27年法律第355号)第1条によれば、農林漁業金融公庫の目的は、(1)「農林漁業者に対し、農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期且つ低利の資金で、農林中央金庫その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通すること」、(2)「自作農維持資金融通法」(昭和30年法律第165号)に基き、農業者に対し、自作地若しくは自作採草放牧地を維持し、又は自作地若しくは自作採草放牧地の細分化を防止するのに必要な資金を融通すること」である。

農林漁業金融公庫は、農林漁業全般を融資対象とすることから、融資制度は多岐にわたっていた。融資制度の簡素化を図るため、昭和60年度の「公庫法」改正により、従来の28種類から22種類に統合され、貸付金利も12段階から10段階に整理された。²⁾

これらの融資業務の原資は、全額政府出資の出資金と資金運用部からの借入金等である。出資金は、昭和41年を最後に長らく追加出資は行われなかった。平成元年度時点の出資金は1682億円であり、その内訳は一般会計より564億円、産業投資特別会計より1118億円であった。表 2-3-11に示したように、平成2年度補正予算において、一般会計から130億円の追加出資がなされたことを皮切りに、後述する経済対策等との関連で、平成3年度を除いて毎年度追加出資がなされた。

表 2-3-12は財政投融资の計画と実績の推移を示したものである。金利低下局面での貸付金の繰上償還が増加し、新規貸付けは落ち込んだことから、計画額は減少傾向にあり、平成2年度、平成3年度、平成9年度から平成11年度を除いては実績額が計画額を下回っている。また、農林漁業金融公庫は住宅金融公庫と同じく融資利率が財投金利よりも政策的に低位に設定されているため、収支は逆鞘基調であり、一般会計から補給金を受け入れている。補給金は昭和63年度の1441億円をピークに金利の低下等により、表 2-3-11に示したように

減少傾向にある。³⁾

〔注〕

- 1) 農林漁業金融公庫の沿革については、農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫十年史』（昭和40年、農林漁業金融公庫）、農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫二十年史』（昭和49年、農林漁業金融公庫）、農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫三十年史』（昭和59年、農林漁業金融公庫）、農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫四十年史』（平成6年、農林漁業金融公庫）、農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫五十年史』（平成16年、農林漁業金融公庫）を参照。
- 2) 農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫四十年史』（平成6年、農林漁業金融公庫）397-399ページ。
- 3) 会計検査院『平成12年度決算検査報告』799-800ページ、農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫五十年史』（平成16年、農林漁業金融公庫）。

表 2-3-11 農林漁業金融公庫の出資金及び補給金の推移
(単位：億円)

	出資金		補給金
	新規出資	累計	
平成元年度	—	1,682	1,274
平成2年度	130	1,812	1,197
平成3年度	—	1,812	1,208
平成4年度	80	1,892	1,183
平成5年度	350	2,242	1,031
平成6年度	489	2,731	1,008
平成7年度	99	2,830	1,007
平成8年度	67	2,897	992
平成9年度	63	2,960	964
平成10年度	72	3,032	856
平成11年度	40	3,072	877
平成12年度	39	3,111	727

(注) 1. 単位未満切捨て。

2. 累計には産業投資特別会計出資金1118億2600万円が含まれる。

(出所) 農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫五十年史』（平成16年、農林漁業金融公庫）606ページ、会計検査院編「決算統計」各版により作成。

表 2-3-12 農林漁業金融公庫に関する財政投融资計画及び実績の推移

(単位：億円)

	資金運用部資金		簡保資金		合計	
	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績
平成元年度	3,840	3,395	560	560	4,400	3,955
平成2年度	3,535	3,535	515	515	4,050	4,050
平成3年度	3,885	3,885	565	565	4,450	4,450
平成4年度	4,190	3,427	480	393	4,670	3,820
平成5年度	4,210	2,864	480	326	4,690	3,190
平成6年度	4,210	2,325	480	265	4,690	2,590
平成7年度	3,820	1,280	430	140	4,250	1,420
平成8年度	3,267	2,195	233	155	3,500	2,350
平成9年度	2,239	2,239	161	161	2,400	2,400
平成10年度	2,471	2,471	129	129	2,600	2,600
平成11年度	3,040	3,040	160	160	3,200	3,200
平成12年度	3,356	2,416	144	104	3,500	2,520

(出所) 大蔵省(財務省)『財政金融統計月報』『財政投融资特集』各号により作成。

2 余裕金の運用範囲の拡大

平成元年度時点の「農林漁業金融公庫法」第25条によれば、余裕金の運用は、国債の保有若しくは資金運用部への預託に限定されていた。農林漁業金融公庫の融資対象は農業が中心であり、貸付金の回収が収穫期に集中することから、季節的に資金の余剰が発生する構造であった。また、国債への運用のみでは現先運用の時期、金額によっては対象となる国債が不足する場合があった。

こうした問題に対処するため、「農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律」(平成2年法律第5号)により、新たな運用先として「地方債、政府保証債又は銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の保有」と「銀行又は農林中央金庫への預金」が追加された。これによって、大口定期預金やCD(譲渡性預金)などが運用対象となり、効率的な余裕金運用が可能となった。¹⁾

〔注〕

- 1) 農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫四十年史』(平成6年、農林漁業金融公庫) 272ページ。

3 中小小売支援施設資金の創設と延長

平成2年の日米構造協議を受け、「大規模小売店舗における小売業の事業調整に関する法律」（昭和48年法律第109号）（通称「大店法」）が改正され、大規模小売店の出店規制が大幅に緩和された。また、零細な中小食料品小売業者は経営者の高齢化や後継者難などにより、減少の一途をたどっていた。こうした大型店と中小小売店との間の適正な競争条件を確保し、相対的に弱い中小食料品小売業者の活性化と食品流通の強化を図るため、農林漁業金融公庫は、平成3年1月4日より中小小売支援施設に係る融資制度の取扱いを開始した。本資金の対象は、青果店、鮮魚店等の中小小売店との取引関係が強い卸売市場の卸売業者等が、これらを支援するために設置する施設整備であった。¹⁾

これらの措置に対応するため、平成2年度第1次補正予算で「大店法規制緩和関連対策費」として568億円が生まれ、農林漁業金融公庫には一般会計から130億円の追加出資がなされた。²⁾

なお、本資金の貸付期間は、当初平成3年1月4日から平成4年12月31日までの2年間であったが、平成4年8月の「総合経済対策」において、中小企業対策として「中小食料品小売業者等の流通の改善、農林漁業金融の円滑化等を図るため、農林漁業金融公庫の低利融資制度の延長等を行う」こととなり、平成6年12月31日まで延長された。この財源として、平成4年度補正予算で80億円の追加出資がなされた。³⁾

〔注〕

- 1) 農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫四十年史』（平成6年、農林漁業金融公庫）98-99ページ、農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫五十年史』（平成16年、農林漁業金融公庫）515-516ページ。
- 2) 『国の予算』平成3年度 1065ページ。
- 3) 農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫四十年史』（平成6年、農林漁業金融公庫）99ページ、『国の予算』平成5年度 1049ページ、経済企画庁「経済対策集Ⅰ」（平成9年3月）154ページ。

4 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の創設と拡充

平成4年6月、農林水産省は「新しい食料・農業・農村政策の方向」（いわゆる「新政策」）を発表した。その中で「経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、足腰の強い農業構造を確立する」ことが目標として掲げられ、これに沿って平成6年に「農業信用保証保険法」、「農林漁業信用基金法」、「農業近代化資金助成法」、「農林漁業金融公庫法」の改正が行われた。¹⁾

改正の趣旨は、「農業経営改善計画等の認定を受けた農業者の自主的な創意工夫に基づく経営改善を資金面で着実に支援する総合的な融資制度を構築するための措置等を講ずる」ためであり、「効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、当該計画に従って総合かつ計画的に農業経営の改善を図るのに必要な長期低利資金を幅広く供給する農業経営基盤強化資金を農林漁業金融公庫に創設する」こととされた。²⁾

法律案は、平成6年3月18日に衆議院に提出され、6月7日に衆議院で可決、6月22日に参議院で可決・成立し、6月29日に「農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律」（平成6年法律第69号）が公布、施行された。³⁾

「農業経営基盤強化資金」（通称「スーパーL資金」）の対象となる経営改善改革は、「農業経営基盤強化促進法」第12条第1項で定める経営改善のための計画等である。貸付金の使途は、経営改善計画に示した経営改善に必要な長期資金が幅広く認められており、負債の整理や資本構成の是正など、経営の安定に必要な長期の資金も含まれていた。貸付利率は3.5%であり、これに農山漁村振興基金及び地方公共団体からの利子助成措置が設けられた。そして、償還期限は25年以内で、このうち据置期間は10年以内とされ、貸付限度額は個人1億5000万円、法人5億円であった。⁴⁾ これらの措置に対応するため、平成6年度当初予算で40億円が一般会計から出資された。⁵⁾

その後、経済対策等を受け、スーパーL資金の融資枠は拡大され、一般会計からの追加出資も行われた。平成7年4月の「緊急円高・経済対策」及び9月の「経済対策」において、「低利融資の拡大等資金融通の円滑化を図る」ことが盛り込まれたことを受け、スーパーL資金の融資枠は拡張され、平成7年度第1次補正予算、第2次補正予算でそれぞれ一般会計から12億円が追加出資さ

れた。その後、平成8年度、平成9年度当初予算でそれぞれ24億円、18億円が追加出資され、平成10年度にはスーパーL資金に一定の要件を具備した法人に対して無担保、無保証で融資する円滑化貸付けを設け、平成10年度第3次補正予算において36億円が追加出資された。⁶⁾

〔注〕

- 1) 農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫五十年史』（平成16年、農林漁業金融公庫）383ページ、参議院法制局「第129回国会制定法審議要録」202-203ページ。なお、「新しい食料・農業・農村政策の方向」の全文は、新政策研究会編『新しい食料・農業・農村政策を考える』（平成4年、地球社）515-538ページに収録されている。
- 2) 参議院法制局「第129回国会制定法審議要録」202ページ。
- 3) 同上 328ページ。
- 4) 農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫五十年史』（平成16年、農林漁業金融公庫）383-384ページ。
- 5) 『国の予算』平成6年度 983ページ。
- 6) 農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫五十年史』（平成16年、農林漁業金融公庫）384、606ページ。

5 ウルグアイ・ラウンド農業合意と公庫融資

穀物を中心とした農産物の世界的な生産過剰に伴う一部先進国の補助金付き輸出競争の激化を背景として、1986年（昭和61年）9月、貿易の一層の自由化及び貿易に影響を及ぼすすべての措置を新しいガット規則及び規律の下に置くことを目指して、ガット・ウルグアイ・ラウンドが開始された。日本は、一貫して「非関税措置の関税化」に反対したが、約7年にわたる交渉の末、米以外の農産物の関税化を受け入れて、1993年（平成5年）12月15日に実質的な合意に至った。¹⁾

その直後の平成6年2月に策定された「総合経済対策」においては、「農業の国際化対応のための緊急対策」として「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意による新たな国境措置が導入されることを踏まえ、担い手の確保を含め効率的・安定的な経営体の育成等を通じた農業の体質強化を緊急に推進し、望ましい農業構造を実現するため、低コスト生産の実現、経営の複合化等に資する総額2300億円の公共投資の追加、農林漁業金融公庫等における農業の経営規模

拡大等に資する資金の融資枠の拡大等を内容とする国際化対応緊急農業対策を講ずる」ことが盛り込まれた。²⁾ 以上の措置に対応するため、平成5年度第3次補正予算で「国際化対応緊急農業対策費」が計上され、農林漁業金融公庫に190億円が追加出資された。³⁾

また、日本政府は農業合意を受けて、平成5年12月に内閣に緊急農業農村対策本部を設置し、平成6年2月から国内対策の具体的検討を開始した。10月25日、緊急農業農村対策本部は「ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱」を発表し、「効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保」のため、農林漁業金融公庫については、(1) 経営規模の拡大等に資するため、長期低利資金と経営改善のための低利運転資金からなる総合融資制度の着実な展開を図ること、(2) 今後とも意欲的に営農を継続しようとする者の農業経営改善を支援するため、農家負担軽減支援特別資金を創設するとともに、自作農維持資金及び農業経営基盤強化資金を拡充すること、(3) 「総合的視点に立った農山村地域の活性化」のため、中山間関連融資の金利引下げ等の措置を講ずることが盛り込まれた。⁴⁾ 以上の措置に対応するため、平成6年度第1次補正予算において「ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策費」が計上され、一般会計から439億円が追加出資された。⁵⁾

〔注〕

- 1) 農林水産省大臣官房調査課編集協力『いま、日本の農業、農村は一農業白書でみる「新政策」の現段階―』（平成6年、農林統計協会）26ページ。
- 2) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」（平成9年3月）90ページ。
- 3) 『国の予算』平成6年度 1133ページ。
- 4) 中山間地域対策研究会編『中山間地域対策ハンドブック』（平成7年、大成出版社）216-217、220-221ページ。
- 5) 『国の予算』平成7年度 1040ページ。

6 阪神・淡路大震災対策

平成7年1月の阪神・淡路大震災は、阪神地区の農林漁業・食品産業に大打撃を与えた。農林漁業金融公庫は3月31日より大阪府又は兵庫県に事務所を有しており、大震災による被害が一定以上である旨、市町村長から証明を受けた

者を対象に貸付利率の引下げ及び据置期限の延長を実施した。

この措置に対応するため、平成6年度第2次補正予算で一般会計から10億円の追加出資が行われた。この特例措置の適用期限は、当初は平成7年7月31日までとされたが、平成8年度から平成10年度に毎年延長され、最終的には平成11年7月31日まで延長された。¹⁾

〔注〕

- 1) 農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫五十年史』（平成16年、農林漁業金融公庫）160、606ページ、『国の予算』平成7年度 1077ページ。

7 返済負担軽減措置の導入と延長

前述のとおり、平成7年9月の「経済対策」の中で、中小企業対策の一環として「政府系金融機関等に高金利の既往債務を有する中小企業等の債務者の返済の円滑化及び返済負担の軽減に資する措置を講ずる」こととされた。¹⁾

これを受け、農林漁業金融公庫では、平成7年10月19日より農林漁業者等で一定の要件を満たす者の既往債務のうち、約定利率が5%を超えるものについて、超えた部分の金利1年分の減免措置等を実施した。²⁾

この措置による利息収入の減額を補てんするため、平成7年度第2次補正予算において、一般会計から50億円が追加出資された。なお、当初平成7年10月から1年限りの措置であったが、景気低迷が長期化したことにより、平成8年度から平成12年度まで5度の延長が行われ、最終的に平成13年10月まで延長された。この延長に伴い、平成8年度補正予算で43億円、平成9年度補正予算で45億円、平成10年度第3次補正予算で36億円、平成11年度第2次補正予算で35億円、平成12年度第1次補正予算で34億円の追加出資がなされた。³⁾

〔注〕

- 1) 経済企画庁調整局「経済対策集Ⅰ」（平成9年3月）13ページ。
- 2) 農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫五十年史』（平成16年、農林漁業金融公庫）160ページ。
- 3) 農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫五十年史』（平成16年、農林漁業金融公庫）606ページ、『国の予算』平成8年度 1087ページ、『国の予算』平成9年度 1040ページ、『国の予算』平成10年度 1047ページ、『国の予算』平成11年度 1025ページ、『国の予算』平成12年度 901ページ、『国の予算』平成13年度 871-872ページ。

第4節 北海道東北開発公庫

1 公庫の概要¹⁾

「北海道東北開発公庫法」(昭和31年法律第97号)第1条によれば、北海道東北開発公庫の目的は、「北海道及び東北地方における産業の振興開発を促進し、国民経済の発展に寄与するため、長期の資金を供給すること等により、民間の投資及び一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励すること」である。

北海道東北開発公庫の出資対象は、北海道又は東北地方において開発事業を営む会社であって、かつ、原則として当公庫の行う出資の額と併せてその資本の額が1億円以上のものであった。そして、出資の限度額は出資を受ける者が、北海道又は東北地方において設備の取得又は産業の振興開発に寄与する事業の用に供する土地の造成事業に必要な資本の額の5割以内の額とされている。

また、貸付対象は、北海道又は東北地方において開発事業を営む法人(1)資本の額が原則として1000万円以上の会社、(2)そのほかの法人で別に定めるもの)とされており、貸付けの実行に当たっては、銀行そのほかの一般金融機関と協調して行うことを原則としている。また、貸付金の用途は、設備資金及び長期運転資金とされているが、長期運転資金は土地造成事業に対する貸付け以外は原則として公庫の出資又は設備資金の貸付けに伴うものに限られている。貸付限度額は、貸付けを受ける者の所要資金のうち、原則として設備資金については7割以内、長期運転資金については5割以内の額とされ、かつ、貸付けの最低額は、原則として1000万円となっている。²⁾

これらの業務の原資となるものは、全額政府出資の出資金、資金運用部等からの借入金、北海道東北開発債券である。平成元年度時点の出資金は509億円であり、全額産業投資特別会計からの出資である。表 2-3-13に示したように、経済対策等に対応して公庫の財務基盤強化のため、毎年度出資金が追加された。財政投融资計画の推移を示した表 2-3-14によれば、平成2年度から平成5年度は実績が計画を上回っていたが、市中金利の低下により期限前償還が増加し始めたため、平成6年度以降は多額の不用額を計上している。北東公庫は、基

本的に貸付金利が調達コスト（財投金利・債券利回り）を上回る順軌基調であったが、昭和62年度から平成元年度の3か年は金利低下に伴う繰上償還の増加等により赤字に陥り、一般会計から補給金を受け入れた。その後、平成6年度以降の期限前償還の増加、平成7年度、平成8年度の貸付け・調達金利の逆転を受けて公庫の収支は再び悪化し、平成9年度に53億円の補給金を受け入れた。そして、平成10年度には平成9年の北海道拓殖銀行の破綻が引き金となって苫小牧東部開発株式会社に対する貸付金返済の延滞が起り、利息収入の減少を受けて165億円の補給金を受け入れた。³⁾

〔注〕

- 1) 北海道東北開発公庫の設立から日本開発銀行との統合までの沿革については、日本政策投資銀行編『北海道東北開発公庫史』（平成14年、日本政策投資銀行）を参照。
- 2) 同上 50-51ページ。
- 3) 同上 462-463ページ。

表 2-3-13 北海道東北開発公庫の出資金の推移

(単位：億円)

	出資金		補給金
	新規出資	累計	
平成元年度	42	509	34
平成2年度	22	531	—
平成3年度	22	553	—
平成4年度	20	573	—
平成5年度	41	614	—
平成6年度	21	635	—
平成7年度	35	670	—
平成8年度	40	710	—
平成9年度	40	750	52
平成10年度	590	1,340	165
平成11年度	322	1,662	—

(注) 単位未満切捨て。

(出所) 日本政策投資銀行編『北海道東北開発公庫史』（平成14年、日本政策投資銀行）118-119ページ、会計検査院編「決算統計」各版により作成。

表 2-3-14 北海道東北開発公庫の財政投融资計画及び実績

(単位：億円)

	産業投資 特別会計		資金運用部 資金		簡保資金		政府保証債・ 政府保証 借入金		合計	
	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績
平成元年度	42	42	863	863	430	430	—	—	1,335	1,335
平成2年度	22	22	890	1,034	480	480	—	—	1,392	1,536
平成3年度	22	22	978	1,158	530	530	—	—	1,530	1,710
平成4年度	20	20	1,188	1,688	640	640	—	—	1,848	2,348
平成5年度	20	41	1,402	1,901	720	720	—	—	2,142	2,662
平成6年度	21	21	1,219	943	770	596	200	—	2,210	1,560
平成7年度	26	36	865	504	643	375	400	99	1,934	1,014
平成8年度	40	40	716	559	421	328	200	100	1,377	1,027
平成9年度	40	40	979	1,379	331	331	—	—	1,350	1,750
平成10年度	40	590	1,045	2,095	265	265	—	—	1,350	2,950

(出所) 大蔵省(財務省)「財政金融統計月報」「財政投融资特集」各号により作成。

2 「北海道東北開発公庫法」の改正と資金調達・融資制度

平成元年度以降の公庫の資金調達・融資制度に関する法改正は以下のとおりである。社会資本整備の促進のため、従来、NTT株式の売却収入を活用して行っていた無利子貸付制度を拡張するため、「日本開発銀行法」及び「沖縄振興開発金融公庫法」の改正が実施された。これにより、当該事業への融資に際しては、国からの無利子の貸付金を財源の一部として貸し付けることができるようになった(「日本開発銀行法等の一部を改正する法律」(平成3年法律第43号))¹⁾

北海道東北開発公庫は、同公庫法に基づいて資本金の20倍を限度として北海道東北開発債券の発行を行ってきた(同法第27条第1項)。同公庫は、昭和59年度以来、外債発行による資金調達を政府に求めており、資金コストの軽減と政府が特殊法人に対する財政投融资依存度の引下げ方針を打ち出していたことに対応し、資金調達の多様化を図るために平成2年度より政府保証外債発行が認められた。これに伴って「北海道東北開発公庫法施行令」に外債発行に関する規定が追加された(「北海道東北開発公庫法施行令の一部を改正する政令」(平成2年政令第182号))。この改正により、平成2年12月、初めての外債(スイスフラ

ン債)が発行され、以降平成9年度までにスイスフランで6回、ドイツマルクで3回、計9回(邦貨換算1148億円)発行された。平成10年度、平成11年度は海外の債券市場環境の悪化から発行されなかった。²⁾

平成10年度には、前述のとおり日本開発銀行や沖縄振興開発金融公庫とともに貸し渋り等に伴う信用収縮に対応するため、平成13年3月末までの期限付きで融資や債務保証ができる長期運転資金の範囲が拡大された(「日本開発銀行法等の一部を改正する法律」(平成10年法律第144号))。³⁾

〔注〕

- 1) 日本政策投資銀行編『北海道東北開発公庫史』(平成14年、日本政策投資銀行)398ページ。
- 2) 同上 400、455-456ページ。
- 3) 同上 399ページ。

第5節 沖縄振興開発金融公庫

1 公庫の概要¹⁾

平成元年度時点の「沖縄振興開発金融公庫法」(昭和47年法律第31号)第1条によれば、沖縄振興開発金融公庫の目的は、「沖縄(沖縄県の区域をいう。以下同じ。)における産業の開発を促進するため、長期資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励するとともに、沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、環境衛生関係の営業者等に対する資金で、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通し、もつて沖縄における経済の振興及び社会の開発に資すること」である。

これらの業務の原資は、全額政府出資の出資金、資金運用部からの借入金等である。表 2-3-15で示したように、平成元年度の出資金は280億円であり、後述する経済対策等のため、平成3年度を除いて毎年度出資を受け入れ、平成12年度には631億円となった。沖縄振興開発金融公庫は、沖縄における日本開発銀行、国民金融公庫、住宅金融公庫、中小企業金融公庫、環境衛生金融公庫、農林漁業金融公庫、社会福祉・医療事業団(医療貸付部門に限る。)の7機関に相当する業務を行っていた。収支は逆鞘基調であった。その逆鞘相当分や貸倒損失に充当するため、毎年度一般会計から補給金を受け入れていた。表 2-3-16によれば、資金運用部等からの借入金は、平成元年度から平成6年度までは新規貸付けが伸び、経済対策等による財政投融资の追加もあって実績が計画を上回った。平成7年度以降は資金需要が停滞したため、新規貸付けが伸びず、市中金利の低下に伴って多額の繰上償還があったこと等により、実績が計画を下回り、不用額を計上した。²⁾

[注]

- 1) 沖縄振興開発金融公庫の沿革については、沖縄振興開発金融公庫編『沖縄振興開発金融公庫二十年史』(平成5年、沖縄振興開発金融公庫)、沖縄振興開発金融公庫編『最

近10年間の沖縄公庫の歩み—創立30周年：データブック—（平成15年、沖縄振興開発金融公庫）を参照。

2) 会計検査院『平成12年度決算検査報告』803-804ページ。

表 2-3-15 沖縄振興開発金融公庫の出資金及び補給金の推移

(単位：億円)

	出資金			補給金
	一般会計	産業投資 特別会計	累計	
平成元年度	0	—	280	133
平成2年度	5	—	285	127
平成3年度	—	—	285	135
平成4年度	6	0	291	124
平成5年度	10	3	305	122
平成6年度	7	2	315	116
平成7年度	43	1	361	97
平成8年度	36	0	397	86
平成9年度	36	2	436	88
平成10年度	91	2	529	88
平成11年度	54	2	586	71
平成12年度	43	2	631	55

(注) 1. 単位未満切捨て（0は1億円以下）。

2. 累計には承継分215億円が含まれる。

(出所) 沖縄振興開発金融公庫編『沖縄振興開発金融公庫二十年史』（平成5年、沖縄振興開発金融公庫）593ページ、沖縄振興開発金融公庫編『最近10年間の沖縄公庫の歩み—創立30周年：データブック—』（平成15年、沖縄振興開発金融公庫）4ページ、会計検査院編「決算統計」各版により作成。

表 2-3-16 沖縄振興開発金融公庫の財政投融资計画及び実績

(単位：億円)

	産業投資特別会計		資金運用部資金		簡保資金		合計	
	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績
平成元年度	3	—	911	1,186	300	300	1,214	1,486
平成2年度	3	—	993	1,443	326	326	1,322	1,769
平成3年度	3	—	1,090	1,590	357	357	1,450	1,947
平成4年度	3	—	1,435	1,945	300	300	1,738	2,245
平成5年度	3	3	1,939	2,332	300	300	2,242	2,635
平成6年度	3	2	1,804	2,184	600	600	2,407	2,786
平成7年度	3	2	2,058	1,463	600	427	2,661	1,892
平成8年度	3	0	2,022	1,480	590	432	2,615	1,912
平成9年度	5	2	2,008	1,684	472	396	2,485	2,082
平成10年度	5	2	2,102	2,017	378	363	2,485	2,382
平成11年度	5	2	2,489	1,912	446	343	2,940	2,257
平成12年度	5	2	2,116	1,011	379	181	2,500	1,194

(出所) 大蔵省(財務省)「財政金融統計月報」「財政投融资特集」各号により作成。

2 「沖縄振興開発金融公庫法」改正と融資制度

沖縄振興開発金融公庫の融資制度に関する法改正は以下のとおりである。公庫の産業開発資金貸付の対象は設備資金に限定されていたが、平成2年度に沖縄における産業の振興開発を更に促進するため、日本開発銀行に倣って非設備資金にまで公庫の融資対象が拡張された。同法案の趣旨説明によれば、「沖縄県における民活法、リゾート法対象事業のような社会資本整備事業は、立ち上がり期における事業者の初期負担が大きく、民間金融のみでは適切な対応が困難な場合が多いことにかんがみ、産業の振興開発に寄与する設備が主務大臣の定める事業の用に供される場合には、当該設備の取得等に関連する事業に必要な人件費、賃借料などの資金の貸し付けを行うことにより、こうした事業の立ち上がりを支援することができること」、そして「産業構造の知識集約化、情報化に伴って、技術開発の国民経済的重要性が増大していることにかんがみ、産業の振興開発に寄与する高度で新しい技術の研究開発等に必要な研究者等の人件費、試験材料費、技術導入費などの資金を貸し付けることができること」が理由として掲げられた。この法案は、3月13日に提出され、4月19日に衆議院で可決、5月30日に参議院で可決・成立し、6月5日に公布・施行された。

これによって、公庫の融資機能は立ち上がり支援資金融資、研究開発資金などの非設備資金融資にまで拡張された（「沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律」（平成2年法律第27号））。¹⁾

その後、平成3年度には、前述のとおり日本開発銀行、北海道東北開発公庫とともに社会資本整備のための低利融資に関する法改正（「日本開発銀行法等の一部を改正する法律」平成3年法律第43号）、及び国民金融公庫等とともに進学資金だけでなく在学中に必要な資金の融資も行えるようにするための法改正（「国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律」（平成3年法律第44号））が実施された。²⁾

平成5年度には、老人訪問看護事業の普及のため、「社会福祉・医療事業団法」とともに「沖縄振興開発金融公庫法」の改正が行われ、指定老人訪問看護事業を行う医療法人及びその他政令で定める者に対して必要な資金の融資が可能となった（「社会福祉・医療事業団法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律」（平成5年法律第28号））。³⁾

平成10年度には、日本開発銀行、北海道東北開発公庫等とともに貸し渋り等による信用収縮対策のための法改正が実施された（「日本開発銀行法等の一部を改正する法律」（平成10年法律第144号））。⁴⁾

〔注〕

- 1) 沖縄振興開発金融公庫編『沖縄振興開発金融公庫二十年史』（平成5年、沖縄振興開発金融公庫）192-193ページ、参議院法制局「第118回国会制定法審議要録」76-78、334ページ。
- 2) 参議院法制局「第120回国会制定法審議要録」142-146ページ。
- 3) 参議院法制局「第126回国会制定法審議要録」97-99ページ。
- 4) 参議院法制局「第144回国会制定法審議要録」1-4ページ。

第6節 公営企業金融公庫

1 公庫の概要¹⁾

「公営企業金融公庫法」(昭和32年法律第83号)第1条によれば、公営企業金融公庫は、「公営企業の健全な運営に資するため、特に低利、かつ、安定した資金を必要とする地方公共団体の公営企業の地方債につき、当該地方公共団体に対し、その資金を融通し、もつて地方公共団体の公営企業を推進し、住民の福祉の増進に寄与することを目的とする」金融機関である。

公営企業金融公庫の主な業務は、(1)水道、交通、電気、ガス等公営企業に係る起債の引受け及び起債前借金の貸付け、(2)地方道路公社が行う地方的な幹線道路の建設に要する資金の貸付け、(3)土地開発公社が行う港湾整備事業等の公営企業に相当する事業に要する資金の貸付けの3つである。これらの業務の原資となるのは、全額政府出資の出資金、公営企業債券等である。出資金は、全額産業投資特別会計からの出資であり、昭和63年度に10億円出資されて166億円となって以後、平成元年度から平成12年度の期間に新たな出資はない。公営企業金融公庫は、他の政府関係機関とは異なり、資金運用部等からの借入れを受けていない。資金調達専ら公営企業債券によっており、政府保証を付して起債市場で公募により発行する公募債及び地方公務員等共済組合を引受先とする縁故債の2種類がある。表 2-3-17に示したように、政府保証債との関わりで財政投融资計画と関係している。

昭和41年度に上水道事業を対象に、基準利率よりも低い利率で貸付けを行う特別利率制度が設立されたことに伴い、この利差補てんを行うため、昭和42年度からは国庫補給金制度が導入された。また、昭和45年度からは公営競技納付金制度が設けられ、公営企業健全化基金として利差補てんに用いられるようになった。²⁾ 国庫補給金は昭和62年度予算から毎年減額され、表 2-3-18に示したように平成元年度の1兆882億円から漸減し、後述するように、国庫補給金制度は平成12年度をもって廃止され、平成13年度から利差補てん引当金制度が創設された。³⁾

〔注〕

- 1) 公営企業金融公庫の沿革については、公営企業金融公庫編『公営企業金融公庫四十年史』（平成10年、公営企業金融公庫）、公営企業金融公庫編『公営企業金融公庫史』（平成21年、公営企業金融公庫）を参照。
- 2) 公営企業金融公庫編『公営企業金融公庫史』（平成21年、公営企業金融公庫）2ページ。
- 3) 同上 9ページ、会計検査院『平成12年度決算検査報告』819-821ページ。

表 2-3-17 公営企業金融公庫の財政投融资計画及び実績の推移

(単位：億円)

	政府保証債・政府保証借入金			政府保証債・政府保証借入金	
	当初計画	実績		当初計画	実績
平成元年度	12,100	12,060	平成7年度	13,240	16,940
平成2年度	11,500	11,498	平成8年度	16,880	17,379
平成3年度	11,350	11,350	平成9年度	20,010	20,010
平成4年度	11,335	11,330	平成10年度	17,450	19,310
平成5年度	13,857	17,607	平成11年度	17,050	17,780
平成6年度	14,494	14,494	平成12年度	16,220	16,606

(出所) 大蔵省(財務省)『財政金融統計月報』『財政投融资特集』各号により作成。

表 2-3-18 公営企業金融公庫の補給金の推移

(単位：億円)

	補給金		補給金
平成元年度	108	平成7年度	55
平成2年度	94	平成8年度	50
平成3年度	84	平成9年度	41
平成4年度	76	平成10年度	29
平成5年度	73	平成11年度	20
平成6年度	61	平成12年度	14

(注) 単位未満切捨て。

(出所) 大蔵省(財務省)編『決算の説明』各年度により作成。

2 債券借換損失引当金制度の創設

公営企業金融公庫においては、調達手段である公営企業債券と貸付けの償還期間は大きく乖離しており、前者が10年であるのに対し、後者は5年～28年であった。そのため、貸付期間中に債券の借換えが不可欠であり、金利の情勢によっては調達コストが低いものが高いものに借り換えられて借換差損が発生す

るなど、常に金利変動リスクにさらされていた。

平成元年度において、こうした状況に対処するため、「公営企業金融公庫法施行令」に第16条として「当該事業年度において、発行済みの公営企業債券の借換えにより収益が生じたときは、その資金の貸付け及び地方債の応募に係る債券の当該事業年度末における合計額の1000分の25に相当する額に達するまで、事業年度ごとに主務大臣の承認を受けた額を債券借換損失引当金として積み立てなければならない」という文言が新たに加わり、金利変動リスクへの備えとして債券借換損失引当金制度が創設された（「公営企業金融公庫法施行令の一部を改正する政令」（平成元年政令第171号））。

その後、平成6年度において、引当金の累積限度率を年度末貸付残高の1000分の50に引き上げ、借換えによって生じた運用益については引当金に組み入れることができるよう変更された（「公営企業金融公庫法施行令の一部を改正する政令」（平成6年政令第220号））。そして、平成11年度には、累積限度率は更に1000分の80に引き上げられた（「公営企業金融公庫法施行令の一部を改正する政令」（平成11年政令第222号））。¹⁾

〔注〕

- 1) 公営企業金融公庫編『公営企業金融公庫史』（平成21年、公営企業金融公庫）277、348-349ページ。

3 経済対策に伴う公営企業債券の発行

平成4年度以降の経済対策においては、公共投資の促進の一環として地方公営企業による社会資本整備が盛り込まれ、平成5年度以降、新規貸付けが増加した。この資金需要に対応するため、公営企業債券の増発が行われた。

公営企業債券の発行限度額は「公庫の予算及び決算に関する法律」に基づいて予算総則で定められている。公営企業金融公庫は、貸付計画の改定に対応して、以下にみるように当初限度額の100分の50に相当する金額まで増額できるとした弾力条項及び補正予算により発行限度額を増額した。平成4年度においては600億円、平成5年度においては3250億円、平成7年度においては3700億円、平成8年度においては500億円、それぞれ弾力条項により限度額を増額し、

平成5年度においては、4月の総合経済対策、9月の緊急経済対策を受けて、第3次補正予算で財政投融资700億円が追加された。¹⁾ 実際の発行額は、平成5年度の2兆4563億円（対前年比140%）を皮切りに平成12年度まで2兆円台を推移し、平成12年度には発行残高は22兆3628億円となった。²⁾

〔注〕

- 1) 公営企業金融公庫編『公営企業金融公庫史』（平成21年、公営企業金融公庫）260-261、273-274ページ、『国の予算』平成6年度 1146ページ。
- 2) 公営企業金融公庫編『公営企業金融公庫史』（平成21年、公営企業金融公庫）33ページ。

第4章 行政改革と政府関係機関の再編

政府関係機関を含む特殊法人の整理・改革については、これまでも3次にわたる臨時行政調査会（臨調）、及びその後設置された臨時行政改革推進審議会（行革審）で繰り返し議論されてきた。

平成元年度以降、特殊法人改革は、引き続き第2次行革審（昭和62年～平成2年）、第3次行革審（平成2年～平成5年）、行政改革委員会（平成6年～平成9年）、及び行政改革推進本部、行政改革会議、自民党行政改革推進本部等で進められた。以下では、平成元年度以降の行政改革の流れと平成11年度の日本政策投資銀行、国際協力銀行、国民生活金融公庫、中小企業総合事業団信用保険部門の発足に至る政府関係機関の再編過程について確認する。¹⁾

第1節 行政改革における特殊法人整理・改革

1 第2次行革審「最終答申」（平成2年4月）

臨時行政改革推進審議会は、昭和61年6月10日に最終答申として「今後における行財政改革の基本方向」を出し、同月27日に解散した。昭和62年4月21日、その後の行政改革推進のため、大槻文平日本経営者団体連盟会長を会長として臨時行政改革推進審議会（第2次行革審）が設置された。²⁾

3年間の議論の末、平成2年4月18日に第2次行革審は「最終答申」を出し、政府関係機関を含む特殊法人については、「5 行政組織、現業、特殊法人等の改革」の中の「(4) 特殊法人等」で以下のような方針が提示された。³⁾

- (1) 特殊法人等については、当該法人の事業の性格や同一事業分野における民間事業の展開状況等を踏まえ、民間事業として実施可能なものは、民営化す

ることを原則とする。

- (2) 特殊法人等について、社会経済情勢や行政ニーズの変化に対応して、その事業等の必要性について検討し、その結果に基づき、法人の整理・統合、業務の重点化・効率化を進める。これを推進するため、定期的な見直しを行う。

このように整理方針は提示されたものの、整理を要する具体的な機関名については示されなかった。「最終答申」の翌日19日、第2次行革審は解散した。⁴⁾

〔注〕

- 1) これまでの行政改革における特殊法人等の整理の概要については、田中一昭編『行政改革〈新版〉』（平成18年、ぎょうせい）112-118ページを参照。また、政府関係機関の整理・統合については、日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』（平成14年、日本政策投資銀行）745-784ページ、国際協力銀行編『日本輸出入銀行史』（平成15年、国際協力銀行）294-297ページ、国際協力銀行編『海外経済協力基金史』（平成15年、国際協力銀行）90-93ページ、日本政策投資銀行編『北海道東北開発公庫史』（平成14年、日本政策投資銀行）557-600ページ、中小企業信用保険公庫編『中小企業信用保険公庫史』（平成12年、中小企業総合事業団）197-223ページ、国民金融公庫編『国民金融公庫五十年史』（平成11年、国民金融公庫）577-579ページを参照。
- 2) 臨時行政改革推進審議会については、臨時行政改革推進審議会事務局監修『行革審・全仕事』（平成2年、ぎょうせい）、臨調・行革審OB会監修『日本を変えた10年—臨調と行革審—』（平成3年、行政管理研究センター）を参照。
- 3) 臨調・行革審OB会監修『日本を変えた10年—臨調と行革審—』（平成3年、行政管理研究センター）947-948ページ。
- 4) 臨時行政改革推進審議会事務局監修『行革審・全仕事』（平成2年、ぎょうせい）460-488ページ。

2 第3次行革審における議論（平成2年10月～平成5年10月）

平成2年4月27日、「臨時行政改革推進審議会の『最終答申』に関する対処方針について」が閣議決定され、「国、地方を通ずる行財政の改革を引き続き推進することとし、所要の改革方策の調整、立案を進め、逐次これを実施に移すものとする」として、10月31日、鈴木永二日本経営者団体連盟会長を会長とする臨時行政改革推進審議会（第3次行革審）が発足した。¹⁾

政府関係機関を含む特殊法人等の改革については、平成4年秋より審議が開始された。平成4年9月9日の第71回会議において宮澤喜一首相の諮問を受け、

9月30日の第73回会議において「今後の審議方針について」が決定され、「総合的な政策展開が可能な行政システムの構築（縦割りは是正）とともに官民の役割分担や特殊法人等の在り方など「政府の果すべき役割の再検討」（政府の役割）がなされることとされた。10月から12月は有識者へのヒアリングが実施され、平成5年2月、3月に住宅金融公庫（建設省）、農林漁業金融公庫（農林水産省）、中小企業金融公庫、中小企業信用保険公庫（以上、通商産業省）、環境衛生金融公庫（厚生省）、国民金融公庫、日本開発銀行、日本輸出入銀行（以上、大蔵省）の各機関について、各所管省庁の担当者へのヒアリングが実施された。²⁾

以上を踏まえて、平成5年4月6日、「中間報告」が宮澤喜一首相に提出され、その中の「政府部門の役割の見直し」にある「政府事業、特殊法人等の改革の推進」において以下の方針が示された。³⁾「基本的考え方」として「政府及びその代行的法人である特殊法人の事業等を見直し、その改革を図る」ことが掲げられ、「特殊法人については、…(中略)…いったん設立されると…(中略)…その組織を維持・拡大しがち」であり、「組織としての活力に乏しく、政府の関与が強いため自律性が低く経営責任の所在が不明確である等の問題点」が指摘されており、「特殊法人…(中略)…が必要とする資金は、…(中略)…郵便貯金、簡易保険、年金などの政府事業により集められ、資金運用部等を通じて供給」されていることから、これらの資金運用状況を「国民に分かりやすく示すとともに、民間金融、財政支出との調和を図りつつ適切かつ効率的に行われることが必要」であるとされた。そして、「改革の方向」として、「当初の役割が変化するなどにより社会的意義が低下しているもの、効果が不明確なもの、特定の対象が過度に優遇しているもの等について廃止、縮小、事業分野の限定等を図る」こととされ、予定を含むヒアリングを実施した6政府事業、政府関係機関を含む34特殊法人の具体名が挙げられた。

この「中間報告」の後も数回の審議が重ねられた。10月27日、第3次行革審は、8月の非自民党の7政党・1会派による細川護熙衆議院議員を首班とする連立政権の誕生を挟んで、審議の集大成として「最終答申」を提出した。その中で、政府関係機関を含む特殊法人等については、「各省庁は、所管の特殊法人について、平成7年度までに…中略…総合的かつ全般的な見直しを行う」こととされた。そして、その見直しの基準として8項目が掲げられ、うち政府関

係機関に関するものは以下の3項目である。⁴⁾

- ・ 社会経済情勢の変化等により、事業の目的をおおむね達成しているもの、事業の効果が乏しくなっているもの、特定の対象を優遇する必要性を失っているものなど当初ねらいとした役割の意義が低下又は変質することにより事業の社会的意義が低下しているものについては、廃止、縮小、事業分野の限定等を図る。
- ・ 民間において同種の事業を実施しているもの、又は実施し得るものについては、民業を圧迫していないか、民間に委ねることができないか、事業自体を民営で行うことができないかという観点から見直しを行い、必要に応じ廃止、縮小、民営化、政策手段の見直し、民間委託等を図る。
- ・ 同種類似の事業を他の特殊法人等においても実施している場合には、事業の総合性の確保、事業の効率的な実施、規模の経済性、利便性の向上等の観点から見直しを行い、事業の統合整理、重複の排除、連携確保等を図る。

以上のように「中間報告」ではヒアリング対象の法人名が挙げられたが、「最終答申」においては具体的な法人名は示されなかった。しかしながら、廃止・縮小等を視野に入れた見直しの基準が明確にされ、「平成7年度まで」という見直しの期限が明示された。10月30日、答申の提出を終えて第3次行革審は解散した。

〔注〕

- 1) 内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録（平成2年）」49ページ。第3次行革審の議事については、行政改革推進審議会事務局「臨時行政改革推進審議会本会議・部会審議概要」第1巻～第8巻、同「臨時行政改革推進審議会審議概要」第9巻～第11巻、答申・意見については、臨時行政改革推進審議会事務局監修『第三次行革審提言集—新時代の行政改革指針』（平成6年、行政管理研究センター）を参照。
- 2) 臨時行政改革推進審議会事務局監修『第三次行革審提言集—新時代の行政改革指針』（平成6年、行政管理研究センター）384-385ページ。
- 3) 第3次行革審「中間報告」（『賃金と社会保障』No.1114）。
- 4) 臨時行政改革推進審議会事務局監修『第三次行革審提言集—新時代の行政改革指針』（平成6年、行政管理研究センター）209-212ページ。

3 連立政権期の特殊法人改革の議論（平成6年～平成7年）

第3次行革審の「最終答申」を受け、細川、羽田、村山の各連立政権下において、政府関係機関を含む特殊法人等の改革についての議論が進展した。以下では、新聞報道等を用いながらその概要を確認する。

（1）「行革大綱」（平成6年2月15日）

第3次行革審の「最終答申」を踏まえて、平成6年1月21日、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官、総務庁長官を副本部長、他のすべての閣僚を本部長とする行政改革推進本部の設置が決定された。¹⁾そして、2月8日、首相官邸において初会合が開かれ、「今後における行政改革の推進方策について」（行革大綱）が決定され、15日に閣議決定された。

「行革大綱」の内容は、第3次行革審の「最終答申」をほぼ踏襲したもので、規制緩和等の推進、地方分権の推進、情報公開の促進等が柱とされた。政府関係機関を含む特殊法人等については、「各省庁において、おおむね2年間を目途に、所管特殊法人等について、順次、事業の社会経済的必要性、民間能力の活用、事業の総合性・効率性、経営責任の明確化等の観点から、その事業内容、実施体制等を見直し、その結果に基づき必要な措置を講ずる」とされた。また、政府による規制緩和等、行政改革の実施状況を監視し、必要に応じて意見を述べる事ができる「行政改革委員会」を設置することも盛り込まれた。²⁾

（2）「福祉社会に対応する税制改革協議会」報告

平成6年2月17日、連立与党は税制協議の専門チームとして「福祉社会に対応する税制改革協議会」（座長：野坂浩賢衆議院議員（社会党））を設置した。税制改革の前提として行政改革も柱の一つとされ、協議会の下に行財政改革小委員会が設置されて議論が重ねられた。その後、4月28日の細川内閣の退陣を挟んで、6月8日、行財政改革小委員会（座長：遠藤和良衆議院議員（公明党））は、所得税減税の財源確保に向けた行政改革、規制緩和、地方分権策に関する報告書をまとめた。その中で、行政組織・特殊法人の改革は中心的課題となっており、中央省庁の再編とともに特殊法人の整理・合理化の基準としておおむね第3次行革審の「最終答申」の内容が確認され、「九十二の特殊法人すべてにお

いて見直しを行ったうえで整理・合理化を図る必要がある」とし、「中期行革大綱はおおむね二年を目途に各省庁において見直しを実施することとなっているが、政府はこれを一年前倒しにし、平成六年度中に見直しを終えたうえで、七年度の早い時期に特殊法人の整理・合理化に関する推進計画を策定すべき」とされた。³⁾

(3) 村山内閣下における特殊法人改革

細川内閣の後継の非自民による連立政権であった羽田孜内閣は短命に終わり、平成6年6月30日、自民党、社会党、新党さきがけの3党による村山富市衆議院議員を首班とする連立内閣が発足した。村山首相は税制改革を重要課題とし、その前提として特殊法人改革を含む行財政改革を推進することを表明した。⁴⁾

7月28日、水野清自民党行財政調査会長を座長とする連立与党行財政改革プロジェクトチームの第1回会合が開かれた。プロジェクトチームでは、規制緩和、公共事業・補助金、特殊法人、行政組織・公務員制度、地方分権・地方行革の5項目を検討課題とし、8月から有識者・関係省庁へのヒアリング及び討議を開始した。⁵⁾ 武村正義蔵相が代表をつとめる新党さきがけは、特殊法人改革に積極的な姿勢を示し、8月8日、特殊法人改革案の原案を自民、社会両党に提示した。この原案は、92特殊法人のうち22特殊法人の民営化を含むもので、第1次民営化グループ（法改正により平成8年4月から民営化が可能な法人）7法人の中には、石油公団、電源開発などとともに日本開発銀行、公営企業金融公庫が含まれていた。また、第2次民営化グループ（1年間経営形態等を検討後、平成9年4月の民営化を目指す法人）には、日本道路公団などとともに住宅金融公庫が挙げられた。そのほか、北海道東北開発公庫、沖縄振興開発金融公庫は奄美群島振興開発基金とともに地方自治体へ移管することとされた。そして、この特殊法人改革により年間約1兆7000億円の財政支出が削減できると試算された。⁶⁾

しかしながら、自民・社会両党と新党さきがけの足並みがそろわず、9月6日に取りまとめられた「行政改革を進めるに当たっての基本方針」（行革大綱）の原案では、新党さきがけ案にあった具体的な法人名と歳出削減額は示されなかった。その内容は、おおむね第3次行革審「最終答申」の方向性を踏襲しており、2月に閣議決定された「行革大綱」で提示されたスケジュールを前倒し

して平成6年度内にすべての特殊法人の見直しを行い、それに基づいて計画を作ることとされた。⁷⁾そしてこの案は、19日の首脳連絡会議において了承され、この方針に従ってプロジェクトチームは10月から年末にかけて関係各省へのヒアリングを実施した。⁸⁾

これと平行して政府は、10月より「行政改革に関する閣僚懇談会」を開き、特殊法人の見直しを年度中に実現するため、年内に一定の方向を打ち出すことで合意した。そして閣僚懇談会は、各省庁に対して11月25日までに中間報告、平成7年2月10日までに総務庁に所管特殊法人の見直しに関する最終報告を行うよう要請した。これを受け、11月に各省庁は所管特殊法人の見直しに関する中間報告を行った。政府関係機関については以下のとおりである。⁹⁾

【北海道開発庁】：北海道東北開発公庫＝地域開発上の意義の大きい事業に対し、民間投融資の呼び水となっている同公庫の役割は不可欠。

【沖縄開発庁】：沖縄復興開発金融公庫＝設立経緯と沖縄の経済・社会的諸状況を踏まえ経営形態を検討中。現行の経営形態の維持が適当。

【大蔵省】：日本開発銀行＝民間金融のみでは資金供給が困難な事業に設備資金を安定的に供給、コマーシャル・ベースの事業とは基本的に性格を異にする。日本輸出入銀行＝開発途上国への経済協力、貿易摩擦の回避等、国際金融上の有効な政策手段として機能。

【農林水産省】：農林漁業金融公庫＝政策金融としての長期低利融資は不可欠で、同公庫の事業は今後の農政推進のため重要。

【通商産業省】：中小企業金融公庫＝ノウハウを生かして中小企業を支援する役割は引き続き重要。中小企業信用保険公庫＝事務の効率化を中心に業務の効率的な実施を検討。

【建設省】：住宅金融公庫＝長期・低利融資により国民の住宅取得能力の向上を図ることは今後とも重要課題。

【自治省】：公営企業金融公庫＝融資対象となる地方公営企業には長期かつ低利の安定した資金が不可欠。

以上のように、各省庁は個別法人の民営化・統廃合には触れずに業務の整理・合理化を進める方針を示すにとどまった。

そして、12月25日の臨時閣議において、行政改革の基本方針をまとめた「当

面の行政改革の推進方策について」(行革大綱)を決定した。特殊法人改革については、「今後における行政改革の推進方策について」(平成6年2月15日閣議決定)及び与党の「行政改革を進めるに当たっての基本方針」(平成6年9月19日)を踏まえ、各省庁において所管特殊法人等の役割・意義について徹底した見直しを行い、整理合理化を推進することが確認された。その期限は特殊法人については平成6年度中とし、認可法人、公益法人についてもできる限り速やかに見直しを実施することとされた。¹⁰⁾

これを受けて官房長官、総務庁長官は、特殊法人の見直しについて各閣僚と個別折衝を行い、大蔵省は「国民金融公庫、日本開発銀行、日本輸出入銀行の3金融機関は政府系金融機関全体の見直しの中で検討」と回答した。¹¹⁾

以上のように、年度内に見直しを行うという方針は決まったものの、具体的な整理・統合案については、連立与党内部で足並みがそろわなかった。自民党は開銀と輸銀及び北東公庫の東北部分の統合案を出したが、新党さきがけは2銀行の合併には反対であり、開銀と北東公庫の統合、国民公庫・中小公庫・環境衛生公庫の統合案を主張した。社会党は統合の具体案は示さなかったものの、国民公庫、中小公庫など26法人の統合、開銀など7法人の民営化、北東公庫など3法人の地方自治体への移管を検討する特殊法人改革案を提示した。¹²⁾

最終報告の期限とされた平成7年2月10日に関係閣僚による最終調整が行われ、農林水産省は農林公庫の各種融資などを整理すること、自治省は公営公庫に対する国庫補給金の削減と同公庫の都道府県への委託業務を拡大する方針を報告した。統合問題については、自民党と新党さきがけの間の統合案の対立もあり合意が得られず、① 与党3党で「政府系金融機関全体の在り方」に関して協議を続け、今国会中に結論を得ること、② 政府はその結論を尊重すること、が確認され、統合は先送りされることとなった。¹³⁾そして、政府系金融機関の改革については、連立与党の政策調整会議の直属機関として政府系金融機関ワーキングチームを設置し、議論を進めていくこととなった。¹⁴⁾

以上を踏まえて、2月24日の閣議において「特殊法人の整理合理化について」が決定され、14法人の統合、1法人の廃止、そのほかの法人の合理化・効率化の方針が示された。¹⁵⁾政府関係機関に関しては、「政府金融関係については民間の補完に徹することとし、政府系金融機関の在り方について引き続き検討を進め、早急に結論を得るものとする」とされ、個別に合理化、効率化を図

る点が確認された。まず、2銀行については以下のとおりである。¹⁶⁾

- ① 日本開発銀行については、民間金融機関の補完という位置づけを徹底する観点から、融資対象の限定・重点化及び融資比率の引下げ等に努めるとともに、引き続き毎年度、個々の融資制度ごとに見直しを行い、融資規模の適正化等を図る。
- ② 日本輸出入銀行については、民間金融機関の補完という位置づけを徹底する観点から、保証機能の積極的活用、融資の重点化を図るとともに、引き続き毎年度、貸出利率・協調融資比率等について見直しを行う。

また、9公庫については以下のとおりである。

- ③ 北海道東北開発公庫については、地域の実情に即して、地場産業の育成創出、地方都市機能の整備等出融資対象分野を重点化するとともに、地域の金融機関と連携する代理貸付制度の導入、事務手続の簡素化等業務の効率化を図る。
- ④ 沖縄振興開発金融公庫については、政策金融機関の業務を一元的に行う総合公庫としての特性を活かし、地域の実情に即した融資内容に配慮しつつ、受託業務等の電算化の一層の推進、代理業務の範囲の拡大など事務の効率化を図る。
- ⑤ 国民金融公庫については、ニーズの変化、制度の利用状況等を踏まえ、特別貸付の整理合理化を図るとともに、引き続き毎年度、貸出利率、委託手数料等を含め見直しを行い、財政支出の抑制等を図る。
- ⑥ 環境衛生金融公庫については、ニーズの変化、制度の利用状況等を踏まえて、特別貸付の整理合理化に努める等により、財政支出の抑制等を図るとともに、各種データのコンピュータ処理の推進等により、貸付事務等の一層の効率化等を図る。
- ⑦ 農林漁業金融公庫については、経営感覚に優れた効率的、安定的な経営体の育成等新政策の展開に即して、資金種類の統合、融資対象の重点化を図る。また、業務委託金融機関の拡充及び同機関とのオンライン化の推進等により借入者サービスの改善を図るとともに、OA化の推進、融資部門への重点配置等要員配置の合理化に努める。
- ⑧ 中小企業金融公庫については、中小企業のニーズの変化、制度の利用状況

を踏まえ、特別貸付の整理・合理化に努める一方、統合オンラインシステムの導入、委託手数料の見直し等による業務の効率化を図り、審査・延滞債権管理の体制の強化及び効率的な資金運用を引き続き進めるとともに、融資対象中小企業の情報システムの整備による情報提供の推進を含め、企業ニーズに応じた業務の効率的かつ効果的な推進に努める。

- ⑨ 中小企業信用保険公庫については、信用保険協会とのオンライン化を進め、業務の効率化を引き続き図るとともに、付保から回収までの各データの即時更新等を可能とする電算処理システムの整備、これに伴う保険業務の事務処理体制の見直し等により効率的な保険運用に努める。
- ⑩ 住宅金融公庫については、民間金融を質的に補完する機関としての役割を明確にし、民間金融機関と適切な協調が図られるよう特別割増額の縮減を行うなど役割分担の適正化を図る。

また、高齢社会へ対応したバリアフリー化の推進等政策誘導機能を強化し、良質な住宅ストックの形成を促進するとともに、財政的支援の効率化・重点化を図る観点から、住宅宅地審議会の審議を踏まえて、金利体系の見直しや融資制度の簡素合理化を行う。

- ⑪ 公営企業金融公庫については、事務の一部民間委託、電算化等により事務の一層の効率化を図るとともに、資金調達効率化・多様化により資金コストの低減に努め、引き続き国庫補給金の縮減を進める。

このように合理化、効率化の内容については示されたものの、統廃合・民営化については具体的に示されず、引き続き検討されることとなった。

(4) 日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合

輸銀、開銀をどのように統合するかを巡り、自民党と新党さきがけの間で議論が続いていたが、平成7年3月14日、連立与党政策調整会議が「政府系金融機関の検討について」を取りまとめ、以下の4点が確認された。¹⁷⁾

- ① 日本輸出入銀行、海外経済協力基金、国際協力事業団の整理・統合を行うこと。
- ② その他の政府系金融機関の整理・統合については引き続き在り方を検討すること。

- ③ 日本開発銀行の業務のスリム化については4月末を目途に結論を得ること。
- ④ すべての特殊法人のディスクロージャーを徹底するための法整備を検討すること。

そして同日、政府・連立与党は、国際協力事業団を除いて日本輸出入銀行と海外経済協力基金とを統合する方針を発表した。合意内容は、以下の4点である。¹⁸⁾

- ① 統合は4年後とし、この間に経済協力開発機構（OECD）などの国際機関、関係諸国の理解を得よう努めること。
- ② 政府開発援助（ODA）、非政府開発援助（非ODA）の勘定区分等の明確化、国際経済社会への機動的、効率的貢献のための執行体制の確立等を図ること。
- ③ 監督は、大蔵大臣及び経済企画庁長官が分担し、関係省庁の法的地位は変更しないが、統合後の新法人に係る総務上の事務処理は、大蔵省及び経済企画庁が協議のうえ、経済企画庁が行うこと。
- ④ 日本輸出入銀行のプラント輸出金融については、途上国向けに限る等スリム化を図ること。

そして、3月31日の閣議において「日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合について」が決定され、上記の方針が確認された。¹⁹⁾

（5）「日本開発銀行の整理・合理化について」

平成7年4月20日より、連立与党の政府系金融機関ワーキングチームで、開銀のスリム化についての検討が開始され、最終的には4月28日に「簡素・合理化」という方針が決定された。そして5月8日、自社さの連立与党は、開銀の簡素・合理化に関する覚書を決定し、3党の政調会長から武村大蔵大臣、五十嵐官房長官に申入れが行われた。覚書には、① 自己資金調達能力のある優良企業向け融資の縮小、② 保証の拡大、③ 資金調達力が特に高い企業向けの融資比率の引下げ、④ 出融資規模の縮小、⑤ 融資対象分野の見直し、⑥ 情報提供の積極化、⑦ 組織・機構の見直し、⑧ 地方開発融資の在り方の検討などが盛り込まれた。²⁰⁾

〔注〕

- 1) 「行革推進本部、政府が設置決定」（『日本経済新聞』平成6年1月21日夕刊）。
- 2) 内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録（平成6年）」123-127ページ。
- 3) 「与党が税制協議専門チーム」（『日本経済新聞』平成6年2月17日朝刊）、「与党税制協、5月中に小委で結論」（『日本経済新聞』平成6年2月24日朝刊）、「与党税制協行革小委の報告書要旨」（『日本経済新聞』平成6年6月9日朝刊）、「与党税制協小委報告書—特殊法人の見直し1年前倒しを要請」（『日本経済新聞』平成6年6月9日朝刊）。
- 4) 参議院法制局「第131回国会制定法審議要録」161-168ページ。
- 5) 「与党行革チームが初会合」（『日本経済新聞』平成6年7月28日夕刊）、「与党、来月メド行革基本方針」（『日本経済新聞』平成6年8月3日朝刊）、「与党が行革大綱原案、特殊法人今年度中見直し—政府より前倒し」（『日本経済新聞』平成6年9月7日朝刊）。
- 6) 「22特殊法人民営化—与党行革原案年1兆7000億円節減」、「さきがけの特殊法人改革案」（『日本経済新聞』平成6年8月9日朝刊）。
- 7) 「与党が行革大綱原案、特殊法人今年中見直し—政府より前倒し」（『日本経済新聞』平成6年9月7日朝刊）。
- 8) 「与党行革大綱を了承」（『日本経済新聞』平成6年9月20日朝刊）。
- 9) 「特殊法人、年度内に見直し、行革閣僚懇で一致」（『日本経済新聞』平成6年10月4日夕刊）、「特殊法人見直し、来月25日に報告」（『日本経済新聞』平成6年10月18日夕刊）、「特殊法人見直し、中間報告の要旨」（『日本経済新聞』平成6年11月29日夕刊）。
- 10) 内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録（平成6年）」187ページ。
- 11) 「特殊法人見直し、各省庁の見直し状況」（『日本経済新聞』平成6年12月28日朝刊）。
- 12) 「社党が原案、特殊法人26を統合—民営化7・廃止4、村山行革後押し」（『日本経済新聞』平成6年12月29日朝刊）。
- 13) 「政府系金融機関、統合、大詰め調整—「開銀」など蔵相・自民に溝」、「特殊法人の主な合理化内容」（『日本経済新聞』平成7年2月11日朝刊）、「特殊法人見直し、政府系金融機関は先送り—政府・与党、今国会中に結論」（『日本経済新聞』平成7年2月12日朝刊）。
- 14) 「政府系金融機関見直し、ワーキングチーム与党が設置を決定」（『日本経済新聞』平成7年2月15日朝刊）。
- 15) 「特殊法人整理・合理化案を閣議決定」（『日本経済新聞』平成7年2月24日夕刊）。
- 16) 内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録（平成7年）」78-89ページ。
- 17) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』（平成14年、日本政策投資銀行）754ページ。
- 18) 「輸銀・海外協力基金を統合」（『日本経済新聞』平成7年3月15日朝刊）。
- 19) 内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録（平成7年）」92-93ページ。
- 20) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』（平成14年、日本政策投資銀行）754-757ページ。

4 橋本内閣における行政改革の進展

上述のように、平成6年度末までに日本輸出入銀行と海外経済協力基金の合併方針がまとまり、平成7年度初めには日本開発銀行の整理・合理化が方針づけられた。そのほかの政府関係機関の整理・統合計画は、以下にみるように橋本内閣の下で一連の行財政改革の一環として進められた。

(1) 橋本行革の始動

平成8年1月、村山内閣の退陣を受けて、自民党、社会党、新党さきがけの3党連立の橋本龍太郎内閣(第1次)が発足した。橋本内閣は行財政改革を最重要課題とし、① 行政改革(中央省庁の再編・規制緩和の推進等)、② 財政構造改革(歳出削減・歳出構造の改革等)、③ 社会保障構造改革(医療・福祉システムの改革・年金改革等)、④ 経済構造改革(規制緩和による経済の活性化等)、⑤ 金融システム改革(金融の自由化・ビッグバン等)、⑥ 教育改革の6大改革を掲げた。

行政改革の推進のため、平成8年11月21日に橋本首相を会長とする「行政改革会議」が設置され、中央省庁等改革の議論が開始された。政府関係機関を含む特殊法人の改革については、既に平成7年12月に発足していた自由民主党行政改革推進本部(水野清本部長)で議論されることとなった。¹⁾

行革推進本部は、6月18日「橋本行革の基本方向について」(橋本行革ビジョン)を発表した。特殊法人については、「常に官民の役割分担のあり方や民業との調整の見地から厳しくその必要性を問い直さなければならない」とし、「一時的かつ限定的な政策を遂行するために設置されたものについては、サンセット方式〔あらかじめ法律で組織・事業の終期を示しておく方式〕の確実な履行を求め、長期的、継続的な政策を遂行するために設立されたものについては、ディスクロージャーを徹底させるとともに、国民及びその代表たる国会が行政の執行部門としての業務の当否をもっときちんと監視できるようにするべきである」という方針を示した。²⁾

(2) 第2次橋本内閣下における特殊法人改革の進展

平成8年9月に衆議院が解散し、10月に総選挙が行われた後の11月7日に第

2次橋本内閣が発足した。水野清本部長に代わって佐藤孝行衆議院議員が行革推進本部長となり、新体制の下で特殊法人の整理が進展した。

平成9年1月より全特殊法人等の設立事情、業務内容等の書面調査を行い、2月には行革本部内に「特殊法人改革プロジェクトチーム」を設置し、特殊法人等改革の方向性についての検討を開始した。プロジェクトチームは、2月から3月にかけて所管省庁等に対する第1次ヒアリングを実施した。2月27日に、開銀、輸銀、国民公庫の3機関を所管する大蔵省に対する第1次ヒアリングが実施された。そして、3月12日に「特殊法人等の見直しについて」を発表し、事業の見直しにより、組織の廃止、統合、民営化等の整理合理化を進めるため、以下の基準が示された。³⁾

- ① 政策目的の達成度、経済社会情勢の変化、官民の役割の見直し等の観点からみて、政策として必要性が乏しくなったもの
- ② 費用対効果、目的対手段等の観点からみて、政策として過度あるいは不整合と認められるもの
- ③ 特殊法人等の事業としてではなく、政府の直接処理、地方公共団体への移管、民営化あるいは民間委託等他の方法によることが可能あるいは適切なもの
- ④ 計画に比し採算が悪化し、特殊法人等の事業として行うに適切でないもの
- ⑤ 縦割りの発想から取り上げている事業である等のため、他の特殊法人等でも類似の事業が行われているもの

この基準に従い、まずは金融業務以外を行う特殊法人の廃止、民営化等に関する検討が進められ、3月27日に住宅都市整備公団等の11の特殊法人の廃止・民営化を盛り込んだ「特殊法人等の整理合理化について」（第1次分）が取りまとめられ、政府に申し入れられた。⁴⁾ この計画は与党協議を経て、6月6日、行政改革推進本部の原案どおりに閣議決定された。⁵⁾

4月より政府関係金融機関の廃止・統合・民営化等に関する検討が本格的に開始された。4月14日、行政改革推進本部は、開銀と北東公庫を統合する方針を固め、商工組合中央金庫の民営化、国民金融公庫と環境衛生金融公庫の統合、中小企業金融公庫の民営化など、計15法人の整理・合理化に着手した。そして同日、日本開発銀行関係者も臨席の上で、大蔵省に対する第2次ヒアリングが

実施された。⁶⁾

その後、4月中旬から6月中旬にかけて開銀・北東公庫に輸銀を加えた3機関の統合案や開銀・輸銀の2機関の統合案が再浮上するなど、新たな再編案が提示された。また、公営公庫の民営化について自治省に、商工中金、中小公庫、中小企業事業団などの中小企業向け金融機関の類似した部門の統合、産業基盤整備基金の開銀又は中小公庫への統合について通産省に申し入れたが、両省は難色を示した。⁷⁾ 輸銀・開銀の統合案は村山内閣の閣議決定と整合性を欠くとの指摘もあり、6月末に至って輸銀と海外経済協力基金は予定通り統合し、開銀は廃止する案が浮上した。最終的には6月30日に佐藤孝行本部長は、三塚博大蔵大臣に平成11年度を目途に開銀を廃止し、北東公庫等のほかの特殊法人の融資部門と整理・統合した新たな政府系機関を設立することで合意した。⁸⁾

そして7月2日、行革推進本部は、北東公庫を所管する北海道開発庁に対し、① 開銀を廃止して新銀行に業務を引継ぎ、その必要業務を引継ぐ新銀行に公庫も対等な立場で統合すること、② むつ小川原開発・苫小牧東部開発の取扱いは今後更に検討するが、新銀行に引継ぐこと、③ 中小公庫との業務分野調整は引き続き維持すること、④ 業務・役員のスリム化を実施すること、以上の4点が伝達された。⁹⁾

7月11日、行革推進本部は、2銀行7公庫の政府関係機関と商工組合中央金庫の整理計画に関する「特殊法人等の整理合理化について」(第2次分)を取りまとめた。その中では、機関ごとに以下のような具体的な整理・合理化の方針が示された。日本開発銀行と北海道東北開発公庫は廃止とし、平成11年に法改正を行い開銀の減量再編成した業務を担当させるために新銀行を設立し、北海道東北開発公庫はこの新銀行に統合することとされた。また、日本輸出入銀行・海外経済協力基金の統合については、平成7年3月末の既定方針が確認された。国民金融公庫と環境衛生金融公庫は、平成11年に法改正を行い、統合することとされた。中小企業金融公庫は国民金融公庫との貸付分野調整を行うこととされた(原則として、国民金融公庫は従業員20人以下を対象とし、中小企業金融公庫は従業員数21人以上を対象とする。)。中小企業信用保険公庫は中小企業事業団と平成11年に法改正を行い、統合することとされた。住宅金融公庫については、特別割増融資制度を段階的に縮小させ、既往貸付の証券化や公庫債の発行を検討することとされた。公営企業金融公庫については、公庫への一般会計

からの国庫補給金を3年間で段階的に廃止することとされた。¹⁰⁾そして9月24日、この行革推進本部案は原案どおりに閣議決定された。¹¹⁾

〔注〕

- 1) 自由民主党『自由民主党五十年史』下巻（平成18年、自由民主党）281-283、296-300ページ、日本政策投資銀行編『北海道東北開発公庫史』（平成14年、日本政策投資銀行）570-571ページ。
- 2) 自由民主党『自由民主党五十年史』資料編CD-ROM（平成18年、自由民主党）1245-1249ページ。
- 3) 同上 1249ページ、日本政策投資銀行編『北海道東北開発公庫史』（平成14年、日本政策投資銀行）571-572ページ、日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』（平成14年、日本政策投資銀行）759-761ページ。
- 4) 自由民主党『自由民主党五十年史』資料編CD-ROM（平成18年、自由民主党）1268-1269ページ。
- 5) 内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録（平成9年）」97-98ページ。
- 6) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』（平成14年、日本政策投資銀行）762-763ページ、「政府系金融機関改革、開銀と北東公庫統合、自民行革本部方針—15法人対象に」（『日本経済新聞』平成9年4月15日朝刊）、「開銀と輸銀統合で一致、自民行革本部、最終調整へ」（『日本経済新聞』平成9年5月27日夕刊）、「自民行革本部、開銀・輸銀と海外協力基金、「大統合」浮上し迷走」（『日本経済新聞』平成9年6月22日朝刊）。
- 7) 「自民行革本部、公営企業公庫、民営化の方針」（『日本経済新聞』平成9年6月12日朝刊）、日本政策投資銀行編『北海道東北開発公庫史』（平成14年、日本政策投資銀行）576ページ。
- 8) 「開銀、99年めどに廃止、業務の一部新法人に」（『日本経済新聞』平成9年7月1日朝刊）。
- 9) 日本政策投資銀行編『北海道東北開発公庫史』（平成14年、日本政策投資銀行）576ページ。
- 10) 自由民主党『自由民主党五十年史』資料編CD-ROM（平成18年、自由民主党）1287-1289ページ。
- 11) 内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録（平成9年）」98-101ページ。

第2節 政府関係機関の再編

以上のように、平成9年9月までに政府関係機関の再編計画が出そろった。以下では、各機関の再編過程について確認する。

1 日本政策投資銀行の発足

(1) 設立過程

上述の閣議決定に従って、新銀行の設立に向けた準備が開始された。平成9年8月から、日本開発銀行と北海道東北開発公庫の間で出融資や組織・人事関係に関する協議が行われ、10月からは両機関の総務部長と大蔵省、北海道開発庁の4者による会議が開かれ、論点整理・調整が行われた。¹⁾

新銀行に関する法案は、平成11年2月9日に閣議決定され、同日国会に提出、大蔵委員会の審議を経て、4月27日に衆議院で可決、6月4日に参議院で可決・成立した(「日本政策投資銀行法」(平成11年法律第73号))。同法に基づいて、平成11年10月1日、日本開発銀行と北海道東北開発公庫が廃止され、日本政策投資銀行が設立された。²⁾

(2) 日本政策投資銀行の概要

日本政策投資銀行の目的は、「経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するため、一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励することを旨とし、長期資金の供給等を行い、もって我が国の経済社会政策に金融上の寄与をすること」とされた(「日本政策投資銀行法」第1条)。前述の「日本開発銀行法」第1条にあった「産業の開発」という文言が無くなり、「経済社会の活力の向上」という一般的な表現となった。

新銀行は、開銀の既存業務に加えて「事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等に必要資金」の供給が可能となった(第20条第1項第1号)。

そして、これらの業務の原資となるのは、全額政府出資の資本金、資金運用部等からの借入金、及び債券（日本政策投資銀行債）、一般金融機関からの短期借入れである。両機関の資本金と準備金が新銀行に承継され、発足時の資本金は8654億円（全額産業投資特別会計より出資）となった。³⁾

その後、経済対策等に対応して資本金の追加が行われた。新銀行発足後、間もない11月11日に「経済新生対策」が閣議決定され、「ベンチャー企業等に対する日本政策投資銀行等の知的財産権担保融資等の積極的活用」が盛り込まれた。⁴⁾ これを受け、平成11年度第2次補正予算において、出融資規模を57億円追加するとともに、産業投資特別会計より957億円の追加出資を受けた。⁵⁾

平成12年度は、当初予算において財務基盤強化等のため、産業投資特別会計から631億円の追加出資を受け、平成12年度末には1兆393億円となった。⁶⁾

〔注〕

- 1) 日本政策投資銀行編『北海道東北開発公庫史』（平成14年、日本政策投資銀行）579ページ。
- 2) 同上 582-583ページ、参議院法制局「第145回国会制定法審議要録」524ページ。
- 3) 日本政策投資銀行編『日本開発銀行史』（平成14年、日本政策投資銀行）782ページ。
- 4) 経済対策閣僚会議「経済新生対策」（平成11年11月11日）5ページ。
- 5) 『国の予算』平成12年度 927ページ。
- 6) 『国の予算』平成12年度 829-830ページ、『日本政策投資銀行ディスクロージャー誌2001』（平成13年）48ページ。

2 国際協力銀行の発足

（1）設立過程

平成6年度末の閣議決定を受け、平成7年4月より4年後の統合のための「統合推進会議」が設けられた。メンバーは、各省庁の官房長、関係局長、両機関の副総裁であり、①業務の効率的な在り方、②人事交流や組織形態、③政府開発援助（ODA）と非ODAの勘定区分等についての検討が進められた。¹⁾ しかしながら、平成9年春に自民党行政改革推進本部において、日本輸出入銀行と日本開発銀行とを統合すべきという議論が再燃したため、統合準備は一時中断したが、平成9年7月の「特殊法人等の整理合理化について」（第2次分）を受け、海外経済協力基金との統合は揺るがないとの判断から、9月

に経済企画庁に準備室が設置され、統合準備が再開された。²⁾

新銀行の法案は、平成11年2月9日に閣議決定され、同日衆議院に提出された。3月26日に衆議院で可決、4月16日に参議院で可決・成立し、4月23日に公布、施行された（「国際協力銀行法」（平成11年法律第35号））。³⁾ 同法に基づき、平成11年10月1日をもって日本輸出入銀行と海外経済協力基金は解散し、両機関の一切の権利及び業務は国際協力銀行に承継された（同法附則第6条、第7条）。

（2）国際協力銀行の概要

国際協力銀行の目的は、「一般の金融機関と競争しないことを旨としつつ、我が国の輸入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するための貸付け等」を行い、「もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に資すること」である（「国際協力銀行法」第1条）。

閣議決定に従って、非ODAとODAとの勘定区分を明確化し、前者は旧日本輸出入銀行を承継した「国際金融等勘定」、後者は旧海外経済協力基金を承継した「海外経済協力勘定」とされ、区分経理されることとなった（第41条）。国際金融等業務は、輸出金融、輸入金融、投資金融、アンタイド・ローン、リファイナンス、出資及びこれらの業務に関する調査であり（第23条第1項各号）、海外経済協力業務は円借款、海外投融資及びこれらの業務に関する調査であった（第23条第2項各号）。

そして、これらの業務の原資は、全額政府出資の出資金と政府若しくは銀行そのほかの機関からの借入金、国際協力銀行債券の発行によるものとされた（第5条、第45条）。発足時の資本金は6兆4950億円（うち国際金融等勘定9855億円（全額産業投資特別会計）、海外経済協力勘定5兆5095億円（全額一般会計））となった。⁴⁾

平成11年度当初予算において、海外経済協力勘定に一般会計から1849億円、平成12年度当初予算において一般会計から3063億円の追加出資がなされ、平成12年度末には6兆9862億円（うち国際金融等勘定9855億円（全額産業投資特別会計）、海外経済協力勘定6兆7億円（全額一般会計））となった。⁵⁾

〔注〕

- 1) 「輸銀・海外協力基金、統合準備スタート—推進会議が初会合」（『日本経済新聞』平成7年4月19日朝刊）。
- 2) 「輸銀と海外経済協力基金の統合、企画庁、準備室を新設」（『日本経済新聞』平成9年8月29日朝刊）。
- 3) 参議院法制局「第145回国会制定法審議要録」100-103ページ、参議院法制局「第145回国会制定法審議要録」518ページ。
- 4) 「国際協力銀行業務報告書（平成11年度）」1ページ。
- 5) 同上 1ページ、『国の予算』平成11年度 965-966ページ、「国際協力銀行業務報告書（平成12年度）」1ページ、『国の予算』平成12年度 831ページ。

3 国民生活金融公庫の発足

（1）設立過程

前述の「特殊法人等の整理合理化について」に基づいて、国民金融公庫と環境衛生金融公庫の合併の議論が進められた。平成11年2月9日、両公庫の統合を盛り込んだ法案が日本政策投資銀行法案とともに閣議決定された。そして同日、衆議院に提出され、4月22日に衆議院で可決、5月21日に参議院で可決・成立し、5月28日に公布、施行された（「国民金融公庫法の一部を改正する法律」（平成11年法律第56号））。この法律に基づいて、平成11年10月1日、国民生活金融公庫が発足した。¹⁾

「国民金融公庫法」が廃止され、国民金融公庫の法人格が消滅すると、40万件を超える既存の抵当権・根抵当権の移転手続きが必要となり、巨額な登記費用等が発生するため、新たに新公庫の根拠法を制定せず、「国民金融公庫法」の改正という形がとられた。²⁾

（2）国民生活金融公庫の概要

国民生活金融公庫の目的は、2公庫の目的を継承し、「独立して継続が可能な事業について当該事業の経営の安定を図るための資金」及び「環境衛生関係の営業について衛生水準を高めるための資金その他の資金であつて、一般の金融機関からその融通を受けることを困難とする国民大衆が必要とするものを供給」し、「国民経済の健全な発展及び公衆衛生その他の国民生活の向上に寄与すること」とされた（「国民生活金融公庫法」第1条）。

新公庫は、旧国民金融公庫の業務を承継した普通貸付（独立して事業を遂行する意思を有し、かつ、適切な事業計画を持つ者で、当該事業の継続が可能であると見込まれるものに対する当該事業を遂行するために必要な小口の事業資金の貸付け）、教育資金貸付、恩給担保貸付、記名国債担保貸付及び旧環境衛生金融公庫の業務を承継した環境衛生資金貸付を行うものとされた。³⁾

これらの業務の原資となるのは、全額政府出資の資本金、政府借入金、債券である。新公庫の資本金は、2公庫の出資金を合計した2566億7100万円（全額一般会計）とし、財政投融资制度の見直しを受けて、資金調達を多様化するため、債券（国民生活債券）の発行と民間金融機関からの短期借入れが新たに認められた。⁴⁾ また、資金運用面では、政府保証債の保有、省令で定める運用手段が新たに認められるなど、余裕金の運用の多様化が図られた（第23条）。

平成11年度、平成12年度には経済対策等を受け、資本金の追加出資が行われた。平成11年11月の「経済新生対策」で、中小企業対策の一環として「創業者、小規模企業等に対する資金供給」のために「国民生活金融公庫の新規開業支援貸付制度の拡充」が盛り込まれたことを受け、平成11年度第2次補正予算において一般会計から341億円の追加出資がなされた。⁵⁾ そして、平成12年10月の「日本新生のための新発展政策」において、中小企業対策の一環としてセーフティネットに係る対策の充実等の金融対策、中小企業のIT革命への対応支援が盛り込まれ、⁶⁾ 国民生活金融公庫では緊急経営安定対応貸付、情報技術導入促進貸付を開始した。⁷⁾ これを受け、平成12年度補正予算において、中小企業環境変化対応円滑化対策費として176億円、中小企業等情報通信技術（IT）対応支援等金融対策費として135億円、合計311億円が一般会計から追加出資され、平成12年度末の資本金は3218億7100万円となった。⁸⁾

〔注〕

- 1) 参議院法制局「第145回国会制定法審議要録」521ページ、国民金融公庫編『国民金融公庫五十年史』（平成11年、国民金融公庫）578ページ。
- 2) 国民金融公庫編『国民金融公庫五十年史』（平成11年、国民金融公庫）579ページ。
- 3) 『国の予算』平成11年度 928-929ページ。
- 4) 同上 928ページ、国民金融公庫編『国民金融公庫五十年史』（平成11年、国民金融公庫）579、613-614ページ。
- 5) 『国の予算』平成12年度 901ページ、経済対策閣僚会議「経済新生対策」（平成11年

11月11日) 5ページ。

- 6) 経済対策閣僚会議「日本新生のための新発展政策」(平成12年10月19日) 19-20ページ。
- 7) 「国民生活金融公庫業務報告書」(平成12年度) 3ページ。
- 8) 同上 1ページ、『国の予算』平成13年度 871-872ページ。

4 中小企業総合事業団の発足

(1) 設立過程¹⁾

平成9年9月の「特殊法人等の整理合理化について」(第2次分)に従って、中小企業信用保険公庫及び中小企業事業団を解散して中小企業総合事業団を新たに設立することとなった。なお、平成9年6月に閣議決定された「特殊法人等の整理合理化について」(第1次分)において、繊維産業構造改善事業協会は、「繊維産業構造改善臨時措置法」が平成11年6月30日に期限切れになるのに合わせて、廃止し、「必要な事業は中小企業事業団へ移管する等、一般中小企業対策と一体的に実施する」ことが決定されており、3法人が1機関に統合されることになった。

平成9年9月より統合準備が開始され、中小企業庁、大蔵省、総務庁等の関係省庁間での調整が行われた。特に、新法人の予算方式については、中小企業信用保険公庫の予算が政府関係機関予算、中小企業事業団の予算が通商産業大臣の認可予算であったことから論点となり、最終的には新法人の中小企業信用保険公庫の業務については政府関係機関予算、中小企業事業団の業務については従来どおり認可予算で行うという部分的政府関係機関予算方式がとられた。

新法人の法案は、平成11年2月5日に閣議決定され、同日国会に提出された後、3月11日に衆議院で可決、3月24日に参議院で可決・成立し、3月31日に公布された(「中小企業総合事業団法」(平成11年法律第19号))。同法に基づいて、7月1日、中小企業総合事業団が設立された。²⁾

(2) 中小企業総合事業団信用保険部門の概要

中小企業総合事業団の目的は、「中小企業構造の高度化及び中小企業の新事業の開拓を促進するために必要な指導、資金の貸付け、出資及び助成等の事業を総合的に実施するとともに、中小企業に対する事業資金の融通を円滑にする

ために債務の保証等についての保険及び信用保証協会に対する資金の貸付けを実施し、あわせて中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上を図るために必要な研修、指導等の事業を行うとともに、「小規模企業共済法」（昭和40年法律第102号）及び「中小企業倒産防止共済法」（昭和52年法律第84号）の規定による共済制度の運営等を行い、もって中小企業の振興、小規模企業者の福祉の増進及び中小企業の経営の安定に寄与すること」とされた（「中小企業総合事業団法」第1条）。

事業団の業務は、2機関の業務を承継し、中小企業に対する融資、信用保険、指導研修及び共済等の事業を行うこととされた（第21条）。これらの業務の原資となるのは、全額政府出資の資本金であり、各業務に対応して、① 高度化、新事業開拓促進及び指導研修勘定、② 小規模企業共済勘定、③ 中小企業倒産防止共済勘定、④ 信用保険部門の勘定の4つの勘定に区分経理されている（第32条、「中小企業総合事業団の財務及び会計に関する省令」（平成11年省令第70号）第2条）。このうち、信用保険部門の勘定は、従来どおり中小企業信用保険準備基金、融資基金、機械類信用保険運営基金及び破綻金融機関等関連特別保険等準備基金の4つの基金から構成されており、発足時には中小企業信用保険準備基金7379億円、融資基金7477億円、機械類信用保険運営基金24億円、破綻金融機関等関連特別保険等準備基金719億円、合計1兆5600億円（1億円未満切捨て）であった。³⁾

その後、経済対策等に対応して中小企業信用保険準備基金に追加出資が行われた。「経済新生対策」を受け、平成11年度第2次補正予算において、一般会計から信用保険部門に中小企業等資金供給多様化・円滑化対策費として40億円、中小企業金融安定化特別保証制度対策費として3150億円、計3190億円が追加出資された。⁴⁾平成12年度には、当初予算において181億円、補正予算において中小企業環境変化対応円滑化対策費として1306億円、中小企業金融安定化特別保証制度対策費として4500億円、計5806億円が追加された。⁵⁾この結果、平成12年度末の資本金は、中小企業信用保険準備基金1兆4734億円、融資基金7477億円、機械類信用保険運営基金24億円、破綻金融機関等関連特別保険等準備基金719億円、合計2兆2955億円（1億円未満切捨て）となった。⁶⁾

〔注〕

- 1) 中小企業総合事業団『中小企業信用保険公庫史』（平成12年、中小企業総合事業団）203-222ページ。
- 2) 参議院法制局「第145回国会制定法審議要録」55-57、516ページ。
- 3) 大蔵省『財政金融統計月報』第570号「政府関係機関特集」50ページ。
- 4) 『国の予算』平成12年度 901、927ページ。
- 5) 同上 824ページ、『国の予算』平成13年度 872ページ。
- 6) 会計検査院編「決算統計」（平成17年刊行）396ページ。

5 その他公庫の制度改正

平成9年9月の「特殊法人等の整理合理化について」（第2次分）に従って、統廃合に至らなかった中小企業金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の5公庫も以下のような制度改正がなされた。平成11年度、平成12年度の出資金の追加等と併せて確認する。

（1）中小企業金融公庫

平成10年度には「中小企業基本法」の改正は見送られていたが、平成11年10月からの第146回国会（通称「中小企業国会」）において、12月に「中小企業基本法等の一部を改正する法律」（平成11年法律第146号）及び「中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律」（平成11年法律第222号）が制定され、この中で「中小企業金融公庫法」も改正された。前者では、基本法の改正を受け、表 2-3-7に示したように中小企業の定義が変更され、それに伴って公庫の融資対象が拡張された。また、後者においては、中小企業の資金調達手段の多様化等を受け、公庫による中小企業が新たに発行する社債の取得が可能となり、公庫の金融機関からの短期借入金や余裕金の運用方法の多様化が認められた。¹⁾

平成11年度、平成12年度には、国民生活金融公庫と同様に「経済新生対策」及び「日本新生のための新発展政策」における中小企業等金融対策を受けて特別貸付等が拡充され、一般会計から平成11年度第2次補正予算においては資本金888億円、補給金311億円、平成12年度補正予算においては資本金352億円、補給金369億円がそれぞれ追加された。²⁾

(2) 住宅金融公庫

平成9年9月の「特殊法人等の整理合理化について」及び財政投融资改革を受け、平成9年末から住宅金融公庫の貸付債権の証券化、公庫債の発行に関する議論が進められた。³⁾

平成11年2月26日に経済戦略会議が出した答申「日本経済再生への戦略」では、「間接金融を補完する新たな金融仲介ルートの構築」の一環として「政府系機関等の保有資産の証券化」を実践するために、「住宅金融公庫のローン債権、住宅都市整備公団の賃貸住宅や賃料債権、中小企業信用保証協会の保証付き民間融資をはじめとする政府関係機関等の優良な資産の証券化を早急に行う」こととされた。⁴⁾そして、同年6月11日に産業構造転換・雇用対策本部が出した「緊急雇用対策及び産業競争力強化対策について」では、「事業再構築のための環境整備」の一環として資産の流動化を促進するために、「住宅金融公庫債権等の証券化について検討し、早急に結論を得る」とされた。⁵⁾

11月の「経済新生対策」には、住宅金融対策として以下の項目が盛り込まれた。⁶⁾

住宅投資の促進を図るため、住宅金融公庫の融資枠を10万戸追加し、65万戸とするとともに、生活空間倍増緊急融資の適用期間の延長等を行う。また、良好な住宅ストック形成に資する融資制度の見直しや貸付債権の証券化等資金調達手法の多様化を図るため、「住宅金融公庫法」の改正法案を次期通常国会に提出する。年金住宅融資について、融資限度額の引上げ措置の延長等を行う。

これを受け、住宅金融公庫では、① 10万戸の事業計画追加、② 都市居住再生融資の拡充、③ 民間賃貸住宅融資の拡充、④ 住宅改良融資の拡充、⑤ 生活空間倍増緊急加算措置及び特別加算額に係る臨時的増額措置の延長等を実施した。⁷⁾以上の措置に対応するため、平成11年12月に成立した平成11年度第2次補正予算において、2兆円の事業計画の追加を行い、都市居住再生のための融資の拡充の実施に伴う財務強化のために140億円の出資金の追加がなされ、経済対策に伴う追加事業の実施等による後年度の負担の増大に対応して1860億円の交付金を一般会計から受け入れた。⁸⁾

「公庫法」の改正法案は予定どおり平成12年2月4日の閣議決定を経て、2

月7日に国会に提出され、3月16日に衆議院で可決、4月12日に参議院で可決・成立し、19日に公布された（「住宅金融公庫法等の一部を改正する法律」（平成12年法律第42号））。この改正では、良質な住宅ストックの形成等を促進するため、新築住宅及び一定の耐久性を有する既存住宅等に係る貸付金の償還期間が35年以内とされた。土地の合理的かつ健全な利用に寄与する耐火建築物等で過半の住宅部分を有するものを新たに貸付対象に加え、また、住宅金融公庫債券の発行を認めるなど、公庫の資金調達が多様化が図られた。⁹⁾

平成12年10月の「日本新生のための新発展政策」には、住宅金融対策として以下の項目が盛り込まれた。¹⁰⁾

住宅投資の促進を図るため、住宅金融公庫の融資枠を5万戸追加し、60万戸とするとともに、二世帯住宅に対する融資の充実等を行う。

また、官民の適切な役割分担のもと、民間住宅ローンの一層の促進を図るための住宅融資保険制度の拡充、一次取得者等を中心に必要な公庫融資額を確保するための特別割増融資制度の延長等を行うこととし、「住宅金融公庫法」等の改正法案を次期通常国会に提出する。

これを受け、住宅金融公庫では、①二世帯住宅融資の対象住宅の要件の緩和、②マンション建替えに対する支援の拡充、③シックハウス問題への対応、④住宅ローン返済が困難な者に対する措置の延長（平成13年度末まで）を行った。¹¹⁾そして、これらの措置に対応するため、平成12年度補正予算で、住宅金融対策費として住宅金融公庫に一般会計から710億円が交付された。¹²⁾

（3）農林漁業金融公庫

「特殊法人の整理合理化について」に従って、日本開発銀行の食品工業向け融資を農林漁業金融公庫に移管することとなり、公庫の目的に「食品の製造、加工又は流通の事業を営む者に対し、食料の安定供給の確保に必要な長期かつ低利の資金で、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通すること」が新たに加えられることとなった。

同法案は、平成11年2月23日に国会に提出され、5月7日に衆議院で可決、7月23日に参議院で可決・成立し、7月30日に公布された（「農林漁業金融公庫

法の一部を改正する法律」(平成11年法律第115号))。¹³⁾

(4) 公営企業金融公庫

公営企業金融公庫への国庫補給金は、昭和62年度以降毎年減額されていたが、平成9年9月の「特殊法人等の整理合理化について」に従って、3年間で段階的に減額され、平成12年度予算をもって廃止された。

政策的な特利制度を継続するためには、国庫補給金の減少見合額を公庫の損益計算上の益金で充当する必要が生じた。そのため、「公営企業金融公庫法施行令の一部を改正する政令」(平成13年政令第145号)により、同施行令第15条の2として、「利子を軽減された資金の貸付け(以下、この条において「利子軽減貸付け」という。)をしたときは、当該利子軽減貸付けをした事業年度において、当該利子軽減貸付けについて軽減されることとなる利子の額のうち主務省令で定めるところにより算定した額を利差補てん引当金として積み立てなければならない」という条項が加えられ、平成13年度予算より利差補てん引当金制度が創設された。¹⁴⁾

(5) 沖縄振興開発金融公庫

平成12年度には、金融自由化の進展や金融環境の変化に対応しながら、沖縄の振興開発を一層進展させることを目的として、公庫の業務範囲を拡張するとともに公庫業務に要する資金の調達手段を多様化する等のための法改正が実施された。

法案提出の趣旨説明によれば、① 沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に対する資金供給の円滑化を図るために、公庫の業務の範囲に当該事業の資金調達のために発行される社債の取得等の業務を追加するとともに、設備資金以外の非設備事業資金等にも資金供給ができるよう対象資金の範囲を拡大すること、② 公庫業務に要する資金の調達手段を多様化し、資金の安定的な確保を図るため、沖縄振興開発金融公庫債券の発行を可能にするるとともに、その債券に政府保証を付すことができること、③ 効率的な資金繰りを行うことを可能にするため、民間金融機関から短期借入金をすることができること、以上の3点が掲げられた。

同法案は、平成12年2月10日に国会に提出され、4月21日に衆議院で可決、

5月12日に参議院で可決・成立し、5月19日に公布された（「沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律」（平成12年法律第77号））。¹⁵⁾

〔注〕

- 1) 中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫五十年史』（平成15年、中小企業金融公庫）571-574ページ、参議院法制局「第146回国会制定法審議要録」13-18、145-148、177、191ページ。
- 2) 『国の予算』平成12年度 901ページ、『国の予算』平成13年度 872ページ、中小企業金融公庫編『中小企業金融公庫五十年史』（平成15年、中小企業金融公庫）612ページ。
- 3) 住宅金融公庫編『住宅金融公庫年報（平成13年版）』（住宅金融普及協会）114ページ。
- 4) 経済戦略会議「日本経済再生への戦略」（平成11年2月26日）
- 5) 産業構造転換・雇用対策本部「緊急雇用対策及び産業競争力強化対策について」（平成11年6月11日）
- 6) 経済対策閣僚会議「経済新生対策」（平成11年11月11日）19ページ。
- 7) 住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』（平成12年、住宅金融普及協会）161ページ。
- 8) 『国の予算』平成12年度 902、926ページ、住宅金融公庫編『住宅金融公庫五十年史』（平成12年、住宅金融普及協会）168-169ページ。
- 9) 内閣官房内閣参事官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録（平成12年）」399ページ、参議院法制局「第147回国会制定法審議要録」121-124、438ページ。
- 10) 経済対策閣僚会議「日本新生のための新発展政策」（平成12年10月19日）16-17ページ。
- 11) 住宅金融公庫編『住宅金融公庫年報（平成13年版）』（平成13年、住宅金融普及協会）15-17ページ。
- 12) 『国の予算』平成13年度 872、894-895ページ。
- 13) 参議院法制局「第145回国会制定法審議要録」369-370、531ページ、農林漁業金融公庫編『農林漁業金融公庫五十年史』（平成16年、農林漁業金融公庫）329ページ。
- 14) 公営企業金融公庫編『公営企業金融公庫史』（平成21年、公営企業金融公庫）346-347ページ。
- 15) 参議院法制局「第147回国会制定法審議要録」249-252、445ページ。

6 「行政改革大綱」と政府関係機関の見直し

以上のように、平成9年9月の「特殊法人等の整理合理化について」に沿って、平成11年度までに政府関係機関の統廃合が実施された。平成12年9月、小渕恵三首相の死去を受けて就任した森喜朗首相は所信表明演説において、「さらなる行政改革を推進するため、情報公開、定員削減などを着実に進めるとともに、IT、医療・福祉、雇用、教育分野などを含め、来年三月には新しい規

制改革推進三カ年計画を策定する一方、基礎的自治体のあり方も視野に入れた地方分権の推進、特殊法人等の見直しなどに積極的に取り組み、政府・与党一体となって、年内に行政改革大綱を策定いたします」と述べた。¹⁾

そして、同年12月に閣議決定された「行政改革大綱」において、「特殊法人及び認可法人（以下「特殊法人等」という。）の改革については、特殊法人等の事業が現在及び将来にわたる国民の負担又は法律により与えられた事業独占等の特別の地位に基づいて実施されていること等にかんがみ、すべての特殊法人等の事業及び組織の全般について、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた抜本の見直しを行う」とし、平成13年度中に各特殊法人等の事業及び組織形態について講ずべき措置を定める「特殊法人等整理合理化計画」を策定し、遅くとも平成17年度末までの「集中改革期間」内に、法制上の措置そのほかの必要な措置を講じることが明記された。²⁾ この計画に従って平成13年度以降、政府関係機関を含む特殊法人改革は進展していく。

〔注〕

- 1) 参議院法制局「第150回国会制定法審議要録」144ページ。
- 2) 内閣官房内閣総務官室「閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録（平成12年）」23-24ページ。